

名古屋学芸大学大学院  
看護学研究科看護学専攻（修士課程）

設置の趣旨等を記載した書類

〈目 次〉

はじめに	4
1. 設置の趣旨及び必要性	5
(1) 設置の趣旨	
(2) 設置の必要性	
(3) 現職看護職の受け入れと長期履修制度	
(4) 育成する人材像と教育研究上の目的	
(5) 修了後の進路	
(6) 組織として研究対象とする学問分野	
2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	14
3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	15
(1) 研究科の名称	
(2) 専攻の名称	
(3) 学位の名称	
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	16
(1) 大学院看護学研究科修士課程の3ポリシー	
(2) 養成人材像と3ポリシーの関係	
(3) 教育課程編成の考え方	
(4) 教育課程における科目構成	
(5) ディプロマ・ポリシーと教育課程との関係	
5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	28
(1) 教育方法	
(2) 履修指導方法	
(3) 研究指導方法	
(4) 修了要件	
(5) 履修モデル	
6. 基礎となる学部との関係	34
7. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施	35
(1) 修業年限	
(2) 履修指導及び研究指導の方法	
(3) 授業の実施方法	
(4) 教員の負担の程度	
(5) 図書館、情報処理施設等の利用方法や学生厚生に対する配慮、必要な職員の配置	
(6) 入学者選抜の概要	

8. 入学者選抜の概要	37
(1) 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）（再掲）	
(2) 募集定員	
(3) 募集方針と入学試験の種別	
(4) 選抜方法	
(5) 出願資格	
(6) 選抜種類ごとの具体的な内容	
(7) 入学試験の体制	
9. 教員組織の編成の考え方及び特色	41
(1) 教員組織の編成の基本的な考え方	
(2) 教員組織の年齢構成	
(3) 教員の研究体制	
10. 施設・設備等の整備計画	44
(1) 校地、運動場の整備計画	
(2) 校舎等施設の整備計画	
(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画	
11. 管理運営	46
12. 自己点検・評価	47
(1) 自己点検・評価	
(2) 認証評価	
13. 情報の公表	50
14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等	52
(1) 看護学研究科におけるFD計画	
(2) 本学におけるFD・SD活動	
15. 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画	54
(1) 研修先の確保の状況	
(2) 研修先との連携体制	
(3) 成績評価体制及び単位認定方法	
(4) その他特記事項	

## はじめに

名古屋学芸大学（以下、「本学」という。）は、豊かな人間性を涵養する普遍的教育と変化する社会情勢に適応する実学的教育を両輪とした「人間教育と実学」の精神を継承し、平成14（2002）年4月に開学した。

設置母体である学校法人中西学園のこの建学の精神「人間教育と実学」を基盤に、「人間を対象として人と心をテーマに、人間のために知と美と健康を創造する」を教育目的として掲げ、そのレーゾン・デートルを保持し続けるため、常に自己点検・評価を重ねている。

本学は、これら設立当初の目的を具現化しつつ、令和3（2021）年5月現在、4学部6学科及び3研究科並びに別科助産学専攻を設置しており、入学定員792名、総収容定員3,031名に達している。

設置されている学部学科別内訳は、申請時点において管理栄養学部管理栄養学科（入学定員160名、収容定員640名）、メディア造形学部（入学定員270名、収容定員1,080名：学科構成は映像メディア学科：入学定員120名、収容定員480名・デザイン学科：入学定員90名、収容定員360名・ファッション造形学科：入学定員60名、収容定員240名）、ヒューマンケア学部子どもケア学科（入学定員220名、収容定員880名）に加え、平成30（2018）年4月開設の看護学部看護学科（入学定員100名、収容定員400名）及び令和2（2020）年4月開設の別科助産学専攻（入学定員25名、収容定員25名）で構成されている。

他方、大学院は、栄養科学研究科栄養科学専攻（入学定員7名、収容定員16名：課程内訳は博士前期入学定員5名、収容定員10名・博士後期入学定員2名、収容定員6名）、メディア造形研究科メディア造形専攻（修士課程入学定員5名、収容定員10名）、子どもケア研究科子どもケア専攻（修士課程入学定員5名、収容定員10名）で構成されている。

これに加え、今回新たに看護学研究科看護学専攻修士課程（修士課程入学定員6名、収容定員12名）を開設するものである。



## 1 設置の趣旨及び必要性

### (1) 設置の趣旨

本学は平成28(2016)年6月に、令和4(2022)年の創立20周年に向け、「中期将来計画」〔NUAS Next (Vision for the Future) (2016-2022)〕(以下、NUAS Next という。)【資料1】を策定、公表した。

これは知の拠点としての高等教育機関への期待と役割が多様化する中、建学の精神に基づき社会の求める人材養成を通じて、地域貢献並びに我が国の未来に貢献することを目的として掲げたものである。

NUAS Next 策定にあたって、全教職員に対して「名古屋学芸大学 将来の夢～将来予測～」に関するレポートを求め、中期計画として令和4(2022)年の創立20周年までの7年間に実現したいとする計画を類型化し、以下に記載する3つの目標とそれに相応する3つの将来ビジョンを策定した。

【資料1 名古屋学芸大学中期計画 NUAS Next (Vision for the Future) (2016-2022)】

#### <3つの目標>

- 1) 本学の建学の精神「人間教育と実学」を出発点として、「知と美と健康の創造」をめざし、高い職業能力を持つ人材を育成する。
- 2) グローバルな視点で未来社会の発展を担い、人々が幸福に生きる社会の実現に貢献できる人材を育成する。
- 3) 少子高齢化社会を迎え、社会の変化にも柔軟かつ十分に対応できる教育体制を構築し、未来志向型の高等教育拠点を築く。

#### <3つの将来ビジョン>

- 1) 専門的職業人養成型大学としての機能強化及びガバナンスの確立
- 2) 地域創生、生涯学習などの多岐にわたる課題解決に資する中核的存在
- 3) 教育の質を保証するための大学改革

これらの目標及び将来ビジョンの一環として、本学がこれまで実践してきた人材養成をさらに発展させることを目的に、看護師及び助産師の育成を掲げ、看護学部及び別科助産学専攻並びに大学院の設置に向け、学内の意思統一が図られた。

本学は、NUAS Next 公表に先立ち、独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターの「独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター敷地内における看護大学及び看護大学院の設置・運営事業」に臨み、事業受託者として選定された。これを受け名古屋医療センターとの間において、「看護学部設立・運営に関する連携協定」(以下、「包括連携協定」という)

【資料2】を平成27(2015)年12月1日に締結した。

【資料2 包括連携協定書】

この包括連携協定により、両者は協議会を設置し、看護系新学部の教育内容を検討し、学部と研究科の新設に向け連携することとなった。その結果、国立病院機構関連施設を主たる臨地実習施設とし、臨地実習重視を特色とした次代に求められる未来志向の看護専門職（看護師）育成を目的とする看護学部看護学科（4年学士課程、入学定員100名）が平成30（2018）年4月に開設され、令和4（2022）年3月に第一期の卒業生を輩出する。

この間、令和2（2020）年4月には、包括連携協定に沿って、「母子の健康と家族の健やかな成長、女性の多様な生き方を支えること」を目的とした看護専門職（助産師）育成のための別科助産学専攻（1年課程、入学定員25名）を設置している。

今回の大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)(以下、「本研究科」という。)は、上記の包括連携協定の一環として学部設立当初から計画されていたものであり、NUAS Next (Vision for the Future) (2016-2022) の最終章となるものである。

## （2）設置の必要性

### 1）教育研究上の必要性

上述の通り、本学は法人の掲げる建学の精神「人間教育と実学」に則り、「人と心をテーマに知と美と健康を創造する」を教育目的に、平成30（2018）年に看護学部を新設した。看護学部では、「看護実践力と看護創造力を兼ね備え、あらゆる看護の場面で豊かな看護の心と人間性、高い倫理観、人権尊重と人権擁護の立場から法令遵守に則り、看護専門職として科学的根拠と合理的判断に基づき、心身両面からトータルケアできる専門知識を有する看護師」の育成を目的としている。

看護職は、病気や障害を持つ人とその家族に貢献する役割とともに、生涯を通し、多くの経験を積み、成長し続ける存在でもある。そのため、学士課程教育の段階から、より高度な看護の学修を念頭に継続的な学修計画を意識化させることは、専門性の高い人材輩出を導くことに繋がる。このことから学士課程の完成年度後、更なる発展を期すためにも研究科（修士課程）の開設は最重要かつ最優先と考えている。

また、看護職を育成する看護学は、実践を基盤とする看護の方法を理論と実践の両面から探究する学問であり、看護学の発展と人々への看護サービスの向上を図るためには、実践の場と教育・研究機関とが密に連携することが重要である。

現在、本学看護学部教員への看護研究指導や講義の要請が連携病院をはじめ愛知県内の施設から寄せられ、教育研究機関として、こうした要請に今後も継続的、且つ積極的に応える中、実践現場で活躍する看護職が、高度な専門性や研究能力を持ち、実践の場における継続教育の一翼を担っていくことも強く望まれている。

本研究科では、臨床や職場での課題や問題点を研究課題とし、修士論文を作成する過程を通して課題や問題点の解明、改善方法を学び、臨地に戻り、或いは今後もさらに多様化する看護職を必要とする職場で指導的・中核的な役割を担い実践する。

即ち、学部教育の内容を充実させ、保健・医療・福祉・教育等の現場において、広く地域社会ニーズに対応できる高度な専門職業人を養成する。

本研究科の入学者として、看護学部の卒業生、包括連携協定先である名古屋医療センターをはじめとする地域の医療機関の現職看護職を受け入れることでその要望に応え、地域の保健医療に貢献していく計画である。

加えて、2019年12月以降に全世界に拡大した COVID-19 の感染が終息を見せない中、最前線で治療に当たる医療従事者、関係者の負担は一層大きく、その責任も増大している。

とりわけ看護職においては、学部教育による育成は勿論のこと、大学院における高度で専門的な知識・技能や職業人としての強い意識と高い向上心の育成が強く求められている。

愛知県でその治療の中核的組織となっている名古屋医療センターからは、COVID-19の感染といった予測不能な新たな脅威の出現において、早急に研究科を設置し、より高度な看護職を育成するよう強く求められていることに加え、臨床現場における指導的立場となり得る人材養成も急務と要望されている。

## 2) 地域（愛知県）における必要性

本学が立地する愛知県は、全国的に人口が減少する中であって、現在も転入人口が多く将来の人口減少幅が小さい県の一つであり、今後は、後期高齢者人口、後期高齢者世帯の増加により、多疾患並存を有する対象の家族をも含む在宅ケアや看取り問題等に至るまで、様々な課題解決が本格化するエリアである。

「令和2年国勢調査人口速報集計結果」（令和3年6月25日 総務省）では、令和2（2020）年の愛知県の人口は754.6万人と全国4位となっている。2010～2015年の人口増加率は1.0%であったが、2015～2020年の人口増加率は0.8%となっており、増加幅が縮小している。また、第2期「愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和2年3月23日 愛知県）によれば、愛知県の人口は2025年までをピークとして減少に転じると予測されている。

しかしながら、後期高齢者人口については、2025年頃まで特に大きく増加し、2030年頃には2020年と比較して約24万人の増加（約1.2倍）となり、「65～74歳人口」も2025年頃からそれまでの減少傾向から増加傾向に転じる見通しとなっている。

現在、愛知県の人口構造は大きな転換点にあり、今後の人口減少と年齢構成の変化に備えて、地域全体を支える保健医療体制の構築が求められている。多数の医療従事者が関わる地域医療、地域包括ケアシステムにおいては、高度な知識と実践能力を備えた臨床や在宅看護のリーダーとなる、修士水準の看護職の必要性はより一層高まると考えられる。

上記の人口構成の変化を踏まえ、「愛知県地域保健医療計画」（平成30年3月公示、2018年度から2023年度までの6年間）【資料3】では、愛知県民の多様な保健医療需要に対応し、疾病予防から治療、リハビリテーション、在宅ケアに至る一貫した保健医療サー

ビスが適切に受けられる保健医療提供体制の確立を目指すことを目的とし、次の3つの基本方針が策定されている。

- ① 地域医療の体系化及び地域の特性に配慮した医療機関の機能分担、業務連携を推進し、効率的な医療提供体制の確立を図ること。
- ② 疾病予防等の保健対策を推進し、生涯を通じた健康づくりを支援すること。
- ③ 保健医療従事者の確保、資質の向上及び人材の有効活用を図ること。

「疾病予防から在宅ケアに至る一貫した保健医療サービス」を最前線で支えるのは看護職であり、それを支える保健医療従事者、看護職の確保と資質の向上には、上記③の通り、大学院における看護学の教育研究が欠かせないことから、本研究科の設置は、愛知県の保健医療計画に合致するものであり、看護の質の向上により地域の保健医療に貢献ができるものと考えている。

また同計画によれば、看護職に関する課題として、下記の項目が挙げられており、それは学部レベルというよりも、必然的に大学院レベルの研鑽を積んだ能力、スキルを求めるものに変化してきていると判断できる。

- 看護業務従業者は年々増加しているが、引き続き計画的かつ安定的な確保を図る必要があり、少子高齢化の更なる進行や医療の高度化などにより患者のニーズに応じた、より質の高い看護が求められていること。
- 医療の高度化や在宅医療の推進、介護老人保健施設などの介護保険関係サービスのニーズの増加が予想されるため、より一層、看護職の必要職員数を確保していく必要があり、特に、訪問看護については、地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、職員の確保及び資質の向上がますます必要であること。
- 保健医療や医療従事者を取り巻く環境は刻々と変化するため、それに対応して、看護教育内容の向上に継続的に取り組んでいく必要があること
- 医療の高度化、専門分化や在宅医療の多様化など保健医療を取り巻く環境が変化する中で、看護職には、より高度な専門知識及び専門技術の習得が求められており、看護職への継続教育がますます重要となっていること。
- 看護基礎教育を推進する上で指導的な役割を果たす看護教員リーダーを養成することが必要であること。
- 医療の高度化、専門分化に伴い、看護現場においては、特定の看護分野において、水準の高い看護を提供できる看護職が必要であること。

これらの課題に対して、本研究科は、3領域8専門看護学における高度な研究能力、教育能力、看護実践能力を身につけた看護職、看護教育者を養成することで、当該地域の抱える課題解決に寄与していく計画である。

加えて、地域において看護系大学、大学院に求められる役割については、日本学術会議による提言「「地元創成」の実現に向けた看護学と社会との協働の推進」（令和2年9月2日）の中で、「地元の人々の健康と生活に寄与することを目的として、社会との協働によ

り、地元の自律的で持続的な創成に寄与する看護学」として、「地元創成看護学」の創設が提唱されており、今後益々地域での連携や貢献が求められている。本研究科においても、地域との連携を深め、地域に特有の健康課題の解決に貢献するために、その教育研究資源を最大限に活用していく計画である。

【資料3 「愛知県地域保健医療計画」

第1章第1節 計画の目的／第9章2看護職 現状と課題 抜粋】

### 3) 看護系研究科と看護系学部の入学定員数値比較からの必要性

看護系大学院（修士課程）の3大都市圏における開設状況（令和2年度、出典：文部科学省高等教育局医学教育課）【資料4】を比較してみると、愛知県は10課程（国立1課程、公立2課程、私立7課程）が設置されており、入学定員は155名（国立18名、公立45名、私立92名）である。東京都においては、22課程（国立1課程、公立1課程、私立20課程）、入学定員は330名（国立25名、公立50名、私立255名）、大阪府においては、10課程（国立1課程、公立2課程、私立7課程）、入学定員は162名（国立65名、公立36名、私立61名）となっている。

他方、基礎学部となる看護系学部の設置状況（令和2年度）は、愛知県で15課程（国立1課程、公立2課程、私立12課程）が設置されており、入学定員は1,450名（国立80名、公立170名、私立1,200名）である。同様に東京都は29課程（国立2課程、公立2課程、私立25課程）、入学定員は2,211名（国立95名、公立80名、私立2,036名）、大阪府は20課程（国立1課程、公立2課程、私立17課程）、入学定員は1,615名（国立80名、公立175名、私立1,360名）となっている。

上記の3大都市圏における看護系学部入学定員に対する看護系大学院（修士課程）入学定員の比較対比（＝大学院入学定員÷学部入学定員）では、愛知県が10.7%、東京都が14.9%、大阪府が10.0%となっており、大阪府とはほぼ同等であるものの、東京都に比べると看護系大学院（修士課程）の整備状況は十分とは言える。

愛知県における看護系大学院志望者に応える意味から、上記の数値からも当該地区における大学院設置の余地が示されている。

【資料4 看護系大学院修士課程及び看護系学部の3大都市の入学定員比較対比】

### 4) 我が国における看護師養成の高度化の方向性からの必要性

【資料5-1】に示す通り、令和3（2021）年4月、公益社団法人日本看護協会は文部科学省高等教育局へ「令和4年度予算・政策に関する要望書」を提出し、その中で、主題として「質の高い看護人材の養成推進」を掲げ、社会からの期待に応えるためには、保健師・助産師・看護師ともに、さらなる専門性の発揮が必要としている。

また、【資料5-2】の一般社団法人日本看護系大学協議会からは、令和3（2021）年8月に自民党看護問題小委員会あてに、新たな感染症パンデミックを見越した人材育成につ

いての「要望書」が提出され、多様な現場で高度なリーダーシップを発揮できる人材の育成、感染対策のスペシャリスト育成のための大学院教育の充実、看護系大学・大学院における感染症対応型人材の育成が具体的に要望されている。

これからの社会を支える看護職には、状況を的確に観察・判断し、状況に応じて適切に対応できる看護実践能力の向上が不可欠で、国民の医療・看護のニーズに応えるため、看護実践能力を向上する基礎教育の拡充は喫緊の課題であるともしている。

教育時間確保の観点から、大学においては4年間の看護師教育を行い、保健師教育・助産師教育は大学院教育に速やかに移行することを求めているが、このことは一方で、保健師・助産師のみならず、看護師養成についても学部教育をさらに進展させ、大学院における高度専門職業人養成や看護教育の研究者、教育者の育成が必要と窺い知ることができる。

これら我が国の看護教育全般の将来性と必要性からも、看護系大学院の設置は社会的な要請と判断できる。

【資料5-1 公益社団法人日本看護協会「令和4年度予算・政策に関する要望書」】

【資料5-2 一般社団法人日本看護系大学協議会「新たな感染症の時代における看護学教育環境整備と感染症対応型人材育成に関する 要望書」】

#### 5) 国立病院機構等からの大学院設置要請

先述の通り、本学は平成30(2018)年4月の看護学部開設に先立ち、名古屋医療センターとの間において、「看護学部設立・運営に関する連携協定」を締結した。その際、その協定の中には学部のみならず、学部完成年度に向けて、高度専門職業人の要請に向けた大学院の設置も明記されたところである。

これらの関連から、看護学部における臨地実習先も独立行政法人国立病院機構を中心に確保されており、名古屋医療センターを始め、豊橋医療センター、東名古屋病院、東尾張病院、長良医療センター、天竜病院、鈴鹿病院の東海三県下の機構に加え、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター等とも、一期生の卒業生の就職先として深い協力体制を構築している。

これら機構、センターからは、学部卒の看護師養成のみならず、より専門性を備え現場でのリーダーシップを発揮できる高度な専門職業人としての看護師養成のために、本学に対し看護系大学院の設置が【資料6】にも示した通り、強く要望されているところである。

【資料6「名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望」7機構1センター各要望書】

#### 6) 看護職員の需給推計からの大学院設置要請

厚生労働省の「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ」(令和元年11月15日)【資料7】では、労働形態(ワークライフバランス)の変化に応じた3種類のシナリオにより、令和7(2025)年の看護職員の需給について推計を行っている。

それによれば、シナリオ①(労働環境が高負荷)の場合、同年の看護職員(実人員)の全国の需要推計は188.1万人、シナリオ③(労働環境が低負荷)の場合の需要推計は202.0万人、それに対する供給推計(都道府県報告値)は174.7万人となっている。

愛知県については、シナリオ①の需要推計が9.4万人、シナリオ③の需要推計が10.1万人に対し、供給推計は8.8万人(都道府県報告)、9.6万人(指数平滑法による分科会の推計)となっており、推計方法により差はあるものの、看護職の供給が充分であるという結論には至っていない。

本研究科が養成する看護職は、修士水準の高度な医療専門職であり、その養成人数も限られているが、臨床や地域医療のリーダーとなるべき看護職や、看護職を教育する看護教員の養成は、看護全体で求められている人材供給であると考えている。

【資料7 厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ」(令和元年11月15日 抜粋)】

### (3) 現職看護職の受け入れと長期履修制度

本研究科では、アドミッション・ポリシーに示す多様な学生を受け入れるため、学生のレディネスを考慮した教育に配慮する。学部からの進学者に対しては、専門分野を深く学修した後、各施設で専門職として看護キャリアをスタートできることを目標とする。

また、現職看護職の入学に対しては、修了後、それぞれの現場において、患者や地域の人々の健康と生活を向上させるための中核的な役割を担うとともに、実践現場での牽引的な役割を担い看護全般のサービスの質的向上を図ることのできる高度専門職業人として活躍できることを目標とする。

就業を継続しながら学修する者に対しては、大学院設置基準第14条の特例による教育方法を用いて、学生の要望に応じて夜間、週末開講を実施するとともに、在職のまま修学できるよう長期履修制度【資料8】の適用などの便宜を図る。

【資料8 名古屋学芸大学大学院〔看護学研究科〕長期履修内規(案)】

### (4) 育成する人材像と教育研究上の目的

本研究科では、大学院設置基準に則り、広い視野に立って精深な学識を授け、看護学における研究能力に加え、高度な専門性が求められる看護職を担う卓越した能力を培う。

看護を取り巻く社会環境においては、看護系大学院に求められる役割や、養成する人材への社会的人材需要が益々拡大していることから、本研究科は、その社会的必要性、地域的必要性及び人材需要に応えるため、本学の建学の精神である「人間教育と実学」を礎に、以下の通り「育成する人材像」及び「教育研究上の目的」を策定する。

#### [育成する人材像]

本研究科では、看護の現象を多角的な視点で捉え、高い倫理観とともに、高度な研究能力、教育能力、看護実践能力のもと、様々な課題を探究することにより看護学の発展と看護の質向上に貢献できる看護専門職を育成する。

#### [教育研究上の目的]

本研究科は、看護の現象を多角的な視点で捉え、高い倫理観とともに、高度な研究能力、教育能力、看護実践能力をもって様々な課題を探究できる看護専門職である人材を育成することにより、看護学の発展と看護の質向上及び地域の保健医療に貢献することを教育研究上の目的とする。

看護は理論と実践を両輪とする学問であり、看護研究と看護実践は相互に発展することが理想的である。本研究科では、現職看護職を受け入れることで、看護現場における課題を教育研究機関として共有し、人材養成と看護研究を通じてその課題解決に貢献する。

多様な現場で対象者と対面し直接的なケアを担う看護職には、何よりも高い倫理観を有することが求められることから、本研究科の育成する人材像においても、高い倫理観を身につけることとしている。

また、多職種が連携する医療現場、多様な属性の個人が対象として存在する看護の場においては、幅広い専門知識により看護を多角的な視点で捉える能力も必要である。さらに、それぞれの専門領域において課題を探究できる研究能力、臨床現場や看護教育機関において看護人材養成に資する教育能力、そして何よりも看護の質向上に寄与でき、現場でリーダーシップを発揮できる看護実践能力を身につけた人材を本研究科において育成する。

上述の育成する人材像及び教育研究上の目的を実現するため、学生に修得させる能力及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、第4章「教育課程の編成の考え方と特色」にて詳述する。

#### (5) 修了後の進路

本研究科の修了後の進路としては、以下のように想定している。

- ①病院等医療機関及び福祉施設等の看護職及び看護管理職
- ②大学等の研究職及び教育職、看護師等養成学校等の看護教員職
- ③博士後期課程への進学

本研究科は【資料6】に示した通り、国立病院機構名古屋医療センター等の本学と関係のある多くの医療機関から設置の要請を受けていることから、修了後の医療機関への就職については確実な人材需要があることを確認している。



また、中部地区の医療機関や看護師養成学校等に対する就職の見込みについては、採用意向アンケート調査を行い、その結果十分な人材需要、採用意向を確認しているが、詳細は「学生の確保の見通し等を記載した書類」に記載した。

#### **(6) 組織として研究対象とする学問分野**

本研究科では、看護学をその研究対象とする。また、医学、国際保健学、公衆衛生学、薬学等を専門とする教員も配置する計画であることから、看護学を研究の中心とした上で、それらの周辺領域も研究対象に含める。

研究科の科目区分に沿った詳細な研究分野としては、発達看護学領域においては、母性看護学、助産学、小児看護学、成人看護学、老年看護学を研究対象とし、広域看護学領域においては、精神看護学、地域看護学、在宅看護学を研究対象とし、発展看護学領域においては、災害看護学、看護管理学、看護教育学を研究対象とする。

## 2. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科においては、その教育研究上の目的に基づき、広い視野を備えた、高い研究能力、教育能力、看護実践能力を持つ人材の育成に注力する。このため、現段階では、修士課程までの計画とし、課程の充実を図ることに専心するが、修士課程設置後、教育・研究の状況や学生の学修成果等について点検評価を行い、看護実践と看護学の発展に資する新たな知識や技術を創造し看護実践と教育・研究を牽引する人材の育成の必要性と、本学の準備状況に鑑みながら、研究科における実績や社会的ニーズなども踏まえて、将来における博士後期課程の開設に向けて検討していく。

### 3. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

研究科・専攻の名称及び学位の名称は、次のとおりとする。

本研究科の名称は、看護学を主な教育研究の対象とすることから「看護学研究科」とし、専攻の名称は「看護学専攻」とする。英訳名称は、国際的な通用性に鑑み、以下（１）（２）に示す名称とする。

また、本研究科の学位に付記する専攻分野の名称は、主たる教育研究分野が看護学であることから、修士（看護学）とする。英訳名称は、国際的な通用性に鑑み、以下（３）に示す名称とする。

（１）研究科の名称：看護学研究科

英訳名称：G r a d u a t e   S c h o o l   o f   N u r s i n g

（２）専攻の名称：看護学専攻

英訳名称：M a s t e r ' s   C o u r s e   i n   N u r s i n g

（３）学位の名称：修士（看護学）

英訳名称：M a s t e r   o f   S c i e n c e   i n   N u r s i n g

#### 4. 教育課程の編成の考え方及び特色

本研究科は、教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開講するとともに、学位論文の作成等に対する研究指導の計画を策定し、カリキュラム・ポリシーとして掲げる方針のもとに体系的な教育課程を編成する。教育課程の編成にあたっては、専攻する専門看護学に関する高度な専門的知識及び能力を修得するとともに、看護学に関連する分野の基礎的素養を涵養するように適切に配慮する。

以上により、本研究科では、中央教育審議会の答申「新時代の大学院教育」（平成 17 年 9 月 5 日）で示された、大学院教育の実質化を担保し、学位授与へと導く体系的な教育研究プログラムを具現化する。

##### （1）大学院看護学研究科修士課程の 3 ポリシー

本研究科では、教育研究上の目的を実現し目的とする人材像を育成するため、3 ポリシーを以下のように策定する。

##### [学位授与の方針]（ディプロマ・ポリシー）

本研究科では、必要な単位を修得し、次の能力を有すると認められた者に、修士（看護学）の学位を授与する。

DP① [研究能力]	看護研究の理論的基盤と方法論を身につけるとともに、看護の現象を多角的な視点で捉え、様々な課題解決や看護実践のための研究を行うことで、看護学の発展に貢献できる能力を有する。
DP② [教育能力]	科学的かつ体系的な幅広い視点から看護教育を捉え、看護を学ぶ対象への指導力を高め、看護教育の質の向上に貢献できる能力を有する。
DP③ [看護実践能力]	専門分野の課題に対し、高度な専門的知識と科学的根拠に基づき、高い倫理観とともに多職種との連携や協働を通じて、課題解決にかかわり看護実践の質向上に貢献できる能力を有する。

ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を育成するための教育課程編成の方針を以下のように定める。

##### [教育課程の編成方針]（カリキュラム・ポリシー）

本研究科は、以下の方針により教育課程を編成し研究指導を行う。

CP [基本編成方針]	本研究科の人材養成の目的及びディプロマ・ポリシーで求める能力を達成するため、共通科目、専門科目、特別研究の3つの科目区分により教育課程を編成する。本研究科における学修の基盤となる共通科目には、基盤研究科目、看護実践科目、看護関連科目を置く。 各専攻における学修を深める専門科目には、発達看護学領域、広域看護学領域、発展看護学領域の3領域を置く。 修士論文に向けた研究を推進するため、特別研究を置く。
----------------	---

CP①-1 [研究能力]	共通科目に「看護研究方法論」等の基盤研究科目を配置し、研究のプロセスを理解し、研究を推進するための基盤となる能力を身につけ、研究計画の立案遂行・論文作成に取り組むために必要な研究能力を培う。
CP①-2 [研究能力]	専攻領域における高度な研究能力の修得に向けて、専門科目の発達看護学領域・広域看護学領域・発展看護学領域の各領域に特論、演習科目を配置する。特論・演習の一括履修により、専門分野の知見を掘り下げながら研究課題を見出すための研究能力を培う。
CP①-3 [研究能力]	修士論文の完成に必要な研究能力の修得に向けて、特別研究科目として「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を配置する。指導体制としては、専門的な視野から研究指導を行う主指導教員に加え、多角的な視点を獲得するために副指導教員を配置する。学位論文の審査においては、透明性と公正性を担保できる審査体制を編成する。
CP②-1 [教育能力]	高度な看護教育能力の修得に向けて、共通科目に「看護教育方法論」等の看護実践科目及び看護関連科目を配置し、看護教育に関する知識と技能を養うとともに、実践的且つ幅広い視点から看護教育への視野を広げる。
CP②-2 [教育能力]	高度な看護教育能力の修得に向けて、専門科目における発達看護学領域・広域看護学領域・発展看護学領域に演習科目を配置する。各演習科目において、専門分野の学識を深めながら、その知見を活用し対象のレディネスに合わせた教育方法を探究し授業計画案を作成、実施、評価することで、看護の専門性に基づいた教育能力を修得する。
CP③-1 [看護実践能力]	看護実践のための高度な能力を修得し、高い倫理観を養うために、共通科目に「看護倫理学」「多職種連携方法論」等の看護実践科目を配置する。看護関連科目により看護実践を支える専門的な知識を養い実践への視野を広げる。
CP③-2 [看護実践能力]	専門分野における実践課題を探究するための高度な看護実践能力の修得に向けて、専門科目の発達看護学領域・広域看護学領域・発展看護学領域の各領域に特論科目を配置する。また、フィールドワークを通じて看護実践を支える知識と技能を修得するため、各領域に演習科目を配置する。
CP [教育方法・評価方法]	本研究科では、事前・事後課題、フィールドワーク、グループ討議を重ね、主体的に学ぶ方法、専門性を高める教育手法を取り入れる。 成績、学位論文の評価及び修了認定は、ディプロマ・ポリシーの達成度に基づき、学生にシラバス等で明示した基準により行う。 教育研究の質保証のため、大学において教育課程の自己点検・評価を行う。

上述のカリキュラム・ポリシーにより編成した教育課程により、ディプロマ・ポリシーに向けた人材養成を行うため、以下のアドミッション・ポリシーを定める。

### [入学者受入れの方針] (アドミッション・ポリシー)

本研究科は、教育目的を理解し入学を希望する次のような者を求める。

AP①	多様な研究への探究心をもって主体的に取り組み、表現できる人
AP②	看護教育への関心を持ち、看護の専門性に基づいた知識・技能に向き合い 教育に取り組む意欲のある人
AP③	実践能力を高める意欲と科学的根拠に基づいた看護を思考し、多様な人々と協働できる人

### (2) 養成人材像と3ポリシーの関係

本研究科では、「看護の現象を多角的な視点で捉え、高い倫理観とともに、高度な研究能力、教育能力、看護実践能力のもと、様々な課題を探究することにより看護学の発展と看護の質向上に貢献できる看護専門職の育成」を目的とするが、養成人材像とカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの関連性について以下に説明する。

養成人材像のうち、「研究能力」は、DP①「看護研究の理論的基盤と方法論を身につけるとともに、看護の現象を多角的な視点で捉え、様々な課題解決や看護実践のための研究を行うことで看護学の発展に貢献できる能力」に関連し、その能力は、CP①-1、CP①-2、CP①-3（研究能力）により編成された教育課程科目により培われる。

養成人材像のうち、「教育能力」は、DP②「科学的かつ体系的な幅広い視点から看護教育を捉え、看護を学ぶ対象への指導力を高め看護教育の質の向上に貢献できる能力」に関連し、その能力は、CP②-1、CP②-2（教育能力）により編成された教育課程科目により培われる。

養成人材像のうち、「看護実践能力」は、DP③「専門分野の課題に対し、高度な専門的知識と科学的根拠に基づき、高い倫理観とともに多職種との連携や協働を通じて課題解決にかかわり看護実践の質向上に貢献できる能力」に関連し、その能力は、CP③-1、CP③-2（看護実践能力）により編成された教育課程科目により培われる。

養成人材像及び3ポリシーと教育課程の関連図は、【資料9】に示す。ディプロマ・ポリシーで求められる能力と開設科目との関係については、【資料10】に示した。

【資料9 養成人材像と3つのポリシーの関係】

【資料10 ディプロマ・ポリシーで求められる能力と開設科目との関係】

### (3) 教育課程編成の考え方

上述したカリキュラム・ポリシーにより編成した教育課程の考え方と構造について、以下に説明する。

## 1) 領域と課程の構造

本研究科の教育課程は、大きくは共通科目、専門科目、特別研究の3科目に区分される。共通科目は研究科の基盤をなす科目であり、基盤研究科目、看護実践科目、看護関連科目の3区分としている。専門科目は、本研究科の領域区分であり、看護を多角的な視点からとらえ様々な課題解決や看護実践のための研究を行う上で発達看護学領域、広域看護学領域、発展看護学領域の3領域で構成する。特別研究には、研究指導のための科目を置く。

### (領域設定の理由)

専門科目を3領域で構成することにより、領域横断による看護から生み出される知見の活用化を促すことを狙いとした。

発達看護学領域は、対象のライフステージに関わる看護学で各ステージにおける特徴や課題を踏まえた看護を探究する母性・助産看護学、小児看護学、成人・老年看護学で構成し、それぞれの「特論」「演習」の6科目を配置する。

広域看護学領域は、学校や職場などあらゆる日常生活で、誰もが体験している精神保健や対象とする生活集団全体の健康レベルの向上を目指した看護活動の方法を探究する広域に及ぶ看護学で、精神看護学及び地域・在宅看護学で構成し、それぞれの「特論」「演習」の4科目を配置する。

発展看護学領域は、看護学を統合しながら発展的に課題に取り組む看護学で、専門性が高く応用的な知識やスキルが求められる災害看護学、看護管理学、看護教育学で構成し、それぞれの「特論」「演習」の6科目を配置する。

看護専門分野を3つの領域に再編した理由は、学生が、自身の専攻する専門看護学の中で完結することなく、隣接し関連する専門看護学の知見や研究を取り入れることで、研究のための視野を広げることを企図したことによる。

具体的には、発達看護学領域は、ライフステージの発達段階別に構成された領域、広域看護学領域は、看護の「場」の広がりにより構成された領域、発展看護学領域は、より専門性に特化した知識と技能が必要な領域として設定した。

このような領域構成とすることで、学生は、横断的な観点から自らの専門領域の研究を深めることが可能となる。

特に臨床や地域で看護実践を行う現職看護職においては、対象へのケアに必要な知識や技能は常に横断的であり、本研究科における3領域の構成は、看護研究及び看護実践の側面から妥当であると考えている。

[名古屋学芸大学大学院看護学研究科のカリキュラム構造図]

科目区分	領 域	
共通科目	基盤研究科目	
	看護実践科目	
	看護関連科目	
専門科目	発達看護学領域	母性・助産看護学
		小児看護学
		成人・老年看護学
	広域看護学領域	精神看護学
		地域・在宅看護学
	発展看護学領域	災害看護学
		看護管理学
		看護教育学
	特別研究	

## 2) 順序性と体系性

本研究科の教育課程は、カリキュラムマップによる相関図【資料11-1】やカリキュラムツリー【資料11-2】に示すように、看護学の学術的基盤の形成から応用的な学び、研究の推進と学位論文の作成につながるように、科目の順序性と体系性を意図して配置している。

1年前期、後期を通して共通科目を履修し、1年前期には専攻する領域の「特論」科目、1年後期には「演習」科目と「特別研究Ⅰ」を配置した。2年次には、1年次の学修を踏まえて、研究指導を行う「特別研究Ⅱ」（2年通年）を配置した。

いずれの看護領域においても、大学院の教育研究水準の高度な教育研究を行い、年次進行に応じて学修に深みと広がりが生じるように科目を配置している。

【資料11-1 カリキュラムマップによる養成人材像やディプロマ・ポリシーとの相関図】  
【資料11-2 カリキュラムツリー】

## 3) 教育方法・評価方法

講義・演習・研究指導の各授業形態において、事前・事後課題、フィールドワーク、プレゼンテーション、グループ討議等により学生が主体的に学ぶ方法、専門性を高める方法を取り入れる。

評価方法については、ディプロマ・ポリシーに沿う能力の修得に沿った達成目標及び成績評価の方法・基準をシラバスにより周知し、成績評価を行う。修了時には、ディプロマ・ポリシーの達成度を測るとともに、論文審査を行う。



#### (4) 教育課程における科目構成

##### 1) 共通科目

基盤研究科目には、研究能力の基盤となる「看護研究方法論」「看護理論」「英語文献クリティーク」「多変量解析論」の4科目を置く。全て2単位であり、「看護研究方法論」と「看護理論」は必修とする。「看護研究方法論」では、看護における現象や問題、そこに潜む法則性を明らかにするための研究のプロセスや科学的アプローチについて教授し、看護学研究を実際に進めていく上での方法を身につける。「看護理論」では、看護学の理論体系及び諸理論と看護現象との関係について理解を深め、看護理論を実践及び研究に活用する力を養う。「英語文献クリティーク」では、看護学の英語文献を読解しクリティークに取り組み、研究に有用な資料として英語文献を活用できる能力を身に付ける。「多変量解析論」では、看護研究に欠かせない多変量解析を行う上で必要な統計学の基礎を学び、使用頻度が高い多変量解析の方法について学ぶ。

看護実践科目には看護教育、看護倫理、看護管理の基盤となる「看護教育方法論」「看護倫理学」「看護コンサルテーション論」「看護マネジメント論」「多職種連携方法論」「看護フィールド演習」の6科目を置く。全て2単位であり、「看護教育方法論」「看護倫理学」の2科目を必修とする。「看護教育方法論」では、看護教育制度と看護教育の特徴に始まり、効果的な授業設計、教育方法や評価の方法と諸理論についても理解を深め、看護実践の質を高めるための方法や看護教育をめぐる現代の課題とその解決方法を探究する能力を養う。「看護倫理学」では、臨床における様々な倫理的問題・葛藤を取り上げ、倫理の原則、生命倫理と看護倫理に関する動向、研究、教育、実践における倫理的諸問題などについて学び、看護専門職としての倫理観や倫理的態度について考える能力を養う。「看護コンサルテーション論」では、コンサルテーションのために必要な知識や技術について理解し、コンサルティとコンサルタントの関係性構築のプロセスについて理解を深める。「看護マネジメント論」では、看護管理の変遷を概観し、看護管理が担う役割について学修し、能動的かつ創造的にマネジメントに関わる姿勢を養う。「看護フィールド演習」では、看護問題や課題解決に向けた取り組みを実際の看護の場であるフィールドに出て実施し、自己の取り組みを評価することにより課題を明らかにし看護の質向上に貢献できる能力を養う。「多職種連携方法論」では、保健・医療・福祉の多職種専門職者と信頼関係を構築し、連携及び協働するため、多職種連携における自己の役割と他職種の役割理解、連携のためのアサーティブ・コミュニケーション能力と、専門職としての高い倫理観とプロフェッショナルリズムを身につける。チーム医療において他職種の役割を幅広く学ぶ観点から、薬剤師、臨床検査技師、社会福祉士をゲストスピーカーとして迎える形で、多職種連携の実践について学ぶ内容を加え、それらの職種についても深く理解できる内容とした。

看護関連科目には、看護の周辺領域もカバーする「看護病態生理学」「看護臨床薬理学」「家族看護学」「国際保健学」「保健医療福祉行政論」「看護海外研修」の6科目を置く。全て2単位とし選択科目とする。「看護病態生理学」では、観察した患者の状態から病態

をアセスメントし、看護介入に必要となる病態生理学の知識や理解を深める。「看護臨床薬理学」では、薬物治療を受ける患者の病態を深く理解するための薬理学・臨床薬理学の知識と薬物治療に精通した実践能力を獲得し、与薬や治療管理に関する高度な知識、判断力を身につける。「家族看護学」では、家族アセスメントから看護介入に至る過程について概説し、具体的な家族看護問題を有する事例の分析によって、家族看護への理解と実践能力の獲得を目指す。「国際保健学」では、社会開発・経済開発の過程で生じる健康問題とその多面的要因や実行可能な対策について考察し、当該分野の主要な課題を開発途上国における具体的事例を通して検討する。「保健医療福祉行政論」では、保健・医療・介護・福祉施策の基礎となる各種の法律や制度について理解を深め、健康政策・健康事業の企画から評価について学ぶ。「看護海外研修」では、タイ王国における海外研修を通じて、日本に在住するアジア系外国人の文化や価値観を踏まえた看護や支援について考察を深めるとともに、タイにおける看護教育の歴史的な背景を知るとともに教育制度、教育の特徴について学び、看護教育への探究心を培う。

## 2) 専門科目

専門科目は、発達看護学領域、広域看護学領域、発展看護学領域の3つの看護学領域で構成する。学生は3領域の中で自身が専攻する看護学を決定し、その「特論」及び「演習」科目を通して研究能力、教育能力、看護実践能力を深めるとともに研究疑問を洗練し、特別研究に繋げる。学生が主として専攻する専門看護学の「特論」科目2単位（1年前期）、「演習」科目4単位（1年後期）の計6単位の修得を選択必修とする。

各専門看護学の「特論」では、それぞれの専門看護学の基盤となる主要な看護実践について、最新の知見をもとに教授することとし、加えて専門看護学における特徴や課題からその専門分野における看護実践への知見を深め、具体的なレベルで様々な立場について議論を通して学びを深める。

「演習」科目では、講義科目で学修した知識を、活用応用レベルまで深化させ課題解決に取り組む能力を育成する。「特論」で学修した内容における様々な課題、または関心のあるテーマを掘り下げて研究的に明らかにしながら絞り込み、一つのテーマを取り上げる。具体的には、様々な手法で看護専門学領域の課題へのアプローチを試み、そのプロセスや結果から新たな看護実践に関する方向性や課題、実践の方法などを議論する。自己の課題の明確化をふまえ、課題解決のための計画立案と実施を行う。「演習」におけるフィールドワークでは、明確化した課題に取り組み、研究能力、看護実践能力を培う。課題解決に向けて研究的に取り組み、テーマをさらに深めることで「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」に繋げる。同時にフィールドワークで得た結果の一部を取り上げ、模擬授業を計画・立案し、実施し評価を受けることで教育能力の向上も図る。

本研究科における各領域の概要は次に述べる。

## ① 発達看護学領域

### (母性・助産看護学、小児看護学、成人・老年看護学)

発達看護学領域は、人間の発達過程に沿った看護学であり人の一生への支援を展開する看護学領域である。周産期にある母体と胎児及び各ライフステージにある女性、新生児・乳幼児・学童期・思春期からなる小児、青年期・壮年期・老年期からなる成人を対象にする。発達看護学領域は、各発達段階における複雑かつ高度な健康課題に対応する「母性・助産看護学特論」「母性・助産看護学演習」「小児看護学特論」「小児看護学演習」「成人・老年看護学特論」「成人・老年看護学演習」の6科目で構成する。

「母性・助産看護学特論」(1年前期・2単位)では、性差による生物学的、生理学的、社会的な問題や知見にふれ、性差を考慮した看護課題について探究するとともに、女性の健康援助に関連する様々な概念、我が国や世界における母性看護に関する政策課題、女性の健康援助に対する具体的な援助法などに視点を絞り討議する。「母性・助産看護学演習」(1年後期・4単位)では、「特論」での学修を踏まえ、周産期及びそれぞれのライフステージにある女性に対して、効果的な看護援助方法を提供するためのコンサルテーション能力を養い、援助方法を評価するための看護研究方法について検討する。

「小児看護学特論」(1年前期・2単位)では、子どもとその家族がおかれているさまざまな状況を理解し、特に子どもの倫理的側面として、児童の権利条約の理念に基づいた健康生活について多様な視点で論議し、子どもの生きる権利の擁護に関する課題と方法について探究する。子どもの成長発達の視点、生活リズム形成等の理解を深め、生活者としての子どもの存在を理解し、小児看護学研究の動向を探るとともにその特徴を捉える。

「小児看護学演習」(1年後期・4単位)では、「特論」での学修を踏まえ、効果的な援助方法を構築・評価するため、フィールドワークの実践を通して小児看護の特徴や課題について探究する。

「成人・老年看護学特論」(1年前期・2単位)では、成人・老年看護学における日本を含む諸外国のケアの制度、サービスシステム、看護の機能について理解し、多様な生活環境、自尊心を含めたケアの選択と意思決定、セルフケア能力の向上、健康問題と生活の特徴に合わせて看護を展開するための理論について探究し、その応用としてのアセスメント方法、ケア実施での特徴、ケアの効果評価(アウトカム)方法を考究する。「成人・老年看護学演習」(1年後期・4単位)では、「特論」での学修を踏まえ、成人・老年期の健康状態や生活行動能力の向上、悪化防止・維持とQOLの向上を目指して、発生しやすい健康問題と生活問題を中心として看護実践の向上とそのため理論や介入のエビデンスを用いて、研究への応用能力の修得を目指す。

発達看護学領域では、母性・助産看護学、小児看護学、成人・老年看護学の各「特論」科目は、DP①(研究能力)とDP③(看護実践能力)で求められる能力を培い、各「演習」科目は、DP①(研究能力)、DP②(教育能力)、DP③(看護実践能力)の全てのDPで求められる能力を培う。

## ② 広域看護学領域

### (精神看護学、地域・在宅看護学)

日常生活を送る場を基盤とする広域看護学領域は、精神看護学、地域・在宅看護学で構成し、多様な場における看護援助に着目する。特徴的な現象や概念、理論を学修することを基本とし、生活者としての対象理解に基づいた看護援助方法の開発を行う。広域看護学領域は、精神疾患やメンタルヘルスの問題を理解し、問題を抱える人々のアセスメントや援助技法を学ぶ「精神看護学特論」「精神看護学演習」、個人・家族・集団・組織及び地域で展開する看護の理論と方法について学ぶ「地域・在宅看護学特論」「地域・在宅看護学」の4科目で構成する。

「精神看護学特論」（1年前期・2単位）では、精神保健看護の枠組みでクライアント(患者・家族・集団・組織・コミュニティ)が自らの精神健康上の課題に気づき、心理的に困難な状況を主体的に乗り越えていくケアシステムの構築をパーパスとする。対象と場を考慮したケアの基盤となる看護理論や関連分野のモデル、概念に対する理解を深め、看護の実践・管理、教育、研究の方向性を探究する。「精神看護学演習」（1年後期・4単位）では、「特論」での学修を踏まえ、メンタルヘルス上の困難を有する対象に対して、効果的な看護援助方法を提供するためのコンサルテーション能力を養い、援助方法を評価するための看護研究方法について検討する。

「地域・在宅看護学特論」（1年前期・2単位）では、地域に住む個人、家族、集団、地域全体を対象として、多様な健康レベルと地域特性に合わせた望ましいコミュニティヘルスについて探究するとともに、我が国や世界における様々な課題、コミュニティに対する具体的な支援方法などの地域看護活動について討議する。「地域・在宅看護学演習」（1年後期・4単位）では、「特論」での学修を踏まえ、地域看護活動を展開するために効果的な看護援助方法を提供するためのコンサルテーション能力を養い、援助方法を評価するための看護研究方法について検討する。

広域看護学領域では、精神看護学、地域・在宅看護学の各「特論」科目は、DP①（研究能力）とDP③（看護実践能力）で求められる能力を培い、各「演習」科目は、DP①（研究能力）、DP②（教育能力）、DP③（看護実践能力）の全てのDPで求められる能力を培う。

## ③ 発展看護学領域

### (災害看護学、看護管理学、看護教育学)

発展看護学領域は、地震、大洪水、噴火、猛暑、豪雪など近年の激甚災害において災害時及び災害後のケアにおいても必要な知識とスキルを修得することに主眼を置いた災害看護学、組織管理において求められる組織分析方法や変革理論の応用、人材資源活用の理解と看護サービスの質管理において重要な質評価と質改善の介入方法、医療安全における

様々な分析方法やリスクマネジメントについて理解し、探究する看護管理学、さらに看護専門職の育成に関わる看護教育においては看護基礎教育、継続教育の現状分析と課題を追究し、看護教育に関する諸理論や関連学問分野の知見を活用して、看護の質を高めるための教育的役割と機能、教育方法、教育評価等について探究する看護教育学で構成する。発展看護学領域は、「災害看護学特論」「災害看護学演習」「看護管理学特論」「看護管理学演習」「看護教育学特論」「看護教育学演習」の6科目で構成する。

「災害看護学特論」（1年前期・2単位）では、近年の様々な大災害に罹災する状況から災害時の看護や災害後の心理的ケア、二次的に起こる障害や疾患へのケア、放射能による被曝の不安、家族の分離によるストレスなどへの看護を学ぶ。「災害看護学演習」（1年後期・4単位）では、「特論」の学修を踏まえ、質の高い災害看護を実践・提供するための能力を養い、現在展開されている災害看護を検証・評価するための研究方法について検討する。

「看護管理学特論」（1年前期・2単位）では、看護管理の基本となる諸理論や概念、組織運営の手法、人材育成方法について学び、看護サービスを効果的かつ効率的に提供するための看護組織の運営・人的資源管理を学ぶ。「看護管理学演習」（1年後期・4単位）では、「特論」の学修を踏まえ、各自が実践してきた領域の臨床実践及び教育上の課題を追究し、問題の所在を明らかにするための文献検討及びフィールドワーク、事例分析を行う。

「看護教育学特論」（1年前期・2単位）では、看護教育の諸理論を実践的に学び、看護職の継続教育、生涯教育の在り方について探究し、保健師、助産師、看護師の資格取得までの看護基礎教育と卒後教育、その後の継続教育、生涯学習について考察する。「看護教育学演習」（1年後期・4単位）では、「特論」での学修を踏まえ、看護教育の現場に赴いて教育の目的と現状を理解し、さらには模擬授業を行うことで教育を体験し、これらの体験を通して看護学教育に関わる研究的なテーマを見出し、追究するための基盤を作る。

発展看護学領域では、災害看護学、看護管理学、看護教育学の各「特論」科目は、DP①（研究能力）とDP③（看護実践能力）で求められる能力を培い、各「演習」科目は、DP①（研究能力）、DP②（教育能力）、DP③（看護実践能力）の全てのDPで求められる能力を培う。

### 3) 特別研究

特別研究は、研究指導のための科目区分であり、「特別研究Ⅰ」、「特別研究Ⅱ」の2科目を置く。「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」は、共通科目、専門科目を通じて修得した、幅広い視点と専門的な観点から課題を捉え、分析し、解決策を考案していく能力を用いて、指導教員の研究指導を受けつつ、学位論文をまとめていく集大成の科目として位置づけている。単位数については、研究課題の明確化、研究計画書を作成するまでを「特別研究Ⅰ」（1年後期・2単位）、研究計画書に基づき、研究倫理審査を経てデータ収集から分析ま

を通じて論文作成に取り組む修士論文提出までの一連の学修を「特別研究Ⅱ」（2年通年・6単位）として位置づけ、合計8単位として設定した。

「特別研究Ⅰ」では、研究のプロセスを理解した上で自らテーマにフォーカスし、研究としての枠組みを明確にするとともに、研究疑問、研究目的を明らかにするためにふさわしい研究方法を決定し、倫理的な配慮を行いながら研究計画書作成に繋げる。「特別研究Ⅱ」では、研究倫理審査委員会における倫理審査を経て、研究計画書に基づいて調査・実験を推進する力を培うとともに、結果を分析・考察する力を身につけ、看護に貢献しうる論文を完成させる。

### （5）ディプロマ・ポリシーと教育課程との関係

本研究科のディプロマ・ポリシーで求められる能力が、いずれの教育科目で修得できるのかについては、【資料10】に詳しく示したが、以下にもその説明を記載する。

DP①の「看護研究の理論的基盤と方法論を身につけるとともに、看護の現象を多角的な視点で捉え、様々な課題解決や看護実践のための研究を行うことで、看護学の発展に貢献できる能力」は、「基盤研究科目」の4科目（うち「看護研究方法論」、「看護理論」が必修）、「看護倫理学」（必修）、全ての専門科目の「特論」と「演習」科目（選択必修）、「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」（必修）において養成する。

DP②の「科学的かつ体系的な幅広い視点から看護教育を捉え、看護を学ぶ対象への指導力を高め看護教育の質の向上に貢献できる能力」は、「看護理論」（必修）、「看護実践科目」の4科目（うち「看護教育方法論」、「看護倫理学」が必修）、全ての「看護関連科目」（6科目のうち2科目が選択必修）、全ての専門科目の「演習」科目（選択必修）及び「看護教育学特論」で養成する。各「演習」科目においては、模擬授業の実施をシラバスに入れ込んでおり、看護教育能力の涵養につなげる。共通科目の「看護教育方法論」（2単位・必修）においては、シラバスの各回において「臨床場面における実践指導」「OJT場面における指導」「院内教育」「継続教育」等をテーマとして設定しており、必修科目である本科目を中心として「多様な現場における教育能力の涵養」を推進していく計画である。さらに、専門科目の各演習科目（4単位・選択必修）について、看護教育機関における教育能力だけでなく、臨床現場をはじめとした保健・医療・福祉・教育等の多様な現場における教育能力を涵養できるようにしている。

DP③の「専門分野の課題に対し、高度な専門的知識と科学的根拠に基づき、高い倫理観とともに多職種との連携や協働を通じて課題解決にかかわり看護実践の質向上に貢献できる能力」は、「看護理論」（必修）、全ての「看護実践科目」（うち「看護教育方法論」、「看護倫理学」が必修）、全ての「看護関連科目」（6科目のうち2科目が選択必修）、全ての専門科目の「特論」科目と「演習」科目（選択必修）で養成する。本研究科では、座学以外の演習科目としては「看護フィールド演習」（選択）及び専門科目の各「演習」科目（選択必修）により、DP③「看護実践能力」を達成する。さらに座学である必修の講

義科目3科目においても、DP③「看護実践能力」の涵養につなげる。「看護フィールド演習」は選択科目であるが、履修指導により学生への履修を強く推奨する。「看護フィールド演習」を履修しない学生については、必修科目3科目において、臨地での学びを深める内容を強化し、看護実践への活用について深められる内容としている。

以上の関連により、各専門領域を専攻する学生の履修モデルにおいて、ディプロマ・ポリシーに求められる能力を養うものとする。

## 5. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### (1) 教育方法

本研究科における教育は、最新の知見に基づき、看護学に関する理論と実践事例を関連づけて取り扱うとともに、教育方法としては、講義及び学生によるプレゼンテーション、グループディスカッション、演習、フィールドワーク等を効果的に組み合わせて展開していく。授業科目ごとの学生数については、いずれも少人数とし、特に研究指導科目においては、個別指導を中心とする。

なお、本研究科においては、現職看護職である学生に配慮して、【資料8】で規定する大学院設置基準第14条特例を適用する。詳細は「7. 大学院設置基準第14条による教育方法の実施」に示す。

本研究科の教育課程と研究指導は対面授業を原則とするが、パンデミックの状況に備え、臨時的なオンライン授業についても必要な設備と実施計画を整備している。

### (2) 履修指導方法

#### 1) 履修指導等

学生は、希望等により専攻する看護領域と専門看護学を決定し、それぞれの領域及び専門看護学において、指導教員による個別の履修指導、研究指導及び論文指導を受ける。

学生の履修指導にあたっては、修了後の目的を明確に認識し、それに向けて必要な課題を体系的に学修することが可能となるように、「履修モデル」【資料18】を示しつつ、学生の希望を尊重し、実務経験、学修能力、学修上の諸課題・修了後の進路等を十分考慮する。具体的方法としては、各学年の年度初めに履修ガイダンスを行うとともに、組織的な履修指導体制とするために、主研究指導教員及び教務担当教員の複数名のアドバイス体制で履修指導を行うこととし、学生と綿密にコミュニケーションを取り、計画的に指導していく。

学生は、研究指導の柱となる3領域、8専門看護学のいずれかを主として専攻することとし、大学院に求められる「幅広く深い学識の涵養」「豊かな学識を養うための複合的な履修」の重要性を踏まえ、共通科目から必修科目と選択科目を履修する。

実務経験者については、実務経験を通じて、学修動機が明確になっている反面、自身の経験に強くとらわれることも想定されるため、自身の経験を複数の理論的枠組みから検討できるようにする。

一方、学部から進学する学生（ストレート生）は、看護師国家試験合格レベルの基本的な知識・技能を有してはいるが、看護実践の実務経験がないことから、机上の学修とフィールドワークを並行的に行うことで、看護実践に触れる機会を補強する履修指導を行う。



## 2) 教育上の工夫

専門科目の各領域の「特論」は、各回のテーマに応じて講義形式及びグループ討議形式により展開していく。また、支援の課題やあるべき姿を多角的に検討することができるよう、専門看護学を構成する教員による共同授業やオムニバス授業も可能とした。「演習」においては、文献検討、フィールドワークとその成果発表、ディスカッションを通じて、研究疑問を洗練し、「特別研究」に向けて、効果的で実施可能な研究計画の立案へと繋がるよう展開する。「演習」におけるフィールドワークでは、展開する場として、医療機関（入院・外来）、入所・通所施設、小規模多機能施設、行政や訪問看護ステーション、地域包括支援センターなどを予定し、「特論」で学んだ看護学の学術理論並びに「演習」で学んだ看護実践モデルを援用した看護実践を自ら行うことや、実践場面の観察、実践者や利用者へのインタビュー等を通して研究疑問の精緻化を図る。

このように「演習」科目では、研究能力、教育能力、看護実践能力を好循環させることで研鑽の機会となることをねらいとしている。これら看護専門科目を履修し積み上げていくことで、1年次後期科目の「特別研究Ⅰ」と2年次通年科目の「特別研究Ⅱ」に繋げていく。

## (3) 研究指導方法

本研究科における研究指導のための授業科目として、「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」を配置し、指導教員による研究指導を行うとともに、学生一人ひとりの研究計画に対応する個別指導を中心として、修士の学位にふさわしいレベルの論文作成を行うことができるように指導を行う。

研究指導の在り方について、中央教育審議会答申「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月）は、「高い専門性ととも幅広い視野を備え、専門分野の枠にとらわれない独創性、創造性を持った人材を養成する観点からは、異なる専門分野の複数の教員が論文作成等の研究指導を行う体制を確保することが重要である」と指摘している。これを踏まえて、本研究科の「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」においては、複数教員による助言を受けることができる研究指導体制で研究計画書の作成及び論文作成を行い、研究計画書審査と論文審査における審査体制をとる。さらに、修士論文発表会において、本研究科の全教員からの質問を受ける体制を整え、看護学研究科委員会による合否判定会議に臨むことにした。

入学から修了までの研究指導及び手続の概要は、【資料14】に示した。

### 1) 専攻する領域・分野及び指導教員の決定

本研究科の入学希望者への教育課程と教員の研究活動内容の周知は、大学HP及び入学案内パンフレットを通じて行う。入学希望者が出願前に、自身で教育課程・研究指導教員と希望する研究テーマの適合性を検討できるよう、募集要項と入学案内パンフレットに

「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の研究指導教員を明示し、研究指導教員の保有する学位、研究分野、研究分野のキーワード、著書、学術論文、教育方法の実践例、作成した教科書・教材についての情報を大学ホームページ（HP）で公開する。

募集要項には、出願前に主として専攻しようとする専門看護学の研究指導教員と事前相談を行うよう明記する。出願前の事前相談では、学生の希望する研究テーマと本研究科の教育課程並びに研究指導教員との適合性について、学生の希望を尊重しつつ助言を行い、十分な検討の上、出願時に希望する主として専攻する領域と研究指導教員を申告させる。

入学希望者が事前相談を行う教員の選択に迷わないよう、募集要項と入学案内パンフレットに大学院事務室の連絡先を明示する。

事務室が入学希望者から相談を受けた場合は、本研究科長と連絡を取り、入学希望者の希望する研究テーマと適合性が高い研究指導教員を入学希望者へ紹介する。

主として専攻する専門看護学の研究指導教員は、学生の希望を尊重し、受験前からの事前相談に基づき決定する。研究テーマが確定した際は、研究指導教員は、学生が専門的かつ幅広い視野で研究活動が行えるよう、研究指導教員と副研究指導教員の複数教員体制により構成する。研究指導教員が研究計画及び論文全般について指導するのに対し、副研究指導教員は助言を行うとともに、研究指導教員との協力関係において指導していく。主指導教員は、4月の看護学研究科委員会で決定する。

なお、入学後特別な事情により、主として専攻する領域及び指導教員に変更の必要性が生じた場合には、看護学研究科委員会において審議する。変更に関する相談体制は主研究指導教員がその任を担うが、最終的には研究科長の判断を経て看護学研究科委員会で決定する。

## 2) 1年次の指導

学生には、入学後の履修ガイダンスにおいて配付される「履修ガイド」に基づき、課程修了の要件・認定、修士論文等、学位授与に至るまでの説明を行う。その際、指導教員は学生の希望を尊重し、実務経験・学修能力・学修上の諸課題・修了後の進路等を十分考慮して履修指導を行う。看護職として勤務を継続しながら修学する学生に対しては、勤務と修学が両立できるよう、バランスを考えながら履修計画を作成する。

1年次は、共通科目の必修科目から、「看護研究方法論」「看護教育方法論」（各2単位、合計4単位）を前期、「看護理論」「看護倫理学」（各2単位、合計4単位）を後期に履修し、看護実践における研究の意義と役割、また看護研究に求められる倫理的姿勢について学び、看護研究の代表的手法である質的並びに量的研究法の特徴、限界、方法論について身につけていく。これらに加えて、共通科目の選択科目（4科目8単位以上）の履修により、幅広い視点から課題を捉え解決していく能力を身につけるとともに、看護学における研究能力、教育能力、看護実践能力の基盤となる素養を身につけていく。

専門科目からは、1年前期には、専攻する領域の「特論」（2単位）を履修する。1年後期には、「演習」（4単位）において、看護実践上の課題について学生自身の問題意識や経験にもとづく国内外の文献検討及びレビューとフィールドワークを行い、成果発表並びにディスカッションを通じて研究疑問を洗練するとともに、研究疑問に適した研究デザインの選定と計画書作成を「特別研究Ⅰ」（2単位）で行う。2年次開講の「特別研究Ⅱ」開始前に、研究テーマと計画の大枠が定まるよう指導を行う。

研究計画書の完成度が十分な状態に達した学生については、研究倫理審査委員会に、研究倫理申請書、研究計画書及びその他の添付資料を提出し、審査を受け、研究を開始することを可能とする。

【資料12 名古屋学芸大学研究倫理マネジメント規程】

【資料13 名古屋学芸大学利益相反マネジメント規程】

### 3) 2年次の指導

学生には、2年次4月の履修ガイダンスにおいて、必要とする科目の履修と単位の取得等に関わる履修指導を行う。その上で、「特別研究Ⅱ」（6単位）において、研究課題を明確化し、研究課題に応じた実践可能な研究対象・研究方法を検討するためのさらなる文献検討を進め、研究指導教員の指導の下で立案した研究計画を十分に洗練し、5月末日までに研究計画書を完成させ提出する。修士論文のテーマを明確にするとともに、研究計画書の提出まで研究指導教員から指導を受ける。

なお、研究計画書の提出の後、研究倫理審査委員会での承認を得たうえで、学生は正式に研究を開始する。11月には修士論文審査のために、看護学研究科委員会において主査1名及び副査1名を選出する。1月初旬に修士論文を提出し、あらかじめ主査、副査による一次審査を受け、2月上旬に本学の専任教員、学生、希望する学部学生が参加する修士論文発表会（最終試験）において口頭発表を行うとともに、質疑を通じた口頭試問を位置づける。看護学研究科委員会における最終審査に合格した者に対し、3月に学位を授与する。上記スケジュールを踏まえ、主研究指導教員は、学生と綿密に打ち合わせをしながら計画的に指導を行う。

【資料14 修士課程入学から修了までの研究指導及び手続の概要】

### 4) 学位論文審査と体制

学生は看護学研究科委員会に修士論文を提出する。看護学研究科委員会は提出された論文ごとに審査委員会を設置し、論文の審査を行う。審査に合格した者の研究発表会の結果を看護学研究科委員会に報告し、構成員による記名に基づき最終審査（合否判定）を行なうことで最終判定をする。

修士論文の審査に当たっては、主査1名及び副査1名で構成する修士論文審査会において、修士論文審査基準に基づき、修士論文としての水準及び倫理的側面等からの審査を行

った結果、並びに修士論文発表会（最終試験）での質疑を通した口頭試問の結果を踏まえて看護学研究科委員会における最終試験により合否を決定する。

看護学研究科委員会における修士論文の合否判定方法は、主査による研究の要約並びに審査の経緯と結果の報告を書面にて作成し読み上げて報告する。そのうえで、看護学研究科委員会の構成員が、記名による合否の判定投票を行う。2/3以上の合格票を獲得した場合に合格とする。主査1名及び副査1名は、看護学研究科委員会において選出するが、主査については、審査の公平性、透明性の観点から主指導教員は担当できない。このような体制を整え、審査の厳格性及び透明性を確保する。

【資料15 修士論文の指導・審査の流れ】

【資料16 修士論文の到達目標 修士論文計画の評価基準 審査基準】

【資料17 修士論文指導と論文審査】

## 5) 倫理審査

本学は、全学を対象に研究倫理への対応として、名古屋学芸大学研究倫理マネジメント規程【資料12】の他、研究倫理審査手順、各種申請書式等をもって運用しており、本研究科もこれを準用する。研究倫理審査委員会では、本学の内外で行う人を対象とした研究のうち、研究発表を前提として実施される全ての研究を審査の対象としており、研究が科学的合理性と倫理的妥当性を有するか否かを審査する。

学長が名古屋学芸大学研究倫理マネジメント規程第7条に基づき研究倫理審査委員会を設置する。

研究倫理審査委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定め、関連法令、「ヘルシンキ宣言」(昭和39(1964)年6月世界医師会、(平成25(2013)年改正)及び「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(令和3年4月文部科学省、厚生労働省)等の主旨に沿って、人を対象とする研究又は人体より採取した材料を用いる研究についての研究倫理審査を行っている。

### (4) 修了要件

修士課程の修業年限は2年とし、通算して4年を超えて在学することはできない。修了要件は以下に示す。長期履修制度を利用する場合は、本大学院学則で定めるものとする。

[修了要件]

本研究科では、所定の在学年限を満たし、以下の所定単位を修得し、且つ修士論文を提出の上、審査を経て最終試験に合格することを修了要件とする。

所定単位は、共通科目のうち必修科目8単位、選択科目4科目8単位以上(うち看護関連科目から2科目4単位以上)、また専門科目の各領域から同一分野の特論及び演習の計6単位以上に加え、特別研究8単位を履修し、合計30単位以上を修得することとする。

修了要件を満たした者に、修士(看護学)の学位を授与する。

## (5) 履修モデル

本研究科の履修モデルとしては、発達看護学領域、広域看護学領域、発展看護学領域の各3領域を専攻する者を想定し、3種類の履修モデル【資料18-1】を示す。

大きな履修の流れとしては、1年次の前期後期において共通科目（必修科目8単位を含む）を、1年次前期に専攻する専門看護学の「特論」を、1年次後期に専門看護学の「演習」と「特別研究Ⅰ」を、2年次通年で「特別研究Ⅱ」を履修することから、各セメスターごとに研究内容を深めてフェイズを改めるカリキュラムとしている。具体的な履修モデルとして、発達看護学領域の履修モデルについて以下にて説明する。

発達看護学領域（その中でも母性・助産看護学）を専攻する者は、1年次前期には、共通科目から「看護研究方法論」（2単位・必修）、「看護教育方法論」（2単位・必修）、「看護フィールド演習」（2単位・選択）、「家族看護学」（2単位・選択）、専門科目から「母性・助産看護学特論」（2単位・選択）の5科目10単位を履修する。1年次後期には、共通科目から「看護理論」（2単位・必修）、「看護倫理学」（2単位・必修）、「看護マネジメント論」（2単位・選択）、専門科目から「母性・助産看護学演習」（4単位・選択）、特別研究科目から「特別研究Ⅰ」（2単位・必修）の5科目12単位を履修し修得する。以上により1年次には合計22単位を修得する。2年次通年として特別研究から「特別研究Ⅱ」（6単位・必修）を履修し、2年次後期には共通科目から「国際保健学」（2単位・選択）を履修し、2年次には2科目8単位を履修し修得する。以上により2年間合計で30単位以上を修得するとともに、修士論文を提出する。

広域看護学領域、発展看護学領域については、必修科目以外の共通科目、専門看護学の「特論」と「演習」の履修科目が異なるものの、それ以外は同様の履修モデルとなる。詳細は【資料18-1】に示した。

【資料18-1 履修モデル】

## 6. 基礎となる学部との関係

本研究科の基礎となる学部である名古屋学芸大学看護学部看護学科の教育課程は、教養科目、専門基礎科目に加えて、専門教育科目において、基礎看護学、成人・老年看護学、小児看護学、母性看護学、地域・在宅看護学、精神看護学、看護の統合と実践の各領域に分かれて科目が構成されている。

本研究科の発達看護学領域は、学部における母性看護学、小児看護学、成人・老年看護学、広域看護学領域は、学部における精神看護学、地域・在宅看護学、発展看護学領域は、看護の統合と実践と繋がる。

基礎となる看護学部との関係については、【資料19】に示したように、看護学研究科では、看護学部において専攻した各専門領域の学びと研究を発展させ、広がりと深みをもって高められるように意図しながら配置している。

【資料19 基礎となる学部との関係を示した図】

## 7. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科では、社会人のキャリア教育、そして生涯学習に対するニーズに応えるため、仕事をもつ社会人学生等が勤務を継続しながら大学院で学問を修めることができるように、大学院設置基準第2条の2及び第14条に基づく教育方法の特例を実施する。

本研究科の特色として、看護実践者である医療機関等の現職看護職、看護教育の実践者である看護教員の受入れを想定し、平日の5時間目及び6時間目開講、土曜日開講を実施する。

なお、夜間及び週末開講に伴い、担当科目数、講時数の調整、時間割の工夫や各種委員会業務等の軽減を行うことにより、教員に過度な負担が生じないよう配慮する。

### 【資料18-2 時間割】

#### (1) 修業年限

本研究科は修士課程であり、標準修業年限は2年間である。ただし、入学時に育児や家族介護、あるいは働きながら学ぶ長期履修制度を利用する学生（以下、「長期履修生」という。）にあっては、修業年限を3年あるいは4年とすることができる。

社会人学生は、自らの就学状況や経済環境、就業状況などを勘案し、入学までに2年あるいは3年以上4年以内の修業年限のいずれかを選択する。

なお、入学までに長期履修生として当初設定した3年もしくは4年の年限の変更を希望する場合は、看護学研究科委員会の議を経て短縮することは可能である。しかし、長期履修制度に該当しない理由によって、在学期間を2年として入学した学生は、在学期間を3年もしくは4年に、延長することは原則としてできない。就学途中で、想定外の理由が発生した場合には、本人の申し出により、看護学研究科委員会で審議され、その結果として、残りの修業期間に応じた対応を講ずることができる。

#### (2) 履修指導及び研究指導の方法

履修指導については、出願前の志願領域の担当教員が面談時に履修方法や学びやすい条件等を志願者から聴取し、入学後の初めてのオリエンテーションを経て、個別指導し履修計画を立案するものとする。

研究指導の方法については、主研究指導教員を4月に決定し、専門領域の講義、演習、及び特別研究を通して、一貫して研究指導を受けることができる。

なお、副研究指導教員についても、決定する。副研究指導教員は、研究のテーマ、研究方法に鑑み主研究指導教員から依頼をし、内諾を得ることができれば、その旨、教務部会に報告し、2年次4月の看護学研究科委員会で決定する。

### (3) 授業の実施方法

昼間時間帯に出席できない学生のために、平日の5限（17：00～18：30）・6限（18：40～20：10）及び土曜日（1限～4限）も含めて時間割を編成する。在学生に対してガイダンス時に時間割モデルを示し、それぞれの修学年限において履修し単位取得できるようにする。

なお、この第14条特例適用部分に関する具体的内容の決定に関しては、学生の履修計画に配慮しつつ、教務部会において決定する。【資料18-1 履修モデル】に、長期履修生の履修モデルを示す。

### (4) 教員の負担の程度

本研究科の専任教員は、学部教育も担当することから、看護学部の時間割の状況、研究指導時間等の適切な設定等、過度な負担とならないように十分な配慮を行う。

具体的には、専任教員の時間割や研究指導時間の実体を把握する等十分な配慮をすることにより、学部教育の質を確保しつつ、充実した本研究科の教育研究活動を展開できる体制を図ることとしている。

### (5) 図書館、情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮、必要な職員の配置

図書館分室の開室時間は、平日9：00～20：30、土曜9：00～17：00とする。学生の研究・情報収集活動を支援するため、夜間・閉室時には、学外からもレファレンスできるWeb環境を整備している。データベースは、本研究科のある新栄キャンパスの図書館分室をはじめ、全ての図書館で利用が可能となっている。

加えて、大学院生向けの文献検索のための講習会なども定期的を開催し、情報リテラシーを活用し研究に役立てられるよう、研究支援をする。

また大学院の学生同士でいつでも討議可能な環境を整備している。大学院図書室には必要な図書専門員を配置し、開講時間帯には事務体制は必要な体制を整え、教育研究上の支障がないようにする。

### (6) 入学者選抜の概要

大学院設置基準第2条の2及び第14条の適用により、志願者、入学者として現職看護職が考えられるため、入学者選抜の種別では、社会人特別選抜が中心となる。現職看護職等の社会人の入学者選抜については、「入学者選抜の概要」の章での説明と同一のため、本項での記載は省略する。



## 8. 入学者選抜の概要

### (1) 入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）（再掲）

本研究科では次のような人材を求めるため、以下をアドミSSION・ポリシーと定める。

[アドミSSION・ポリシー]

本研究科は、教育目的を理解し入学を希望する次のような者を求める。

AP①	多様な研究への探究心をもって主体的に取り組み、表現できる人
AP②	看護教育への関心を持ち、看護の専門性に基づいた知識・技能に向き合い教育に 取り組む意欲のある人
AP③	実践能力を高める意欲と科学的根拠に基づいた看護を思考し、多様な人々と協働できる人

本学は、看護学研究科の教育目的、アドミSSION・ポリシーを起点にして入学者選抜を行い、この方針に基づいて受け入れた者をディプロマ・ポリシーに沿って指導し人材育成を行う。アドミSSION・ポリシーに基づき以下のように入学者選抜の方法を定め、受験者を広く求め、該当する人材を公平かつ適正に選抜する。

### (2) 募集定員

募集定員は、6名とする。

### (3) 募集方針と入学試験の種別

本学の学部学生、既卒者をはじめ、広く他大学の学生及び現職看護職である社会人を受け入れることを学生募集の方針とする。アドミSSION・ポリシーと入試の関連事項を鳥瞰するために図表化した【資料20】において、左側から研究科の目的、アドミSSION・ポリシー、3つの入試区分と主な受験者層、出願資格、そして入試科目等の関係を示す。

【資料20 入学者選抜とアドミSSION・ポリシー】

### (4) 選抜方法

アドミSSION・ポリシーに基づいた入試区分は3区分（一般選抜試験、社会人特別選抜試験、名古屋学芸大学看護学部特別選抜試験）とする。社会人特別選抜試験は、実務経験を有する現職看護職等の社会人を対象とした入学試験である。

受験者には、入学願書において、本研究科で取り組みたい課題の看護学領域（志願する専門看護学）、及び具体的な看護課題について詳細に記述させる。この記載に基づいて、該当する看護学領域専門看護学の研究指導にあたる教員が、入学願書受付前の時期に個別

面談を行い、専攻専門科目や研究課題の確認、長期履修希望の有無などの事前相談を実施し聴取する。大学院設置基準第14条適用の希望の有無もこの機会に聴取する。

事前相談から入学までの一連の流れについては、事前相談（専攻分野の確認／出願資格事前審査／長期履修の有無等）→受験資格相談等→入学願書受付→入学試験→合否判定→合否判定結果送付→入学手続→入学式（研究指導教員決定／履修ガイダンス／研究課題オリエンテーション等）となる。

#### （５）出願資格

「出願資格」は、一般選抜試験、社会人特別選抜試験共通であり、以下の①から⑩のいずれかに該当する者とする。ただし、入学する当該年の4月時点で、保健師助産師看護師法による看護師資格を有しない場合は、入学を認めない。

- ①大学（学校教育法第83条）を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第102条）
- ②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者（施行規則第155条第1項第1号）
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、又は当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第2号）
- ④外国の学校が行う通信教育をわが国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、又は当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第3号）
- ⑤わが国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第4号）
- ⑥外国の大学等において、修業年限が3年以上（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する博士課程への入学については5年）の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第4号の2）
- ⑦指定された専修学校の専門課程（修業年限が4年修業）を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（施行規則第155条第1項第5号）
- ⑧旧制学校等を修了した者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号）
- ⑩本大学院において個別の出願資格事前審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者（施行規則第155条第1項第81号）

※出願資格⑩により出願しようとする者は、前もって事前資格審査基準に基づき「出願資格事前審査」を行い、出願資格認定の審査を受けなければならない。短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業生及びその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していない者で、次の（ア）に加えて、（イ）から（エ）のうち1つの審査基準を満たす者

（ア）看護師、保健師、助産師の資格を有している者

（イ）看護師、保健師、助産師の資格取得後実務経験が5年以上の者

（ウ）研修学校（厚生労働省、看護協会、県など公共またはそれに相当する機関の研修学校）又は継続教育（管理者コース）などを修了している者

（エ）業績（査読のある学術雑誌への掲載、学会の発表の経験）を有する者

## （6）選抜種類ごとの具体的な内容

### 1） 一般選抜試験

〔募集人員〕 2名

〔対象〕出願資格を満たす者（見込を含む）とする。但し、入学する当該年の4月1日時点で保健師助産師看護師法による看護師資格を有しない場合は入学を認めない。

〔選抜方法〕アドミッション・ポリシーに示した項目を注視し選考するため、入学願書には、志望理由書の記載を設け面接時に確認を行う。「専攻専門科目（筆記試験）」「小論文」「面接」により、選考する。配点は、専攻専門科目（筆記）100点、小論文100点、面接100点、計300点とし、総合判定する。

### 2） 社会人特別選抜試験

〔募集人員〕 2名

〔対象〕出願時まで「看護職としての実地経験」が3年以上ある者で、出願資格を満たす者

〔選抜方法〕アドミッション・ポリシーに示した項目を注視し選考するため、入学願書には、志望理由書、看護実践報告の記載を設け、看護課題の確認等を面接時に行う。入学者選抜として「小論文」「面接」により、選考する。配点は、小論文100点、面接100点、計200点とし、総合判定とする。

### 3） 名古屋学芸大学看護学部特別選抜試験

〔募集人員〕 2名

〔対象〕本学看護学部を卒業した者（卒業見込者を含む）で、卒業後3年以内（入学時）の者を対象とする。ただし、入学する当該年の4月1日時点で保健師助産師看護師法による看護師資格を有しない場合は、入学を認めない。

〔選抜方法〕 アドミッション・ポリシーに示した項目を注視し選考するため、あらかじめ推薦書の提出を求めるとともに入学願書には、志望理由書の記載を設け面接時に確認を行う。「小論文」「面接」により、配点は、小論文100点、面接100点、計200点とし総合判定する。

本研究科は、入試実施前に事前相談を実施するが、第14条特例の適用を希望する者に対しては入学願書の出願前に、志望する専門看護学の主研究指導教員が面談し、履修方法などについて、志願者自身が学びやすい条件等について聴取し、志願者が離職することなく修学できる環境整備をするための相談に応じることにしている。

入学者選抜方法は、【資料21 入学者選抜方法等】に示す通りである。

選抜については、アドミッション・ポリシーに基づいて行い、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人材であるかの判断を行う。なお、入試に関する所掌部会は、入試部会で検討したうえで、看護学研究科委員会に提案し審議、決定する。

#### （7）入学試験の体制

入学者選抜は、本研究科の入試要項に基づき、公正かつ厳正に実施する。合格者の決定は看護学研究科委員会の審議を経て、透明性、公正性を担保した上で決定する。

なお、入試問題については、学長から委嘱を受けた入試問題作問員（専任教員）が、各試験の問題を作成し、入試部会において適正及び妥当性の確認を行う。

## 9. 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編成の基本的な考え方

本研究科は、その教育目標を実現するための3ポリシーに基づき教育課程を編成しているが、この教育課程を実現するため、以下の基本的な考え方に基づき教員組織を編成する。

本研究科は、大学院設置基準第9条第1項第1号を踏まえたうえで、当該専門分野における十分な研究業績、大学や大学院における十分な教育実績を有する専任教員、研究指導教員を適切に配置する。

専任教員は15名を配置し、そのうち、博士の学位を保有する者は12名、修士の学位を保有する者は3名である。本研究科の科目の多くは専任教員が担当するが、共通科目の一部の専門的な科目については、兼任教員7名を配置する。

本研究科の各領域における専任教員（研究指導教員）の配置は以下に示す通りである。

表 [看護学研究科における専任教員の配置]

領域	専門看護学	教授（予定）	准教授（予定）
発達看護学領域	母性・助産看護学	清水嘉子	
	小児看護学	金城やす子	
	成人・老年看護学	安藤純子 穴井美恵	
広域看護学領域	精神看護学	岩瀬信夫 永井邦芳	
	地域・在宅看護学	佐久間清美 西出りつ子 藤丸郁代	
発展看護学領域	災害看護学	臼井千津	
	看護管理学	白鳥さつき	
	看護教育学	平賀元美	
看護関連科目		五十里明 青山温子	石井健一郎

研究指導科目である「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」については、専門科目の発達看護学領域、広域看護学領域、発展看護学領域の3領域及び看護関連科目において、論文指導を担当することのできる研究指導教員、研究指導補助教員を合わせて15名の配置を予定し、十分な研究指導体制を整えている。

専門科目の8専門看護学では、「特論」と「演習」の科目を位置づけている。この「特論」「演習」は専門分野における研究能力、教育能力、看護実践能力を深めるものであり、教育課程編成上及び研究指導上の柱となる科目区分である。そのため、当該科目に関連す

る充実した教育研究業績を有する、科目を担当するにふさわしいマル合、合の教育業績と研究業績を有した専任教員を配置することで、大学院の教育研究の水準で、バランスよく教員組織を編成した。講義の方法は、配置された教員の顔ぶれや人数に応じて、最大限の教育効果が得られるように検討されており、単独、共同、オムニバスとしている。

領域として各専門看護学を関連づけた教育研究を一体的に行うことから、教員の配置人数は発達看護学領域では、4名の教授（母性・助産看護学1名、小児看護学1名、成人・老年看護学2名）で構成されている。広域看護学領域では、5名の教授（精神看護学2名、地域・在宅看護学3名）で構成されている。発展看護学領域では、3名の教授（災害看護学1名、看護管理学1名、看護教育学1名）で構成されている。

## （2）教員組織の年齢構成

教員組織（専任教員）の年齢構成は、教育経験、研究業績が豊富な教員が多いため、特定の年齢層への偏りは見られるが、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障はない。研究科の開設時の専任教員の平均年齢は65.7歳である。完成年度（令和7年3月31日時点）の職位別年齢構成は、50～59歳が2名、60～64歳が2名、65～69歳が4名、70歳以上が7名であり、完成年度の時点で本学園の定年年齢を超過する教員は11人いるが、学校法人中西学園（法人・名古屋外国語大学・名古屋学芸大学）定年規程【資料22】第3条第1項に基づいて任用されるものであり、かつ、本研究科の完成年度まで雇用されるものである。

教員組織の継続性については、開設時の教育組織の水準を維持するために、退職後の後任は計画的に補充する。なお、開設時においては、専任教員15名でスタートし、基礎となる学部である学部教員の教育研究業績が、本研究科の教員として適当な水準に達するのを待って、順次補充していくとともに、新規の学外からの採用人事も考慮し、以下の通り、開設後5年間の人事計画【資料23】を添付する。この【資料23】の欄外に開設後5年間の教員の平均年齢について、年度経過毎の推移を記載し、教員配置の適正化が図られることを数値で示した。具体的には、開設年度の2023（令和5）年度、平均年齢66.93歳がその後、67.93歳、65.25歳、64.96歳と毎年、着実に下がっていき、2027（令和9年）年度には61.65歳と定年年齢を大きく下回ることとなる。

他方、専任教員の65歳超の割合も計画通り履行することにより、開設年度及び完成年度の75%がその後、50%、44%と下降し、開設後の5年後の2027（令和9年）年度には20%とする計画である。更に教員の世代別構成は、開設時の2023（令和5）年度の70歳代7名、60歳代6名、50歳代3名に比して、2027（令和9）年度には70歳代4名、60歳代10名、50歳代5名、40歳代1名の教員構成となり、70歳代から50歳代及び40歳代の若手にシフトし、教員配置の適正化を図るようにする。

【資料22 学校法人中西学園（法人・名古屋外国語大学・名古屋学芸大学）定年規程】

【資料23 開設後5年間の人事計画【改訂版】】

### (3) 教員の研究体制

本研究科では、看護学を主要な研究分野とする。教員の専門性に基づく研究は、学内外の共同研究者とチームを組み、活発に行う予定である。教育効果等に関する実践的な研究は、研究科内又は大学全体で教員がチームを組み、継続的に行う。このような研究活動を支援し一層の活性化を図るため、教員個人の研究費として年間60万円を支給するとともに、共同研究費として80万円を設定している。

更に、科学研究費補助金をはじめとする公的補助金並びに民間助成金の申請を支援する体制を整備し研究活動の充実を図る。他に、学長裁量経費（640万円）からも研究支援を行う予定である。

## 10. 施設・設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

現在、本学の校地、運動場及び校舎等の施設状況は、以下に示すとおり大学全体で3キャンパスを所有しており、今回申請する本研究科は新栄キャンパスに整備を計画する。

#### 1) 日進キャンパス

日進市岩崎町竹ノ山57番地にあり、管理栄養学部、ヒューマンケア学部、メディア造形学部及び栄養科学研究科、メディア造形研究科、子どもケア研究科が設置されている。

(土地/約149,600㎡、校舎/約53,000㎡)

#### 2) 名城前医療キャンパス

名古屋市中区三の丸四丁目1番1号にあり、看護学部が設置されている。

(土地/約2,200㎡、校舎/約6,500㎡)

#### 3) 新栄キャンパス [大学院看護学研究科の設置予定キャンパス]

名古屋市中区新栄一丁目9番6号にあり、別科助産学専攻が設置されている。

(土地/約3,500㎡、校舎/約1,600㎡)

新栄キャンパスは、都市型のビル型のキャンパスであるため、校舎外に空地は整備されていないが、校舎内にラウンジスペースを設けることで、空地の代替措置として、学生の休息等が可能になるように対応している。

新栄キャンパスには運動場は整備されていないが、本研究科には運動場を使用する授業は設定されていない。本研究科の大学院学生が、図書館の利用や課外活動のグラウンド利用等で日進キャンパスを利用する場合は、30分程度で運行される無料シャトルバスを利用して移動することができる。看護学部が入る名城前医療キャンパスとは徒歩約20分、名古屋市地下鉄利用で約15分の距離にあり、名城前医療キャンパス内に整備されている図書館、体育館を利用することも可能である。

### (2) 校舎等施設の整備計画

本研究科が設置される新栄キャンパスは、7階建て、延べ床面積約11,170㎡のビル型キャンパスである。このうち、4階、5階の全フロア、合計約1,600㎡を令和2年(2020年)4月から別科助産学専攻(1年課程/定員25名)が利用しているが、まだ十分な余裕があり、今回の認可申請に際して大学院設置基準第19～22条の3に準じて、大学院専用として、研究室兼研究指導室15室(1室15㎡)、大学院生共同研究室(53㎡)に加えて、大学院図書館(115㎡)、学生ラウンジ(26㎡)、大学院ゼミ室(2室各35㎡)、多目的実習室2(71㎡)等を整備し、大学院教育及び研究体制に



支障がないよう平面図及び工程表のように整備する予定である。本研究科の学生は、新栄キャンパスの中で全ての授業科目の履修、研究活動、図書館の利用が完結できる計画となっている。校舎及び教室が、授業の実施と研究指導に支障がないように整備されていることは、時間割【資料18-2】等においても確認している。

大学院生共同研究室（5階、53㎡）は、学生用のデスクを20席（20人収容）配置し、会議用テーブル、ロッカー、本棚、インターネット環境等を備え、学生の学習と研究活動の場となるように整備する。

なお、看護学部と看護学研究科を兼務する教員の研究室については、看護学部のある名城前医療キャンパスと新栄キャンパス（共同研究室）とに二重で確保する計画である。本研究科の学生研究室53㎡【資料24-1 看護学研究科平面図及び学生共同研究室見取図】は、各学生の研究学修用の個人ブース、検索用のWiFi環境等が整備されており、ウィルス対策も講じる予定である。

【資料18-2 時間割】（再掲）

【資料24-1 看護学研究科平面図及び学生共同研究室見取図】

### （3）図書等の資料及び図書館の整備計画

看護学研究科の設置に際して、新たに新栄キャンパスの看護学研究科図書館分室（座席数40席）に一般図書及び専門図書 約1,000冊、電子図書（専門分野）約250冊、学術雑誌（外国新刊）7種、視聴覚資料（電子資料含む）約50種を整備する。

加えて、看護学部（名城前医療キャンパス）には専用図書室（図書館分室／280㎡・座席数約60席）が整備されており、蔵書約17,500冊、「看護教育」「看護研究」「看護技術」「看護実践の科学」をはじめ専門学術雑誌（電子ジャーナル含む）約50冊、専門図書3,850冊、デジタル資料1,200種等を整備している。

デジタルデータベース、電子ジャーナル等の蔵書管理・検索システムについては3キャンパスを統合し、新栄キャンパス図書館から全て利用可能である。同図書館内には、学生用のPCスペース、マルチメディアスペース等を整備し、課外学習と研究活動に対して十分な配慮を行う。

また日進キャンパスの中央図書館には、約370,500冊の蔵書（うち、外国書約80,200冊）、学術雑誌約14,600冊（うち、外国書約12,500冊）、電子ジャーナル約13,100冊（うち、外国書約11,500冊）、視聴覚資料約15,500点、情報検索用機械器具約6,000点、標本約85点を整備している。

また、学内では院生にPCを貸与することで、いずれのキャンパスにおいてもオンライン検索が可能な環境整備が図られている。新栄キャンパス図書館で購読する学術雑誌については下記の別添資料で示す。

【資料24-2 看護学研究科購入の図書、学術雑誌等一覧】

## 1 1. 管理運営

本学の大学院には、運営組織として「研究科委員会」が設置されており、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。名古屋学芸大学大学院学則により研究科委員会は、大学院教育に関する4つの事項（〔1〕学生の入学または課程修了に関する事項、〔2〕学位の授与に関する事項、〔3〕教員の教育研究業績の審査に関する事項、〔4〕その他学長が定めた教育研究及び研究科の運営に関する事項）を審議する。

構成員は、研究科長、大学院担当教員をもって組織され、既存の研究科委員会では原則、毎月定例開催しており、それを踏襲する。本研究科の管理運営は、既存の研究科委員会の審議等に順じて、看護学研究科委員会において運営する。

なお、本研究科として、カリキュラム等の管理運営をめぐっては一定の独自性を保ち、研究科全体との調和を図る運営体制として教務部会並びに入試部会を置く。各部会において、教務及び入試に関連した業務を所掌し、それぞれ月1回程度の定例会議により運営する。

【資料25 名古屋学芸大学学位規程（案）】

【資料26 名古屋学芸大学大学院看護学研究科内規（案）】

【資料27 名古屋学芸大学大学院看護学研究科委員会内規（案）】

【資料28 名古屋学芸大学大学院看護学研究科教務部会内規（案）】

【資料29 名古屋学芸大学大学院看護学研究科入試部会内規（案）】

## 12. 自己点検・評価

### (1) 自己点検・評価

本学では、PDCAサイクル等の方法を適切に機能させることによって、教育の質向上を図り、教育、学修その他のサービスが一定水準にあることを大学自らの責任で説明、証明していく学内の恒常的・継続的プロセス、即ち「内部質保証」について推進している。

本研究科の設置に際しても、このシステムに沿って大学院としての質保証を構築していくこととし、自己点検評価委員会規程に基づき、自己点検評価を実施する。 研究科における教育理念・教育目標を明確にし、教育・研究水準の向上に向け、教育研究活動並びに組織、運営等の状況について、自ら点検して開設後の学年進行に応じ評価を実施する。

自己点検・評価は、全学の学部・大学院が共に実施している。各種自己点検・評価に関する調査を実施し、社会的使命を果たすことにしている。教育活動については、大学院生による授業評価をもとに、教員自らが授業計画を点検・評価（Check）し、改善（Action）を経て、次年度の授業計画を計画（Plan）し、実施（Do）する〔PDCA〕サイクルを展開する。また、研究活動、社会貢献、組織の管理運営についても教育活動同様、PDCAサイクルが実施されており、このサイクルに基づいて、設置の趣旨と照合しながら、自己点検・評価を行っている。本研究科においては、開設後は研究科長が中心となり、各部会をはじめとする活動のまとめと振り返りを行う。教員の教育研究活動、並びに社会貢献を含めた視点から1年を振り返るとともに、本研究科の次の年度に向けた課題を明確にして、組織のあり様、教職員の自らの仕事を検討する機会とする。

また、本学においては、教育研究活動等に関する外部の有識者「外部評価員」による外部評価を定期的に実施している。外部評価の実施は、本学の教育研究活動等に関する自己点検・評価の一環であり、外部評価員による検証・評価を経ることにより、本学の教育研究活動の向上と社会に対する説明責任を果たすことを主目的としている。学長は、外部評価を実施した時は、その実施結果及び意見等の反映状況を整理し、適時、公表する。

【資料30 名古屋学芸大学自己点検・評価委員会規程】

### (2) 認証評価

#### (ア) 認証評価に向けた自己点検・評価の実施方法

1) 開設時には、全学のファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会で審議された評価項目の具体的な内容と評価方法に基づき、関連する各委員会に自己点検・評価する内容、方法を定めるように指示する。

なお、評価項目や評価方法をめぐって、決定前にファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会から事務局を通じ、各学部学科、大学院研究科委員会に問い合わせがあり、責任者からの了解を得て、ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会から一斉に実施の指示がある。

- 2) 各年度終了時には、ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会は、その点検・評価のまとめを各学部、学科、及び研究科委員会に報告し、学長を通じて理事会及び評議員会へ報告する。
- 3) 完成年度終了時には、大学院設置に際して定めた教育目標及び評価項目について、看護学研究科委員会・各部会の報告をまとめるとともに、改善するための策を作成することになる。その内容を研究科委員会に報告し、学長を通じて理事会及び評議員会へ報告する。また、認証評価を受けるための報告書の作成を行う。
- 4) 完成年度以降の各年度終了時には、評価項目について、看護学研究科委員会・各部会からの報告をまとめると共に、改善するための策を作成する。その内容を研究科委員会に報告し、学長を通じて理事会及び評議員会へ報告する。また、定められた方法によって、認証評価を受ける。
- 5) 実施体制としては、ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会において、自己点検・評価を実施する。ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会は、研究科委員会の構成員から学長が指名する。
- 6) 結果の活用と公表については、自己点検・評価の結果は、委員会や各部課等に関するものは該当する各委員会や各部課等の責任者に伝達し、個人に属するものは当事者にフィードバックし、改善につなげる。

なお、全体評価の結果に関しては、全教職員が情報を共有し、全学の改善と向上に結びつける。提案については、ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会に集約される。なお、結果の活用について、自己点検・評価の結果及び外部評価で示された改善策を各部署に伝える。各委員会や各部課等に対する改善策については、各委員会や該当する部課等において改善する方法について検討し、次期の到達すべき目標設定時に活用するように促す。個人に属するものは、個人の責任で改善につなげる。最終的には、自己点検・評価の結果は、ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会が報告書として取りまとめをして、研究科委員会に報告すると共に、理事会及び評議員会に報告する。

**【資料31 名古屋学芸大学ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会規程】**

**（イ）公益財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価**

公益財団法人 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価『平成28年度 評価報告書』（平成29年3月）において、評価基準には6つの基準（基準1 使命・目的等 基

準2 学生 基準3 教育課程 基準4 教員・職員 基準5 経営・管理と財務 基準6 内部  
質保証) があり、それぞれの基準に評価項目が設定されている。

本学は公益財団法人 日本高等教育評価機構による認証評価の結果として、評価基準の全  
てを満たしているとの認定評価の結果報告を得ている。

本研究科においても、大学全体の認証評価に関する評価報告書作成に参画し、認証評価  
基準を遵守していく。

### 13. 情報の公表

本学では、建学の精神、法人概要、法人データ、学則等諸規定、教育方針、大学院案内（研究科の紹介、カリキュラム、資格取得関連等）、入試情報、就職情報、修学支援情報、教員研究活動情報、授業アンケート結果報告書、設置認可申請書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等を公表している。特に、認証評価においては、公益財団法人 日本高等教育評価機構の点検・評価項目を参考に、7年サイクルで大学が外部評価を受けている。社会に対して説明責任を果たすため、本学HPにおいて、「平成28年度 大学機関別認証評価 評価報告書（平成29年3月）」を公表している。

また、紙媒体による本学の公表物として、大学院案内、リーフレット等を作成し、『研究紀要』（年間1回刊行）、学園報N a p r e（年2回〔2月・6月〕刊行）を公表している。

学校教育法施行規則第172条の2に係る以下の教育研究情報等の公表については、大学HPに「情報公開」ページを設置し公表しており、看護学研究科についても同様に公表する計画である。具体的なHPのアドレスは、以下に記す。（令和3年度現在）

(ア) 大学院の教育研究上の目的に関すること

（建学の精神、教育理念、教育目標、3つのポリシー等）

<https://www.nuas.ac.jp/profile/philosophy/index.html>

(イ) 教育研究上の基本組織に関すること

（教育研究上の基本組織）

<https://www.nuas.ac.jp/profile/constitution/index.html>

(ウ) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

（専任教員数、専任教員の年齢構成、専任教員の学位及び業績等）

<https://www.nuas.ac.jp/profile/policy/index.html>

<https://www.nuas.ac.jp/profile/staff/index.html>

(エ) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

（アドミッションポリシー、入学者数、在学生数、修了者数、就職者数、就職状況、入学案内等）

<https://www.nuas.ac.jp/profile/policy/index.html>

(オ) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（特色、カリキュラム、学年歴、シラバス等）

<https://www.nuas.ac.jp/profile/policy/index.html>

(カ) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること  
(履修規程、履修要領、修了要件等)

<https://www.nuas.ac.jp/profile/information/index.html>

[https://www.nuas.ac.jp/download/2019/nuas\\_seisekihyouka.pdf](https://www.nuas.ac.jp/download/2019/nuas_seisekihyouka.pdf)

(キ) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること  
(キャンパスマップ、交通アクセス等)

<https://www.nuas.ac.jp/profile/access.html>

<https://www.nuas.ac.jp/profile/sitemap.html>

<https://www.nuas.ac.jp/profile/campuslife/index.html>

(ク) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること  
(授業料、学費等)

<https://www.nuas.ac.jp/profile/campuslife/expense/index.html>

(ケ) 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること  
(資格、進路相談、学生支援体制、担任制度、学習支援プログラム、学習支援オフィス  
アワー、図書館、自習室、学生相談等)

<https://www.nuas.ac.jp/profile/campuslife/index.html>

(コ) その他 (教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学則  
等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自己点検・評  
価報告書、認証評価の結果等)

<https://www.nuas.ac.jp/profile/information/index.html>

(サ) 大学院設置基準第14条の2第2項に規定する学位論文に係る評価に当たっての  
基準についての情報

<https://www.nuas.ac.jp/profile/information/index.html>

[https://www.nuas.ac.jp/download/2018/nuas\\_gakui18.pdf](https://www.nuas.ac.jp/download/2018/nuas_gakui18.pdf)

#### 14. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

本研究科においては、教員の資質維持向上を図るため、教育研究の環境面において整備を行うと共に、FD・SD活動、学生による授業改善アンケート調査等を活用することにより、常に積極的な取り組みを、これまでの名古屋学芸大学の全学をあげての取り組みを継続的に活用することにより、実施することとしている。

##### (1) 看護学研究科におけるFD計画

本学では、教育改善・向上に係る活動を支援することを目的として、名古屋学芸大学ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会規程に基づき、同委員会の任務の一つとして、全学的に授業改善アンケートを実施している。授業改善アンケートは、評価結果を取りまとめて学生に公表するとともに、授業の改善に役立てるため教員にフィードバックしている。

看護学研究科においては、少人数のゼミ形式が多いと考えられるが、全学の授業改善アンケートに参画する。また、大学では、FD・SD活動を大切な施策として位置づけ、ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会、SD推進委員会を中心に全学を対象として組織的に取り組み、FD・SD研修会等を開催する計画である。毎年1回、全学教員研修会を開催し、教育内容・方法の改善等をテーマに研修を行っている。平成30年度は「学生の意欲を向上させる大学教育とは―成功体験―につながる学びに向けて」をテーマに、教育シンポジウムを実施している。令和元年度においても4月に主に新任教職員を対象とした「全学FD・SD研修会」として、「専門職教育の場における人間形成の学び―個に応じた人間力育成を目指して―」をテーマにシンポジウムを実施した。令和2年度には「名古屋学芸大学における遠隔授業の課題とこれから」、令和3年度には「多様な学びの時代における大学教育～DPから学修者本位の学びへ～」をテーマとしてともに教育シンポジウムとして実施している。本研究科の教職員においては、全学の研修会に参加するとともに、研究科独自の課題やテーマに沿った研修を企画し教職員自らがその意識を高めるよう努める。

看護学研究科においては、先にも述べたように、「名古屋学芸大学ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会規程」に基づき、教育・研究指導の改善・向上に関わる活動を行うこととしている。

【資料32 名古屋学芸大学SD推進委員会規程】

##### (2) 本学におけるFD・SD活動

- 1) 授業改善評価アンケート〔非常勤を含む教員全員を対象とする〕
- 2) 学習状況調査〔学生全員を対象とする〕
- 3) 卒業時満足度調査〔該当する学生を対象とする〕



4) F D 研修会〔教員全員を対象とする〕

学外から講師を招聘し、全教職員を対象として、講演会を年度に1回以上開催している。これにより、F D 活動の重要性の周知を図ると共に、高等教育機関として必要となる先進的な取り組みの知見を得て、本学の教育研究活動の質的向上を図る。

5) S D 研修会〔教職員全員を対象とする〕

S D に関する取り組み等の報告、それに基づく質疑、討論を実施することによって、教職員間の情報共有を図る。一人ひとりの教育と研究の状況を把握すると共に、個々の教育力向上に役立てる大切な機会としてフォーラムを育て活かすことにしている。

6) その他〔講演会、教育シンポジウム〕

【資料33 名古屋学芸大学F D・S D活動実績】

## 15. 企業実習や海外語学研修等の学外実習を実施する場合の具体的計画

「看護海外研修」(選択・2年前期・2単位)において、海外での研修を実施する。

本科目では、ナースプラクティショナー制度をいち早く取り入れているタイ王国のバンコク、チェンマイを研修地とする。いち早く米国の看護体系を取り入れ、家族看護が発展しているタイの大学や地域の病院での訪問看護の理解を深め、そこで行われている事業や講義に参加し、教育方針や教育戦略、ナースプラクティショナーの裁量権や家族看護などについて理解を深め、国際的な視野を広げることを目的とする。本科目は選択科目であり、希望者のみの研修参加となる。現地での7日間の研修に加え、本学学内での事前、事後(発表会等)の学習を行う。

### (1) 研修先の確保の状況

本学と提携予定であるチェンマイ大学を海外研修拠点とし、チェンマイ大学の他に、同大学の紹介による地域の病院、老人ホーム、在宅医療現場等を訪問、見学する。

### (2) 研修先との連携体制

チェンマイ大学とは本研究科の引率教員を中心に、研修内容の連携を行う計画である。また本学とチェンマイ大学でも密接な連携体制を築く予定であり、緊急時の連絡体制も整備することとする。

### (3) 成績評価体制及び単位認定方法

現地にて、自らの研究テーマ、日本の医療・看護、看護教育について、本大学院学生が行うプレゼンテーションの内容、その他の質疑により成績評価を行い、科目担当教員が単位を認定する。

### (4) その他特記事項

感染症対策に際し、研修地から求められる陰性証明、ワクチン証明等は事前に十分に学生に説明し、現地行動に際しては感染症対策のマニュアルを作成し感染予防を徹底する。

感染症の拡大や自然災害等により現地への入国が困難になった場合は、代替となる海外研修地を訪問するか、代替となる研修授業の実施を検討する。

【資料34 チェンマイ大学との看護海外研修関連文書】

## 設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

### <目次>

- 【資料1 名古屋学芸大学中期計画 NUAS Next (Vision for the Future) (2016-2022)】
- 【資料2 包括連携協定書】
- 【資料3「愛知県地域保健計画」第1章第1節 計画の目的／第9章2 看護職員 現状と課題抜粋】
- 【資料4 看護系大学院修士課程及び看護系学部の3大都市等の入学定員比較対比】
- 【資料5-1 公益社団法人日本看護協会 「令和4年度予算・政策に関する要望書」】
- 【資料5-2 一般社団法人 日本看護系大学協議会 「要望書」】
- 【資料6「名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望」7 機構1 センター各要望書】
- 【資料7 厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ」  
(令和元年11月15日 抜粋)】
- 【資料8 名古屋学芸大学大学院〔看護学研究科〕長期履修内規(案)】
- 【資料9 養成人材像と3つのポリシーの関係】
- 【資料10 ディプロマ・ポリシーで求められる能力と開設科目との関係】
- 【資料11-1 カリキュラムマップによる養成人材像やディプロマ・ポリシーとの相関図】
- 【資料11-2 カリキュラムツリー】
- 【資料12 名古屋学芸大学研究倫理マネジメント規程】
- 【資料13 名古屋学芸大学利益相反マネジメント規程】
- 【資料14 修士課程入学から修了までの研究指導及び手続の概要】
- 【資料15 修士論文の指導・審査の流れ】
- 【資料16 修士論文の到達目標 修士論文計画の評価基準 審査基準】
- 【資料17 修士論文指導と論文審査】

- 【資料 18－1 履修モデル】
- 【資料 18－2 時間割】
- 【資料 19 基礎となる看護学部の教育課程との関係】
- 【資料 20 入学者選抜とアドミッション・ポリシー】
- 【資料 21 入学者選抜方法等】
- 【資料 22 学校法人中西学園(法人・名古屋外国語大学・名古屋学芸大学)定年規程】
- 【資料 23 開設後 5 年間の人事計画【改訂版】】
- 【資料 24－1 看護学研究科全体平面図及び学生共同研究室見取り図】
- 【資料 24－2 看護学研究科購入の図書、学術雑誌等一覧】
- 【資料 25 名古屋学芸大学学位規程（案）】
- 【資料 26 名古屋学芸大学大学院看護学研究科内規（案）】
- 【資料 27 名古屋学芸大学大学院看護学研究科委員会内規（案）】
- 【資料 28 名古屋学芸大学大学院看護学研究科教務部会内規（案）】
- 【資料 29 名古屋学芸大学大学院看護学研究科入試部会内規（案）】
- 【資料 30 名古屋学芸大学自己点検・評価委員会規程】
- 【資料 31 名古屋学芸大学ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会規程】
- 【資料 32 名古屋学芸大学SD推進委員会規程】
- 【資料 33 名古屋学芸大学FD・SD活動実績】
- 【資料 34 チェンマイ大学との看護海外研修関連文書】
- 【資料 35 学生の授業に係る演習の実施協力承諾書】

## 名古屋学芸大学中期計画



名古屋学芸大学は、創立 20 周年にあたる 2022 年に向けて、以下に示す中期計画“NUAS Next”を策定する。

### 【目標】

- ① 本学の建学の精神「人間教育と実学」を出発点として「知と美と健康の創造」を目指し、高い職業能力を持つ人材を育成する。
- ② グローバルな視野で未来社会の発展を担い、人々が幸福に生きる社会の実現に貢献できる人材を育成する。
- ③ 少子高齢化社会を迎え、社会の変化にも柔軟かつ十分に対応できる教育体制を構築し、未来志向型の高等教育拠点を築く。

### 【中期計画の期間】

2016 年度～2022 年度の 7 年間

### 【策定の基盤】

策定に先立ち、先ず全教職員を対象に「名古屋学芸大学 将来の夢～将来予測～」の提出を求め、その内容を基に、上記の目標を設定し、長期的なビジョンを見据えた上で、7 年間の中期的な期間で実現すべきものを中心に取捨選択し、以下のように 3 つの将来ビジョンにまとめた。

### 3 つの将来ビジョン

- I. 専門的職業人養成型大学としての機能強化及びガバナンスの確立
- II. 地域創生、生涯学習などの多岐にわたる課題解決に資する中核的存在
- III. 教育の質を保証するための大学改革

## I. 専門的職業人養成型大学としての機能強化及びガバナンスの確立

1. 専門分野の高い知識・職業能力を活かし、その分野において実践的リーダーシップを発揮できる人材育成
2. 多様な文化や価値観を理解し、多文化が共生する世界で活躍できるグローバル人材の育成
3. 国家資格等と連動した社会的要請の高い人材育成のための学部学科増設及び適切な入学定員の管理・設定
4. 名古屋医療センター敷地内での看護学部設置（2018年度開設予定）、教育・研究における名古屋医療センターとの連携強化
5. 高度専門職業人養成を主眼とした大学院教育課程の改編・充実と社会人大学院生を支援する体制の整備
6. 学生の満足度向上及び学生生活支援のためのキャンパスライフの充実化、学生の自主性・積極性を涵養する企画の創出
7. IR（Institutional Research）の充実とディプロマポリシーの実現に向けたP D C A サイクルによる自己点検・評価機能の高度化
8. 学長のリーダーシップとガバナンスの強化、副学長・学長補佐体制の一層の充実<
9. 法令・規範の遵守、人権の尊重及び公正研究のためのコンプライアンス遵守、リスク・マネジメントの徹底
10. インターネットの活用による教育・研究成果の発信力強化、キャンパス内 I C T 環境のさらなる充実
11. 教員の教育力の向上と研究環境の整備、自己研修を支えるF D（ファカルティ・ディベロップメント）活動の活性化、授業評価を踏まえた自己評価活動の推進
12. 財政基盤強化のための予算計画編成、教育研究施設・設備の有効活用及び充実、外部資金・受託事業等の獲得
13. 広報力の多角化、本学のプレゼンス向上と大学ブランドの確立
14. 事務系職員の意識向上のためのS D（スタッフ・ディベロップメント）とコンプライアンスの徹底
15. 教職員における女性比率の向上及び女性幹部職員、女性管理職教員の積極登用
16. 学生及び教職員のヘルス・プロモーションとストレス・マネジメントの推進

## II. 地域創生、生涯学習などの多岐にわたる課題解決に資する中核的存在

1. 地（知）の拠点としての大学、大学院等の機能強化
2. サービスラーニングの観点を踏まえたボランティア活動の支援、教育課程への編成
3. アラムナイ事業の展開とステークホルダー等との連携強化による地域貢献、同窓会・後援会との連携強化
4. 公開講座等の実施による地域貢献、市民に開かれた新たな聴講生制度導入等の検討
5. 高等教育機関のグローバル化、ユニバーサル化をめぐる認識と地域密着型のローカルの視点との融合
6. 関係自治体、地域の企業、地域活性化を目的に活動するNPOや民間団体等と協働、連携
7. 知的社会の進展、イノベーションシステム構築に向けた産官学連携の一層の充実と高度化
8. 地域のニーズに応える人材育成・研究・活動の推進、日進市・長久手市等との連携体制の強化
9. 分野毎の優れた教育研究拠点や地域ネットワーク形成の推進
10. 地域ブランド、コミュニティデザイン等の探求による地域創成意識の活性化
11. 地域の雇用創出促進と卒業生の地元定着率の向上
12. 地域に誇りを持つ大学教育の推進と地域産業を担う人材養成
13. 地域創生、生涯学習等の拠点となる学内組織の整備と充実
14. 一人一人の能力を伸ばすための、高大連携への積極的な取組と促進

## III. 教育の質を保証するための大学改革

1. 学士力の強化に向けた学生の能動的な活動、主体的な学びを引き出すアクティブラーニングの活用推進
2. 専攻する学問分野における基本的な知識と、高度で実践的な専門的知識・技術の習得を目指すカリキュラムポリシーの高度化
3. 現状の管理栄養、メディア造形、ヒューマンケアに、医療看護も加えた各領域に関わる教育の高度化と実践的研究の推進

4. 留学を含めた国際的な交流・活動の支援強化と国際的な教育連携活動の高度化及び国際的通用性のある教育・研究の実現
5. 職業人として必要なコミュニケーション・スキル、外国語運用能力、情報リテラシー、論理的思考力、問題解決力等の涵養
6. 常識ある職業人育成のための教養教育の充実と学術性の追究、幅広い学びの保証
7. 中央図書館及び種々の学術情報基盤、附属の研究所等の機能強化と有効活用
8. キャリア意識の啓発とキャリア教育の充実及びキャリア支援の強化
9. 名古屋外国語大学との単位互換、外国語教育を含めた共通教育課程の設定など、協働化、共通化のための体制づくり
10. バランスのとれた効率的かつ実践的なカリキュラムの充実及び順次性のある体系的な教育課程編成
11. 学習到達度の的確な把握・測定や卒業認定の組織体制の整備、客観性を担保した学位授与の方針策定
12. 知識・理解、汎用的技能、態度・志向性、統合的な学習経験と創造的思考力等の養成
13. 学生の学習時間等の実態把握、授業計画の明確化、必要な授業時間の確保への具体化
14. エンロールメント・マネジメントの視点に立った学生支援体制の確立
15. 将来性ある学生を獲得するための入試制度改革とアドミッションポリシーの充実による入学者選抜の再設計
16. 高大接続の実現に向けた初年次教育の導入、補習・補完教育の充実
17. 大学院の教育研究の質的向上、高度化、実質化のための充実、高度専門職業人養成を主眼とした大学院教育課程の改編



独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターと  
学校法人中西学園名古屋学芸大学との連携協定書

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター（以下「甲」という。）と学校法人中西学園名古屋学芸大学（以下「乙」という。）は、甲の敷地内の土地・建物を活用して、乙が設置を行う看護学部及び看護学研究科に関して連携するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の敷地内の土地・建物を活用して、乙が進める看護学部及び看護学研究科の設置・運営を円滑に行うことによって、質の高い看護教育の充実、発展とこれに関わる人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲と乙は、次に掲げる事項について相互に協力するものとする。

- (1) 大学及び大学院生の資質向上に関すること
- (2) 大学及び大学院における職員の充実に関すること
- (3) 看護関係分野教育上の諸課題に対応した調査研究に関すること
- (4) 看護関係分野の生涯学習の振興に関すること
- (5) 大学及び大学院生の就職に関すること
- (6) その他、甲及び乙が必要と認める事項

(連携調整)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、「看護学部化に向けた連携協議会」（通称／看護学部化協議会）を設置するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成30年3月31日までとする。

- 2 平成30年4月1日に看護学部が設置された後も、この協定の継続を前提として、学部等の運営等も含めて、改めてその内容を協議する。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項のほか疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙が協議して定めるものとする。

2 この協定は、看護学部及び看護学研究科の設置に伴い関連して、名古屋学芸大学の既設学部等及び学校法人中西学園が設置する学校に関連する事項が生じた場合も、協議の対象とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙署名捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月1日

甲 独立行政法人国立病院機構名古屋医療

院長

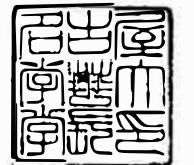
直江知樹



乙 学校法人 中西学園 名古屋学芸大学

学長

井形昭弘



## 資料 3

### 1 (書類等の題名)

「愛知県地域保健計画」第 1 章第 1 節 計画の目的／第 9 章 2 看護職員 現状と課題抜粋」 (【資料 3】全 5 ページ)

### 2 (出典)

愛知県

### 3 (引用範囲)

「愛知県地域保健計画 平成 30 (2018) 年 3 月」

- ・ 表紙及び第 1 章計画の基本理念／第 1 節 計画の背景、目的  
(1 ページから 3 ページ)
- ・ 第 9 章保健医療従事者の確保対策／2 看護職員 現状と課題  
(208 ページから 209 ページ)

※2022 年 3 月の中間見直しにより、資料として引用した 「愛知県地域保健医療計画 平成 30 (2018) 年 3 月」は削除され、現在は、「愛知県地域保健医療計画 令和 4 (2022) 年 3 月」が掲載されているため、2022 年 3 月見直し版の URL を下記にします。

[https:// www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/iryokeikaku.html](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/iryo-keikaku/iryokeikaku.html)  
「愛知県地域保健医療計画 (2018 年 3 月公示) ※2022 年 3 月中間見直し」

第 1 章計画の基本理念

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/413088.pdf>

第 9 章保健医療従事者の確保対策

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/413092.pdf>

#### 4（その他の説明）

- ・ ホームページから引用し資料とした。
- ・ 引用資料のページの「第1章計画の基本理念／第1節計画の背景、目的／計画の目的1～3にアンダーラインを引いて資料とした。
- ・ 引用資料の208～209ページの「2 看護職員／現状と課題／1 就業看護職員の状況（課題）、2 看護職員需給見通し（課題）、3 看護職員養成状況（課題）、6 看護職員の継続教育（課題）」にアンダーラインを引いて資料とした。

## ① [看護系大学院修士課程の3大都市圏の設置状況] (令和2年度)

		愛知県	東京都	大阪府
設置課程数	国立	1	1	1
	公立	2	1	2
	私立	7	20	7
	合計	10	22	10
入学定員	国立	18	25	65
	公立	45	50	36
	私立	92	255	61
	合計 A	155	330	162

## ② [看護系学部の3大都市圏の設置状況] (令和2年度)

		愛知県	東京都	大阪府
設置課程数	国立	1	2	1
	公立	2	2	2
	私立	12	25	17
	合計	15	29	20
入学定員	国立	80	95	80
	公立	170	80	175
	私立	1,200	2,036	1,360
	合計 B	1,450	2,211	1,615

## ③ [大学院定員と看護系学部定員の3大都市の比較]

		愛知県	東京都	大阪府
看護系大学院修士課程入学定員計 A		155	330	162
看護系学部入学定員計 B		1,450	2,211	1,615
<b>A/B (%)</b>		<b>10.7%</b>	<b>14.9%</b>	<b>10.0%</b>

出典：一般社団法人日本看護系大学協議会（文部科学省高等教育局医学教育課提供データ）（令和2年3月末）

※医学系研究科保健学専攻等、看護系以外の入学定員も含む。

※看護系学部・大学院数は、課程数につき大学数、学部数とは異なる。

上記③に示す通り、3大都市での看護系学部入学定員に対する看護系大学院（修士課程）入学定員の比率の比較対比では、愛知県は10.7%と、大阪府（10.0%）とは同等であるものの、東京都（14.9%）よりも4ポイント程度低く、愛知県における大学院志望者に応える意味から、数値的にも大学院設置の必要性が示されている。

## 資料 5 - 1

### 1 (書類等の題名)

公益社団法人日本看護協会「令和4年度予算・政策に関する要望書」

(【資料 5-1】全1ページ)

### 2 (出典)

公益社団法人日本看護協会

### 3 (引用範囲)

報道関係者への News Release 文部科学省初等中等教育局へ要望書を提出

公益社団法人日本看護協会 広報部 2021年4月14日 (1ページ)

[https://www.nurse.or.jp/up\\_pdf/20210419102733\\_f.pdf](https://www.nurse.or.jp/up_pdf/20210419102733_f.pdf)

### 4 (その他の説明)

- ・ 要望事項として「質の高い看護人材の養成推進」が掲載されていたため、ホームページから引用し資料とした。

## 資料 5 - 2

### 1 (書類等の題名)

一般社団法人日本看護系大学協議会「要望書」 (【資料 5-2】全 4 ページ)

### 2 (出典)

一般社団法人日本看護系大学協議会

### 3 (引用範囲)

一般社団法人日本看護系大学協議会が、自民党看護問題小委員会あてに提出した要望書 (1 ページから 4 ページ)

<https://www.janpu.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/08/20210831FormalReq.pdf>

### 4 (その他の説明)

- ・ 一般社団法人日本看護系大学協議会が自民党看護問題小委員会あてに提出した要望書を、ホームページから引用し資料とした。

## 資料 6

### 「名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望」 7 機構 1 センター各要望書

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター

院長 長谷川 好規



名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

独立行政法人国立病院機構名古屋医療センターと学校法人中西学園名古屋学芸大学との連携協定書に基づき、質の高い看護教育の充実・発展と、これに関わる優秀な人材の育成に寄与していただくため、名古屋学芸大学において、大学院看護学研究科の設置計画を進めていただいているところですが、大学院の設置が認められた折には、当センターからの入学志願者の推薦に関し、特段のご配慮をお願いいたします。



令和3年11月17日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構東名古屋病院

院長 奥田 聡



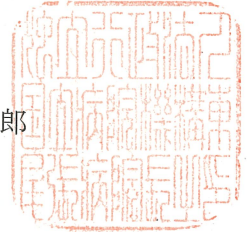
名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

当院では、幅広い視点から看護の質の向上に貢献でき、多職種との連携や協同を通じて課題解決に貢献できる高度な看護実践能力を有する看護専門職を必要としているため、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護研究科の設置が認められた折には、当院からの入学志願者について、特段のご配慮をお願いしたい。

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構  
東尾張病院長 西岡 和郎



名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

看護学の発展と看護の質向上、これに関わる高度な看護専門職の育成に寄与することを目的として、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護学研究科について、設置が認められた折には、当院からの入学志願者について、特段のご配慮をお願いいたします。

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構長良医療センター

院長 松久 卓



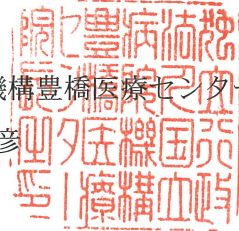
名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

当センターでは、専門的知識を生かし、多職種との連携や協働を通じて課題解決に貢献できるような高度な看護実践能力を有する人材を必要としているため、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護学研究科の設置が認められた折には、当センターからの入学志願者について、特段のご配慮をお願いしたい。

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター  
院長 恵美 宣彦



名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

当センターでは、看護の現象を多角的な視点で捉え、様々な課題解決や看護実践のための高度な研究能力を有する看護専門職を必要としているため、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護学研究科の設置が認められた折には、当センターからの入学志願者について、特段のご配慮をお願いしたい。

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院

院長 久留 聡



名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

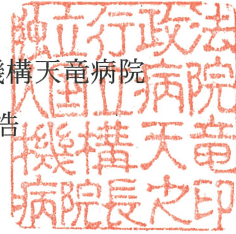
当センターでは、幅広い視点から看護の質の向上に貢献でき、多職種との連携や協働を通じて課題解決に貢献できる高度な看護実践能力を有する看護専門職を必要としているため、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護学研究科の設置が認められた折には、当センターからの入学志願者について、特段のご配慮をお願いしたい。

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

独立行政法人国立病院機構天竜病院

院長 白井 正浩



名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

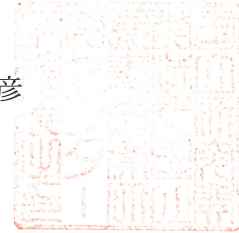
当院では、様々な課題解決や看護実践のための高度な研究能力を有し、多職種との連携や協働を通じて課題解決に貢献できる高度な看護実践能力を有する看護専門職を必要としているため、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護学研究科の設置が認められた折には、当院からの入学志願者について、特段のご配慮をお願いしたい。

令和4年3月1日

学校法人中西学園名古屋学芸大学長 殿

国立長寿医療センター

病院長 鷺見 幸彦



名古屋学芸大学大学院看護学研究科に関する要望について

当センターでは、様々な課題解決や看護実践のための高度な研究能力を有し、多職種との連携や協働を通じて課題解決に貢献できる高度な看護実践能力を有する看護専門職を必要としているため、名古屋学芸大学において開設を計画されている大学院看護学研究科の設置が認められた折には、当センターからの入学志願者について、特段のご配慮をお願いしたい。



## 資料 7

### 1 (書類等の題名)

「厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ」(令和元年11月15日(抜粋)) (【資料7】全3ページ)

### 2 (出典)

厚生労働省

### 3 (引用範囲)

厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ(抜粋)(令和元年11月15日)」

・表紙(1ページ)

・3. 看護職員確保対策の推進／(1) 看護職員確保を取り巻く現状／(2) 検討課題と対策／3) その他／3) 参考：都道府県報告版

(25ページから26ページ)

[https:// www.mhlw. go. jp/content/10805000/000567572. pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/10805000/000567572.pdf)

### 4 (その他の説明)

・厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会 中間とりまとめ(抜粋)(令和元年11月15日)」の1ページ及び25～26ページを、ホームページから引用し資料とした。



### 名古屋学芸大学大学院〔看護学研究科〕長期履修内規（案）

#### （趣旨）

第1条 本規程は、名古屋学芸大学大学院学則第11条第1項に定める修業年限（以下、「標準修業年限」という。）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修すること（以下、「長期履修」という。）に関して必要事項を定めるものである。なお、本内規は大学院設置基準第14条に定める特例に基づくものである。

#### （目的）

第2条 職業を有している、育児や長期介護等の事情により、標準修業年限（修士課程にあつては2年間）では、大学院の教育課程の履修が困難である場合、標準修業年限を越えて計画的な教育課程の履修を認めることにより、大学院教育の充実と学修の機会の拡大を図り、学位の取得を可能としたものである。

#### （申請条件）

第3条 長期履修を申請できる学生は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1） 職業を有するため標準修業年限で修了することが困難な者  
（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）
- （2） 育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者
- （3） 病気等その他やむをえない事情により、標準修業年限で修了することが困難であると研究科長が認めた者

#### （申請手続き）

第4条 長期履修を願い出る者は、「長期履修許可願」（長期履修内規 様式第1号）に「長期履修計画書」（長期履修内規 様式第2号）及び「その他必要書類」を添えて入学願書提出時に研究科長に提出しなければならない。

#### （修業年限及び在学期間）

第5条 長期履修が認められた者（以下、「14条特例の社会人学生」という。）の修業年限は、名古屋学芸大学大学院学則第11条の規定に関わらず、修士課程については3年以上4年以下とする。

- 2 研究科長は、研究科会議の議を経て、長期履修在学期間について決定する。ただし、その期間は、学年度1年を単位とする。なお、大学院学則第12条に規定する在学期間

を越えることはできない。

#### (在学期間の短縮)

第6条 研究科長は、14条特例の社会人学生が在学期間の短縮を願い出たときは、研究科会議の議を経て、これを許可することができる。

- 2 長期履修在学期間の短縮は、1回に限り認めることができる。
- 3 第1項の規定による在学期間短縮の許可を受けようとする者は、修了しようとする年度の論文審査開始月の末日までに、「長期履修在学期間短縮願」(長期履修内規 様式第3号)を研究科長に提出しなければならない。
- 4 在学期間の短縮を許可された者は、短縮された在学期間に相当する授業料等の学納金を納付しなければならない。詳細は、別に定める。

#### (在学期間の延長)

第7条 長期履修在学期間の延長は認めない。

#### (補則)

第8条 この学則の施行に関し必要事項は、学長が別に定める。

附則 この規定は、令和5(2023)年4月1日から施行する。

(長期履修内規 様式第1号)

## 長期履修許可願

年 月 日

名古屋学芸大学大学院

研究科長 殿

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

下記のとおり長期履修学生として、修学を許可して下さるようお願いいたします。

記

入学年月	修了予定年月	長期履修在学期間
年 4 月	年 3 月	年 4 月から 年 3 月まで
現 住 所	〒	電話
勤務先 (職種)		
勤務先所在地	〒	電話

(注) 入学志願者本人が、黒のボールペンで丁寧に記入してください。

(添付書類)

次に掲げる書類を添付してください。

1. 長期履修計画書
2. 該当する申請条件に応じて次の書類を添付してください。

該当するものに○を付けてください。	申請条件	添付書類
	職業を有するため、標準修業年限で修了することが困難な者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）	在職証明書またはそれに代わるもの（別紙様式）
	育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難な者	本人の申立書
	病気等その他、やむを得ない事情により、標準修業年限で修了することが困難な者	病気等の場合は診断書、その他の場合は本人の申立書（別紙様式）

(長期履修内規 様式第2号)

## 長期履修計画書

年 月 日

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

希望する長期履修在学期間	年4月から	年3月まで
希望する理由		
在学期間中の履修計画（具体的に記入してください。）		
長期履修計画についての指導教員との相談内容		

(注) 入学志願者本人が、黒のボールペンで丁寧に記入してください。

なお、「長期履修許可願」に添付して提出してください。

研究指導責任者

所属・職 : \_\_\_\_\_

氏 名 : \_\_\_\_\_ ㊞

(長期履修内規 様式第3号)

## 長期履修在学期間短縮願

年 月 日

名古屋学芸大学大学院  
研究科長 殿

ふりがな

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

下記のとおり、長期履修在学期間を短縮したいので、許可くださるようお願いいたします。

### 記

1. 長期履修在学期間 (許可期間)
- |          |   |   |    |
|----------|---|---|----|
|          | 年 | 月 | から |
|          | 年 | 月 | まで |
| (希望修了年月) | 年 | 月 | まで |

2. 短縮を希望する理由

(長期履修内規 別紙様式)

## 申 立 書

年 月 日

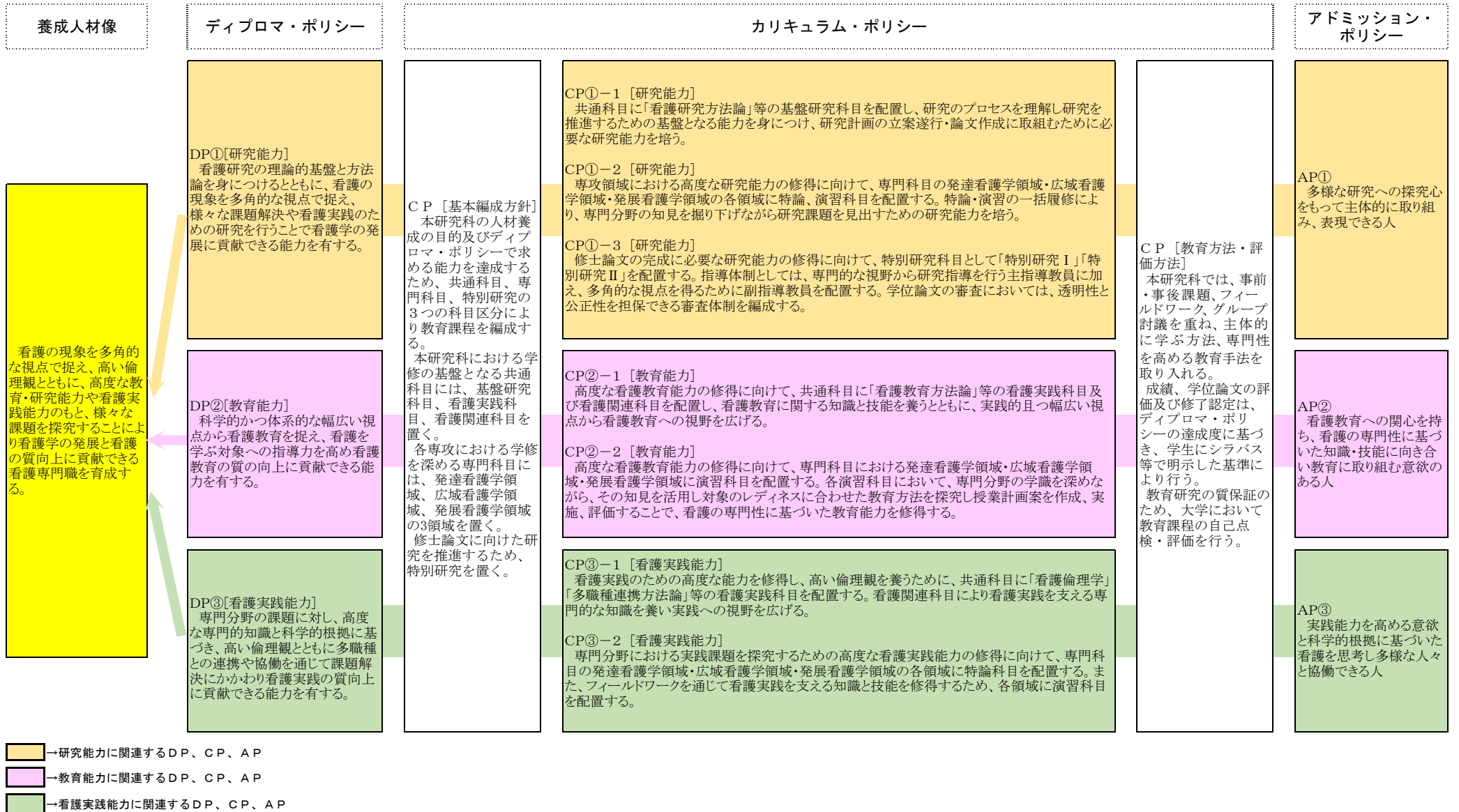
ふりがな

氏 名 ㊟

育児、長期介護等により、標準修業年限で修了することが困難である理由を具体的に記載してください。

(注) 長期履修許可願いに申立書の添付が必要な場合は、この様式を使用してください。なお、入学志願者本人が黒色のボールペンで丁寧に記入してください。

養成人材像と3つのポリシーの関係



## ディプロマ・ポリシーで求められる能力と開設科目との関係

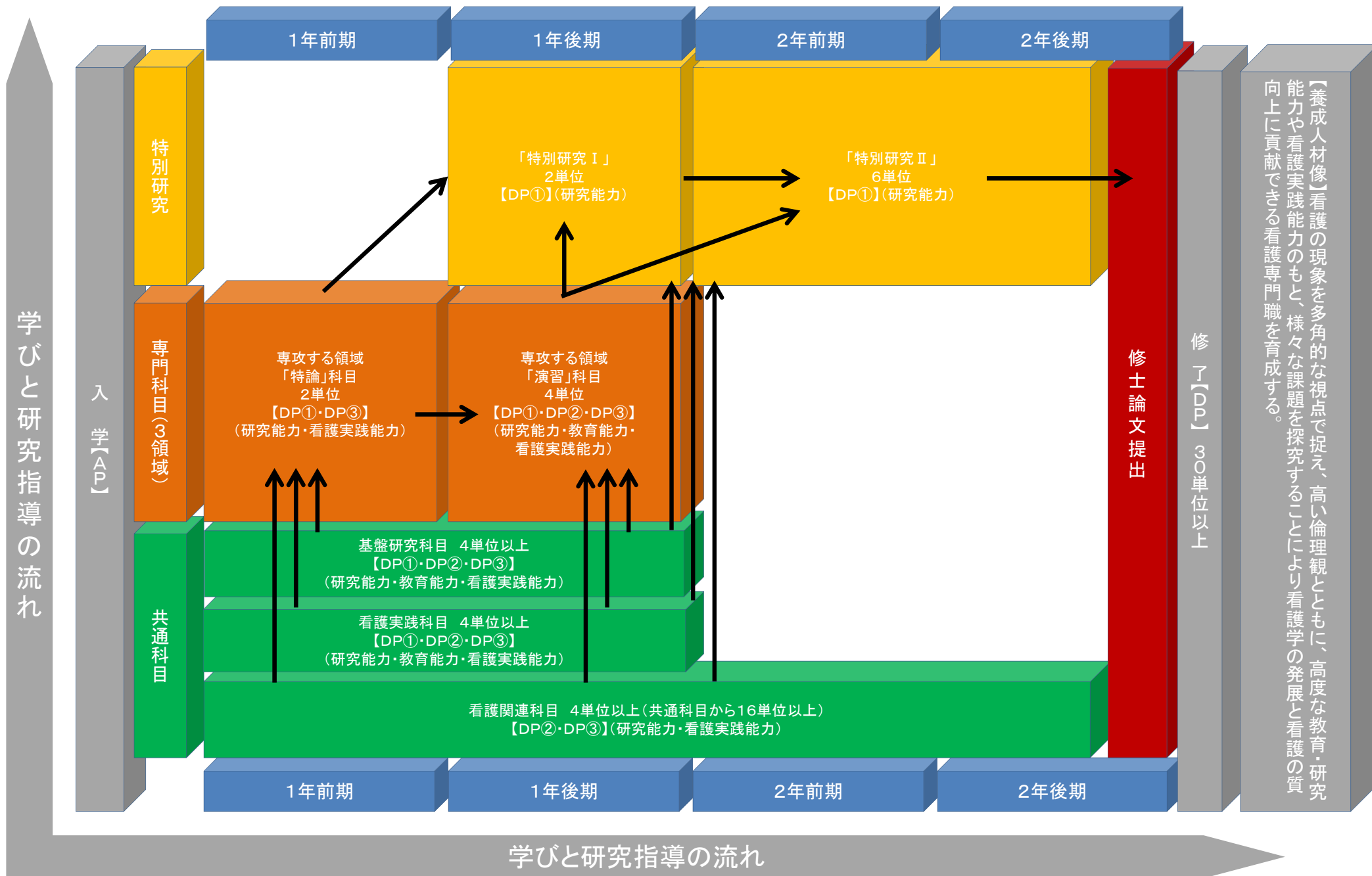
区分	科目名	単位数	開講期	必修 選択	ディプロマ・ポリシー				
					DP①[研究能力] 看護研究の理論的基盤と方法論を身につけるとともに、看護の現象を多角的な視点で捉え、様々な課題解決や看護実践のための研究を行うことで看護学の発展に貢献できる能力を有する。	DP②[教育能力] 科学的かつ体系的な幅広い視点から看護教育を捉え、看護を学ぶ対象への指導力を高め看護教育の質の向上に貢献できる能力を有する。	DP③[看護実践能力] 専門分野の課題に対し、高度な専門的知識と科学的根拠に基づき、高い倫理観とともに多職種との連携や協働を通じて課題解決にかかわり看護実践の質向上に貢献できる能力を有する。		
共通科目	基盤研究科目	看護研究方法論	2	1前	必修				
		看護理論	2	1後	必修				
		英語文献クリティーク	2	1前	選択				
		多変量解析論	2	1後	選択				
	看護実践科目	看護教育方法論	2	1前	必修				
		看護倫理学	2	1後	必修				
		看護コンサルテーション論	2	1前	選択				
		看護マネジメント論	2	1後	選択				
		看護フィールド演習	2	1前	選択				
		多職種連携方法論	2	1後	選択				
	看護関連科目	看護病態生理学	2	1前	選択				
		看護臨床薬理学	2	1後	選択				
		家族看護学	2	1前	選択				
		国際保健学	2	2後	選択				
		保健医療福祉行政論	2	2前	選択				
		看護海外研修	2	2前	選択				
	専門科目	発達看護学領域	母性・助産看護学特論	2	1前	選択			
			母性・助産看護学演習	4	1後	選択			
小児看護学特論			2	1前	選択				
小児看護学演習			4	1後	選択				
成人・老年看護学特論			2	1前	選択				
成人・老年看護学演習			4	1後	選択				
広域看護学領域		精神看護学特論	2	1前	選択				
		精神看護学演習	4	1後	選択				
		地域・在宅看護学特論	2	1前	選択				
		地域・在宅看護学演習	4	1後	選択				
発展看護学領域		災害看護学特論	2	1前	選択				
		災害看護学演習	4	1後	選択				
		看護管理学特論	2	1前	選択				
		看護管理学演習	4	1後	選択				
		看護教育学特論	2	1前	選択				
		看護教育学演習	4	1後	選択				
特別研究 I		2	1後	必修					
特別研究 II		6	2通	必修					

※所定単位は、共通科目のうち必修科目8単位、選択科目4科目8単位以上（うち看護関連科目から2科目4単位以上）、また専門科目の各領域から同一分野の特論及び演習の計6単位以上に加え、特別研究8単位を履修し、合計30単位以上を修得すること。





カリキュラムツリー



### 名古屋学芸大学研究倫理マネジメント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋学芸大学（以下「本学」という。）が実施する人を対象とする研究に関し必要な事項を定めることにより、研究が倫理的、法的、社会的に適正に実施されることを確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「人を対象とする研究」とは、人又は人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報及びデータ等を収集又は採取して行う研究をいう。

(学長の職務)

第3条 学長は、本学における人を対象とする研究の実施に関する総括責任者とし、次に掲げる職務を行う。

- 一 本学における人を対象とする研究の計画又は計画の変更の妥当性を確認し、その実施を承認すること。
- 二 本学における人を対象とする研究の進行状況及び結果を把握し、研究が倫理的、法的又は社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずること。
- 三 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。
- 2 学長は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 3 学長は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を学内の研究者等が受けることを確保するための措置を講ずる。また、自らもこれらの教育・研修を受けなければならない。

(学部長・研究科長の職務)

第4条 人を対象とする研究を実施する学部・研究科等の長は、研究が適切かつ安全に実施されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(研究者等の責務)

第5条 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。

- 2 研究者等は、法令、指針等を遵守し、倫理審査及び学長の許可を受けた研究計画書に沿って、適切に研究を実施しなければならない。
- 3 研究者等は、研究を実施するに当たっては、研究対象者から原則としてあらかじめインフォームド・コンセントを受けなければならない。
- 4 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談等に適切かつ迅速に対応しなければならない。
- 5 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。
- 6 研究者等は、研究を実施するときは、当該研究に係る利益相反に関する状況について研究責任者に報告しなければならない。

(研究責任者の責務)

第6条 研究責任者は、研究の実施に先立ち、適切な研究計画書を作成しなければならない。研究計画書を変更するときも同様とする。

- 2 研究責任者は、研究の倫理的妥当性及び科学的合理性が確保されるよう、研究計画書を作成しなければならない。

3 研究責任者は、侵襲を伴う研究の実施において有害事象の発生を知った場合には、速やかに、必要な措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。

4 研究責任者は、必要に応じてモニタリング及び監査を実施しなければならない。

(研究倫理審査委員会の設置)

第7条 大学に、人を対象とする研究に関する倫理審査を行うため、人を対象とする研究倫理審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、複数置くことができる。

(審査委員会の責務)

第7条 審査委員会は、学長から研究の実施の適否等について意見を求められたときは、倫理的観点及び科学的観点から、研究者の利益相反に関する情報も含めて中立的かつ公正に審査を行い、学長に対して、文書により意見を述べる。

2 審査委員会は、第1項の規定により審査を行った研究について、倫理的観点及び科学的観点から必要な調査を行い、学長に対して、研究計画書の変更、研究の中止その他当該研究に関し必要な意見を述べるができる。

3 審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

4 審査委員会の委員及びその事務に従事する者は、研究に関する倫理並びに研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。

(審査委員会の構成)

第8条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者

二 倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学の有識者

三 研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者

四 その他学長が指名した者

2 第1項1号から3号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

3 委員のうち本学に所属しない者が複数含まれていること。

4 男女両性で構成されていること。

5 5名以上であること。

(審査委員会委員の委嘱)

第9条 審査委員会の委員は、学長が委嘱する。

2 審査委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

3 委員の任期は2年とし、再認を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合、補充を行うことができる。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の開催)

第10条 審査委員会は、次の各号に掲げるすべての事項を満たさなければ、開くことができない。

一 委員の過半数が出席すること。

二 第9条第1項1号から3号までに規定する委員がそれぞれ1人以上出席すること。

三 男性及び女性の委員がそれぞれ1人以上出席すること。

2 委員会の議は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。

3 審査委員会の決議について、特別な利害関係を有すると委員長が認めた委員は、議決に加わることができない。

(書面審査)

第 11 条 委員長が審査委員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の 3 分の 2 以上が書面又は電磁的記録により意思表示をし、その全員が同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の審査委員会の決議があったものとみなす。

2 委員長は、第 1 項の規定により審査委員会の決議があったものとみなしたときは、その旨を次の審査委員会において報告しなければならない。

(資料の保管・公開)

第 12 条 審査委員会の審査資料は、適切に保管・公表されなければならない。

2 審査委員会の組織及び運営に関する規程並びに委員名簿は、公表する。

3 審査委員会の審査結果及びその議事録は、公開する。ただし、委員長が、対象者の人権又は研究等の独創性若しくは知的財産権を保護する必要があると認めた場合は、公開しないことができる。

(人を対象とする研究の審査手続き)

第 13 条 研究責任者は、人を対象とする研究を実施しようとする場合は、あらかじめ、研究計画書及びその他の必要書類を作成し、学部長あるいは研究科長の了承を得た上で、学長の承認を求めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第 1 項の承認には、必要に応じて条件を付することができる。

3 学長は、承認又は不承認の決定をしたときは、速やかに研究責任者に通知するものとする。

(迅速審査の手続き)

第 14 条 学長は、研究責任者から研究計画の承認を求められたときは、その妥当性について審査委員会の意見を聴かななければならない。

2 審査委員会は、前項の規定により学長から意見を聴かれた場合は、審査する研究計画ごとに審査委員会の委員長及び委員が指名する専門委員（以下「担当委員等」という。）において予備審査を行った上で、審査を行う。

3 当該研究計画が次のいずれかに該当し、予備審査により適当であると認めた場合は、迅速審査により審査を行うことができる。迅速審査によりこれを承認することが適当であると認めた場合は、審査委員会が承認の決議をしたものとみなす。

一 研究計画を変更しようとする場合で、その変更の内容が軽微なものである場合

二 他の研究機関との共同研究であって、既に他の研究機関の倫理審査委員会において研究計画全体の承認を受けている場合

三 侵襲を伴わず、介入を行わない研究である場合

四 軽微な侵襲を伴い、介入を行わない研究である場合

4 委員長は、第 3 項の規定により迅速審査により承認したときは、その旨を審査委員会の委員に報告しなければならない。

(所管)

第 15 条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃については、評議会で行う。

附 則

1 この規程は、2017 年 11 月 1 日から施行する。

2 本規程の制定に伴い、従前の「名古屋学芸大学研究倫理規程」は廃止する。

## 名古屋学芸大学利益相反マネジメント規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋学芸大学（以下「本学」という。）の教職員が企業・団体等（以下「企業等」という。）と連携・協力して産学官連携活動を行う上での利益相反を適正に管理するため必要な事項を定めることにより、本学の社会貢献の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、本学に勤務して、給与を受ける専任者であって、教育職員・事務職員及び技術職員をいう。

2 この規程において「利益相反マネジメント」とは、本学の教職員が、産学官連携活動を行う上で、その活動や成果に基づき得る個人的利益が職員としての責務又は公共の利益を損なわないよう適正に管理することをいう。

(利益相反マネジメントの対象者)

第3条 利益相反マネジメントの対象者は、本学の教職員のうち産学官連携活動を行っている者及び活動を予定している者を対象とする。（以下「対象者」という。）

(利益相反マネジメントの対象事象)

第4条 利益相反マネジメントは、対象者が、次に掲げる行為を行う場合を対象とする。

- 一 学外の企業等から、給与、報酬、コンサルタント料、謝金等の経済的な利益を一定額以上受ける場合
- 二 学外の企業等から、奨学寄附金・受託研究費・共同研究費等の研究費、研修費、人員、物品、サービス、施設、設備等の提供を一定額以上受ける場合
- 三 学外の企業等の公開株、非公開株及び新株予約権を所有している場合
- 四 対象者所有の知的財産権を、本学以外の第三者に譲渡、移転、使用許諾する場合
- 五 その他産学官連携活動に関して、学外の企業等から何らかの便宜を提供される場合若しくは提供が想定される場合

(利益相反マネジメント委員会の設置)

第5条 本学に、利益相反マネジメント委員会（以下「マネジメント委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第6条 マネジメント委員会は、教職員に係る利益相反を適正に管理するため、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 利益相反マネジメントに係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- 二 利益相反による弊害を抑えるための施策の策定に関する事項
- 三 利益相反に係る審査及び回避要請等に関する事項
- 四 利益相反マネジメントのための調査に関する事項
- 五 利益相反マネジメントに係る教育研修の実施に関する事項
- 六 外部からの利益相反の指摘への対応に関する事項
- 七 その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項

(組織)

第7条 マネジメント委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副学長
  - 二 研究倫理審査委員会委員長
  - 三 大学事務局長
  - 四 その他マネジメント委員会が必要と認めた者
- 2 委員に欠員が生じた場合、ただちに補充を行わなければならない。

(委員長及び副委員長)

第8条 マネジメント委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

2 委員長は、マネジメント委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委嘱)

第9条 マネジメント委員会の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第10条 第7条第1項1号から3号に規定する委員の任期は在職期間中とする。

2 第7条第1項4号に規定する委員の任期は2年とする。ただし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任することができる。

(開催)

第11条 マネジメント委員会は、原則として、年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

(会議)

第12条 マネジメント委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 マネジメント委員会が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ意見を聞くことができる。

4 委員が直接対象となる議事について、その委員は出席することができない。

(利益相反アドバイザー)

第13条 本学に、利益相反について教職員からの個別相談に応じさせるため、利益相反アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、必要な場合は相談・助言の内容をマネジメント委員会に報告しなければならない。

(申告)

第14条 対象者は、第4条に定める対象となる事象の発生前に、利益相反の状況についてマネジメント委員会に申告しなければならない。

2 公的研究費等の申請において、当該研究開発課題に係る経済的利益関係についての報告が必要な場合、マネジメント委員会に利益相反審査を依頼することができる。

(審査、回避要請等)

第15条 マネジメント委員会は、前条の申告に基づき利益相反を審査の上、当該申告を行った対象者に対し、承認又は回避要請の別により通知する。

2 マネジメント委員会は、前項の規定による通知の前に、利益相反の有無等を確認するため必要と認めた場合には、当該申告を行った対象者に対し、調査を行うことがある。

3 前項に定めるもののほか、マネジメント委員会は、第1項の規定により回避要請の通知を行った対象者について、回避措置の実施状況等を確認するため必要と認めた場合には、当該対象者に対し、調査を行うことがある。

4 対象者は、第1項の規定により回避要請の通知を受けた場合には、原則としてこれに従わなければならない。

5 マネジメント委員会は、第2項又は第3項の調査に係る審議を行う際は、弁護士等の学外有識者を加えることができる。

(不服申立て)

第16条 前条第1項の規定により回避要請の通知を受けた対象者は、その内容について不服がある場合には、前条第4項の規定にかかわらず、マネジメント委員会に対し、不服申立てを行うことができる。

2 マネジメント委員会は、前項の不服申立ての内容を審査の上、その結果を当該職員に対し通知する。

3 当該対象者は、前項の規定によりマネジメント委員会より通知があった場合には、これに従わなければならない。

(報告)

第 17 条 マネジメント委員会の委員長は、マネジメント委員会で決定した審査及び回避要請の結果を学長に報告しなければならない。

(外部からの指摘への対応)

第 18 条 第 14 条の規定により申告を行った対象者に関し、外部から利益相反の指摘があったときは、マネジメント委員会の委員長が学長及び当該対象者の所属長等と対応を協議し、本学として必要な説明を行う。

(秘密の保持)

第 19 条 本学における利益相反マネジメントに関する業務に関与する者は、その業務により知り得た一切の情報に係る秘密を他に漏えいし、又は提供してはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(所管)

第 20 条 この規程に関する事務は、事務局総務課が行う。

(規程の改廃)

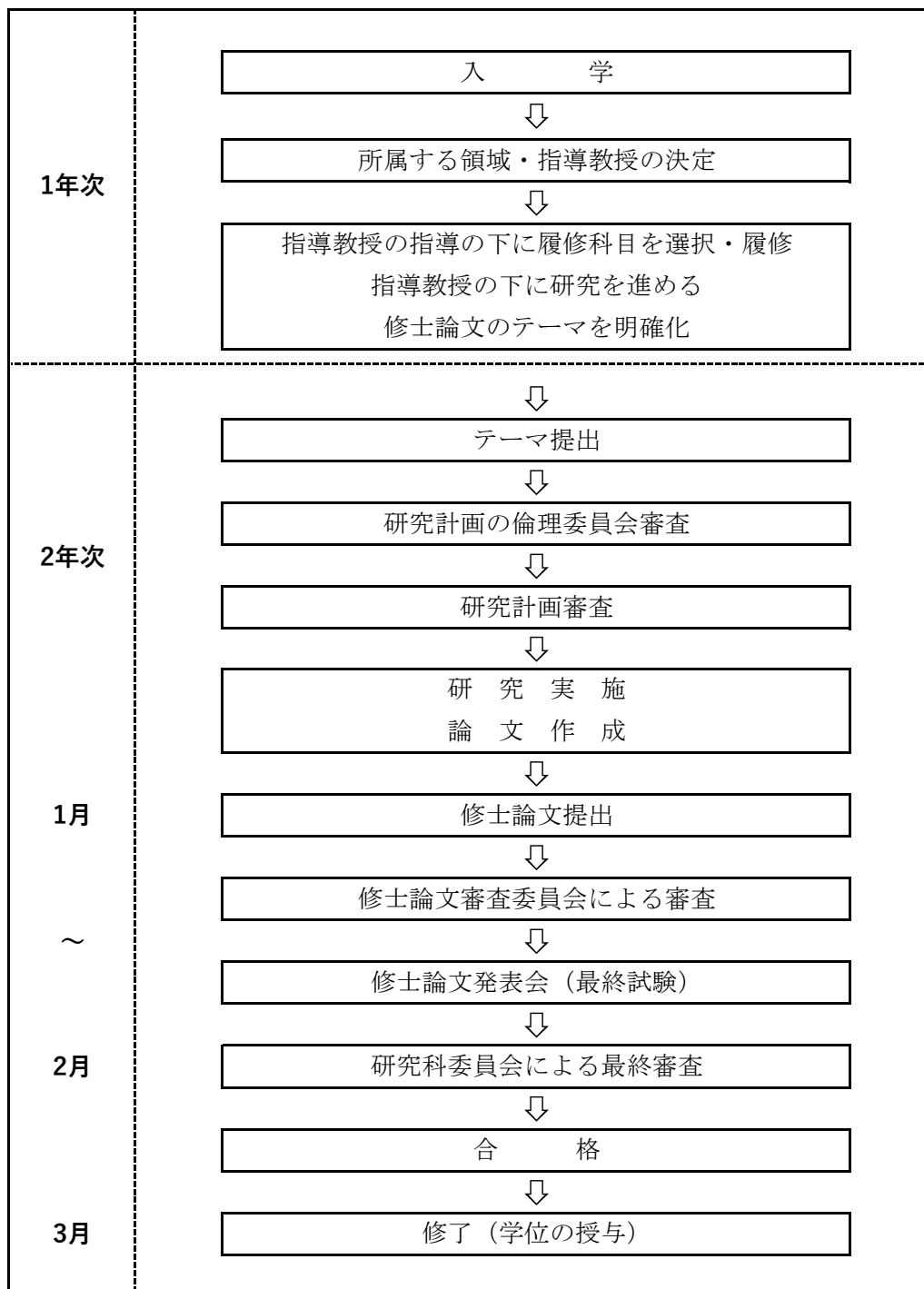
第 21 条 この規程の改廃については、マネジメント委員会の議を経て、評議会で行う。

附 則

この規程は、2017 年 11 月 1 日から施行する。



修士課程入学から修了までの研究指導及び手続きの概要



## 修士論文の指導・審査の流れ

時期	論文指導	学外指導教員手続き
4月上旬 5月上旬	修士論文テーマ提出 副指導教員案提出 (主指導教員⇒事務所)	学外指導教員願 提出 (主指導教員⇒研究科長)
5月中旬	教務部会で副指導教員審議	
	研究科委員会で副指導教員承認	
		事務所⇒学外指導教員へ委嘱状送付 学外指導教員⇒事務所へ承諾書類送付
	指導教員が評価基準により内容を確認	
	論文審査	学外審査委員手続き
12月	教務部会で審査委員の提案 研究科委員会で審査委員の決定	
1月上旬	修士論文提出	学外審査委員願 提出 (主査⇒研究科長)
中旬	審査委員による審査開始	教務部会で副査の審議
下旬	審査委員会による審査	研究科委員会で副査の承認 事務所⇒学外審査委員へ委嘱状送付 学外審査委員⇒事務所へ承諾書送付
2月中旬	修士論文閲覧 修士論文要約の提出 修士論文発表会（最終試験） 研究科委員会による最終審査	
3月上旬	合格した修士論文の提出	

修士論文の到達目標 修士論文計画の評価基準 審査基準

1. 修士論文の到達目標

- (1) 研究プロセスを習得する。
- (2) 看護への貢献を期待できる成果を得る。

2. 修士論文計画の評価基準

- (1) 研究の背景を系統的に示しているか。
- (2) 研究目的を明確にしているか。
- (3) 研究の意義を適切に明示しているか。
- (4) 研究目的に合った方法を選択しているか。
- (5) 研究対象の選定とその数は適切か。
- (6) 研究計画は倫理的に配慮されているか。

3. 修士論文審査基準

- (1) 研究の背景を系統的に示しているか。
- (2) 研究の目的は明確か。
- (3) 研究の意義を適切に明示しているか。
- (4) 研究目的に合った方法を選択しているか。
- (5) 研究質問、仮説は、目的に整合し適切か。
- (6) 研究対象の選定とその数は適切か。
- (7) 倫理的な配慮をしているか。
- (8) 適切に分析を行っているか。
- (9) 結果を倫理的に導いているか。
- (10) 得られた結果を十分に考察しているか。
- (11) 今後の研究の発展課題を述べているか。

## 修士論文指導と論文審査

区分	修士課程
論文の到達目標	①研究プロセスを習得する。 ②看護への貢献を期待できる成果を得る。
論文指導	指導教員の職位と人数 主指導教員：名古屋学芸大学大学院における論文指導教員の審査基準（以下、「審査基準」という。）を満たした1名。 副指導教員：審査基準を満たした2名以内、主指導教員が研究委員会に届出し、研究科委員会の承認を得る。
	研究計画の審査 指導教員が、研究計画の評価基準により内容を確認する。
	学外者による指導 主指導教員が学外者による副指導教員の配置を希望する場合は、「名古屋学芸大学学位論文に係る学外指導教員及び学外審査委員に関する内規」により、選任する。
論文審査	審査回数 年1回
	審査委員会の構成 主査：主指導教員の審査基準を満たす者 1名 副査：副指導教員の審査基準を満たす者 2名 合計3名 ①審査委員会の構成は、研究科委員会、教務部会で作成し研究科委員会の承認を得る。 ②主指導教員の指名する1名の指導教員が副査として審査委員会に入る。 ③主査の決定は、審査委員会での互選による。
	学外審査による審査 副査として、学外者の配置が必要な場合は、「名古屋学芸大学学位論文に係る学外指導教員及び学外審査委員に関する内規」により、選任する。
	閲覧期間 発表会の前に1週間程度、研究科委員会構成員に対して閲覧期間を設ける。
	発表会の位置づけ 審査に含まれる。

履修モデル①[発達看護学領域] (母性・助産看護学を専攻)

●印=必修科目

科目区分	科目	開講年次	1年		2年	
			前期	後期	前期	後期
共通科目	基盤研究 看護研究方法論 看護理論 英語文献クリティーク 多変量解析論	1前 1後 1前 1後	●看護研究方法論 2	●看護理論 2		
	看護実践科目 看護教育方法論 看護倫理学 看護コンサルテーション論 看護マネジメント論 看護フィールド演習 多職種連携方法論	1前 1後 1前 1後 1前 1後	●看護教育方法論 2 看護フィールド演習 2	●看護倫理学 2 看護マネジメント論 2		
	看護関連科目 看護病態生理学 看護臨床薬理学 家族看護学 国際保健学 保健医療福祉行政論 看護海外研修	1前 1後 1前 2後 2前 2前	家族看護学 2		国際保健学 2	
専門科目	発達看護学領域 母性・助産看護学特論 母性・助産看護学演習 小児看護学特論 小児看護学演習 成人・老年看護学特論 成人・老年看護学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後	母性・助産看護学特論 2	母性・助産看護学演習 4		
	広域看護学領域 精神看護学特論 精神看護学演習 地域・在宅看護学特論 地域・在宅看護学演習	1前 1後 1前 1後				
	発展看護学領域 災害看護学特論 災害看護学演習 看護管理学特論 看護管理学演習 看護教育学特論 看護教育学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後				
特別研究	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 2通		●特別研究Ⅰ 2	●特別研究Ⅱ -	●特別研究Ⅱ 6
修得単位数			10	12	0	8
30						

履修モデル②[広域看護学領域] (精神看護学を専攻)

●印＝必修科目

科目区分	科目	開講年次	1年				2年				
			前期		後期		前期		後期		
共通科目	基盤研究 看護研究方法論 看護理論 英語文献クリティーク 多変量解析論	1前 1後 1前 1後	●看護研究方法論 英語文献クリティーク	2 2	●看護理論	2					
	看護実践科目 看護教育方法論 看護倫理学 看護コンサルテーション論 看護マネジメント論 看護フィールド演習 多職種連携方法論	1前 1後 1前 1後 1前 1後	●看護教育方法論 看護フィールド演習	2 2	●看護倫理学	2					
	看護関連科目 看護病態生理学 看護臨床薬理学 家族看護学 国際保健学 保健医療福祉行政論 看護海外研修	1前 1後 1前 2後 2前 2前					保健医療福祉行政論	2	国際保健学	2	
専門科目	発達看護学領域 母性・助産看護学特論 母性・助産看護学演習 小児看護学特論 小児看護学演習 成人・老年看護学特論 成人・老年看護学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後									
	広域看護学領域 精神看護学特論 精神看護学演習 地域・在宅看護学特論 地域・在宅看護学演習	1前 1後 1前 1後	精神看護学特論	2	精神看護学演習	4					
	発展看護学領域 災害看護学特論 災害看護学演習 看護管理学特論 看護管理学演習 看護教育学特論 看護教育学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後									
特別研究	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 2通			●特別研究Ⅰ	2		●特別研究Ⅱ	-	●特別研究Ⅱ	6
修得単位数				10		10		2		8	
30											

履修モデル③[発展看護学領域] (看護教育学を専攻)

●印＝必修科目

科目区分	科目	開講年次	1年				2年			
			前期		後期		前期		後期	
共通科目	基盤研究 看護研究方法論 看護理論 英語文献クリティーク 多変量解析論	1前 1後 1前 1後	●看護研究方法論	2	●看護理論	2				
	看護実践科目 看護教育方法論 看護倫理学 看護コンサルテーション論 看護マネジメント論 看護フィールド演習 多職種連携方法論	1前 1後 1前 1後 1前 1後	●看護教育方法論  看護フィールド演習	2  2	●看護倫理学	2				
	看護関連科目 看護病態生理学 看護臨床薬理学 家族看護学 国際保健学 保健医療福祉行政論 看護海外研修	1前 1後 1前 2後 2前 2前			看護臨床薬理学	2	看護海外研修	2		
専門科目	発達看護学領域 母性・助産看護学特論 母性・助産看護学演習 小児看護学特論 小児看護学演習 成人・老年看護学特論 成人・老年看護学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後								
	広域看護学領域 精神看護学特論 精神看護学演習 地域・在宅看護学特論 地域・在宅看護学演習	1前 1後 1前 1後								
	発展看護学領域 災害看護学特論 災害看護学演習 看護管理学特論 看護管理学演習 看護教育学特論 看護教育学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後	看護教育学特論	2	看護教育学演習	4				
特別研究	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 2通			●特別研究Ⅰ	2	●特別研究Ⅱ	-	●特別研究Ⅱ	6
修得単位数				8		14		2		6
30										

科目区分	科目	開講年次	1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	看護研究方法論 看護理論 英語文献クリティーク 多変量解析論	1前 1後 1前 1後	●看護研究方法論 2	●看護理論 2							
	看護教育方法論 看護倫理学 看護コンサルテーション論 看護マネジメント論 看護フィールド演習 多職種連携方法論	1前 1後 1前 1後 1前 1後	●看護教育方法論 2	●看護倫理学 2	看護フィールド演習 2	看護マネジメント論 2					
	看護病態生理学 看護臨床薬理学 家族看護学 国際保健学 保健医療福祉行政論 看護海外研修	1前 1後 1前 2後 2前 2前	家族看護学 2				国際保健学 2				
専門科目	母性・助産看護学特論 母性・助産看護学演習 小児看護学特論 小児看護学演習 成人・老年看護学特論 成人・老年看護学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後			母性・助産看護学特論 2	母性・助産看護学演習 4					
	精神看護学特論 精神看護学演習 地域・在宅看護学特論 地域・在宅看護学演習	1前 1後 1前 1後									
	災害看護学特論 災害看護学演習 看護管理学特論 看護管理学演習 看護教育学特論 看護教育学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後									
特別研究	特別研究 I 特別研究 II	1後 2通					●特別研究 I 2		●特別研究 II 2	- 0	●特別研究 II 6 6
修得単位数			6	4	4	6	2	2	0	6	6



履修モデル⑤【長期履修制度4年の場合】〔広域看護学領域〕（精神看護学を専攻）

●印＝必修科目

科目区分	科目	開講年次	1年		2年		3年		4年		
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
共通科目	基盤科目 研究	看護研究方法論 看護理論 英語文献クリティーク 多変量解析論	1前 ●看護研究方法論 1後 1前 英語文献クリティーク 1後	2 2	●看護理論 2						
	看護実践科目	看護教育方法論 看護倫理学 看護コンサルテーション論 看護マネジメント論 看護フィールド演習 多職種連携方法論	1前 ●看護教育方法論 1後 1前 1後 1前 1後	2 2	●看護倫理学 2	看護フィールド演習 2					
	看護関連科目	看護病態生理学 看護臨床薬理学 家族看護学 国際保健学 保健医療福祉行政論 看護海外研修	1前 1後 1前 2後 2前 2前			保健医療福祉行政論 2		国際保健学 2			
専門科目	発達看護学領域	母性・助産看護学特論 母性・助産看護学演習 小児看護学特論 小児看護学演習 成人・老年看護学特論 成人・老年看護学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後								
	広域看護学領域	精神看護学特論 精神看護学演習 地域・在宅看護学特論 地域・在宅看護学演習	1前 1後 1前 1後		精神看護学特論 2	精神看護学演習 4					
	発展看護学領域	災害看護学特論 災害看護学演習 看護管理学特論 看護管理学演習 看護教育学特論 看護教育学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後								
特別研究	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 2通					●特別研究Ⅰ 2		●特別研究Ⅱ 0	●特別研究Ⅱ 6	6
修得単位数				6	4	6	4	2	2	0	6

科目区分	科目	開講年次	1年		2年		3年		4年					
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
共通科目	基礎研究 看護研究方法論 看護理論 英語文献クリティーク 多変量解析論	1前 1後 1前 1後	●看護研究方法論	2										
	看護実践科目 看護教育方法論 看護倫理学 看護コンサルテーション論 看護マネジメント論 看護フィールド演習 多職種連携方法論	1前 1後 1前 1後 1前 1後	●看護教育方法論	2			看護フィールド演習	2						
	看護関連科目 看護病態生理学 看護臨床薬理学 家族看護学 国際保健学 保健医療福祉行政論 看護海外研修	1前 1後 1前 2後 2前 2前							看護臨床薬理学	2				
専門科目	発達看護学領域 母性・助産看護学特論 母性・助産看護学演習 小児看護学特論 小児看護学演習 成人・老年看護学特論 成人・老年看護学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後												
	広域看護学領域 精神看護学特論 精神看護学演習 地域・在宅看護学特論 地域・在宅看護学演習	1前 1後 1前 1後												
	発展看護学領域 災害看護学特論 災害看護学演習 看護管理学特論 看護管理学演習 看護教育学特論 看護教育学演習	1前 1後 1前 1後 1前 1後			看護教育学特論	2	看護教育学演習	4						
特別研究	特別研究Ⅰ 特別研究Ⅱ	1後 2通						●特別研究Ⅰ	2		●特別研究Ⅱ	-	●特別研究Ⅱ	6
修得単位数				4	6		4	4	4	2		0		6

2023年度 時間割一覧(2年生は2024年度想定) 案

前 期													
		月		火		水		木		金		土	
		1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
I 9:30 ~ 11:00	教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
	教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
II 11:10 ~ 12:40	教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	看護フィールド 演習:安藤、白 井	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
	教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
III 13:30 ~ 15:00	教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	英語文献ク ティーク:西垣内	A-4
	教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4
IV 15:10 ~ 16:40	教室	A-3	A-4	地域・在宅看護 学特論:佐久 間、西出、藤丸	A-4	看護コンサル テーション論:岩 瀬	A-4	A-3	A-4	小児看護学特 論:金城	A-4	看護管理学特 論:白鳥	A-4
	教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4
V 17:00 ~ 18:30	教室	看護病態生理 学:石井	A-2	母性・助産看護 学特論:清水	A-4	保健医療福祉 行政論:五十里	A-4	精神看護学特 論:岩瀬、永井	A-4	看護海外研修: 清水	A-4	看護教育学特 論:平賀	A-4
	教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	家族看護学:山 口	A-4
VI 18:40 ~ 20:10	教室	A-3	A-4	看護研究方法 論:清水	A-4	A-3	A-4	特別研究II	A-4	看護教育方法 論:平賀	A-4	A-3	A-4
	教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4

- A-1 : ゼミ室1(5階)
- A-2 : ゼミ室3(5階)
- A-3 : ゼミ室4(5階)
- A-4 : ゼミ室(4階)

・看護海外研修は、学内の講義と2024年8月18日(日)~8月24日(土)の7日間の研修を予定している  
 ・特別研究は、空いている教室、または各研究室

後 期

必修科目

選択科目

特別研究

選択必修

	月		火		水		木		金		土	
	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年	1年	2年
I 9:30 ~ 11:00											成人・老年看護学演習:安藤、穴井	
教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
II 11:10 ~ 12:40											成人・老年看護学演習:安藤、穴井	
教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
III 13:30 ~ 15:00											看護理論:木下、大石	
教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4
IV 15:10 ~ 16:40	看護臨床薬理学:石井	国際保健学:青山	地域・在宅看護学演習:佐久間、西出、藤丸		小児看護学演習:金城		看護管理学演習:白鳥				多変量解析論:渡邊	
教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
V 17:00 ~ 18:30			地域・在宅看護学演習:佐久間、西出、藤丸		母性・助産看護学演習:清水		災害看護学演習:白井					
教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4
VI 18:40 ~ 20:10	看護マネジメント論:白鳥				多職種連携方法論:阿部	特別研究 II	特別研究 I		看護倫理学:屋良、白鳥			
教室	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2	A-1	A-2
教室	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4	A-3	A-4

A-1 : ゼミ室1(5階)

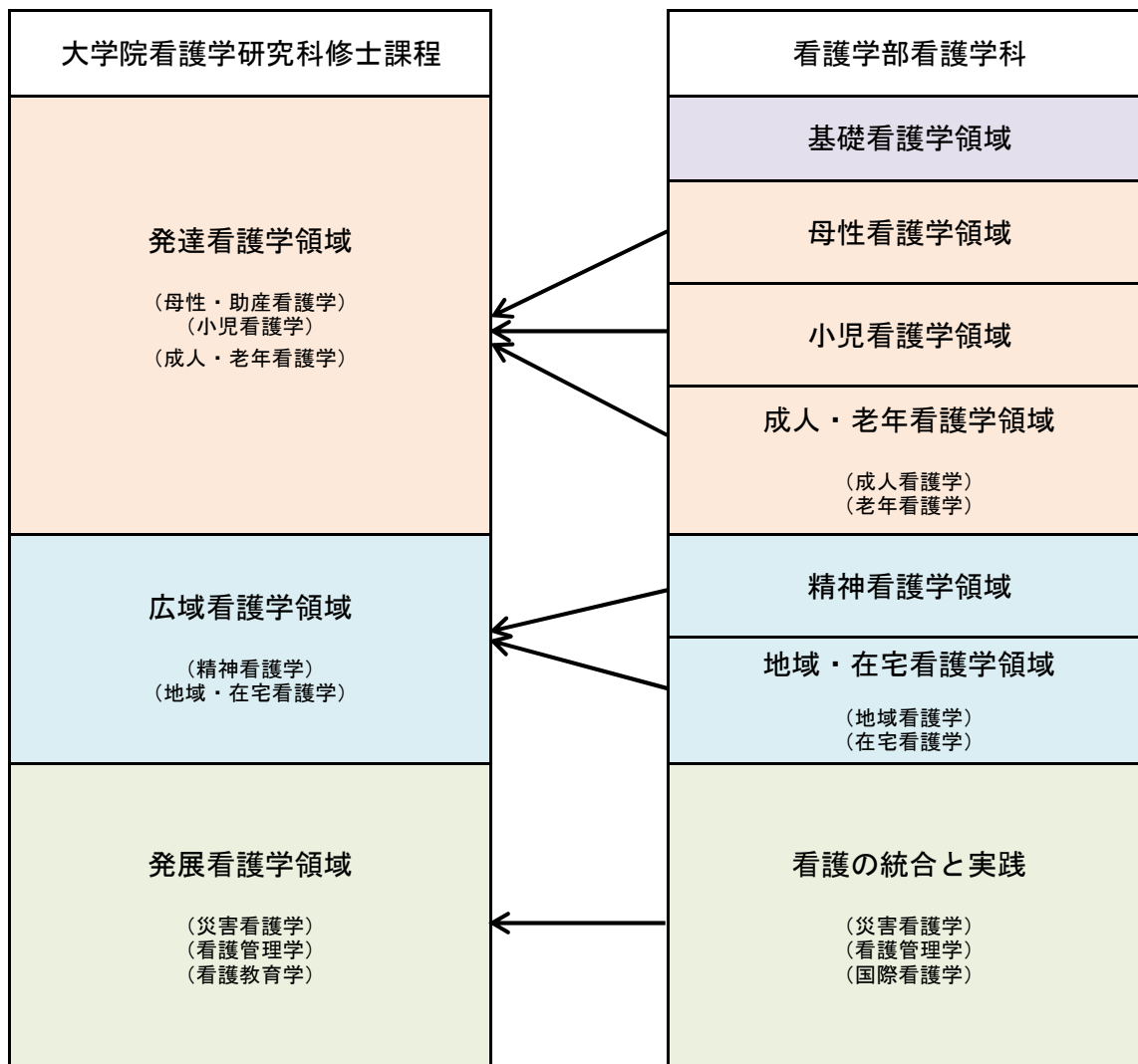
A-2 : ゼミ室3(5階)

A-3 : ゼミ室4(5階)

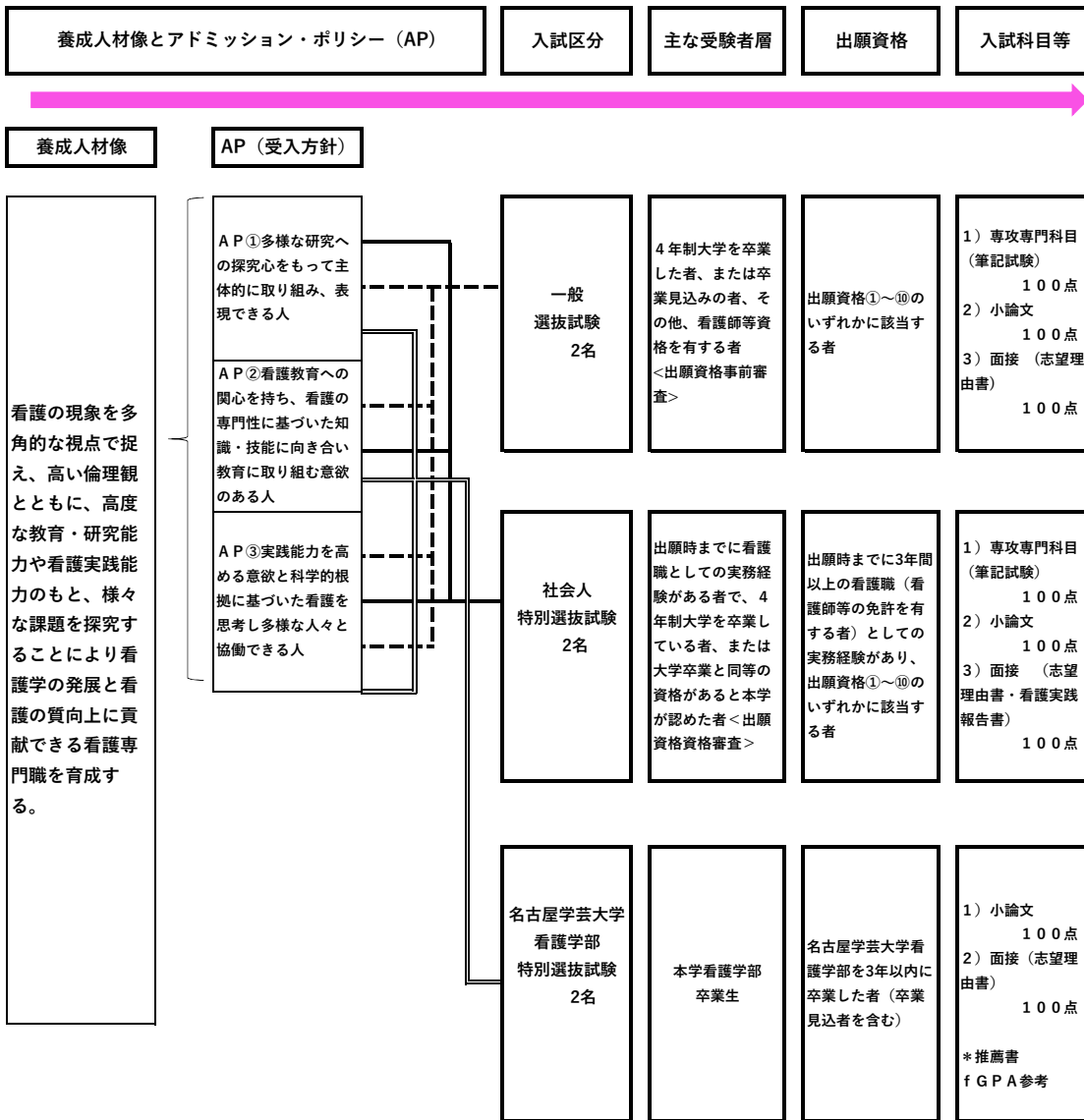
A-4 : ゼミ室(4階)

・教室は、A-1,A-2,A-3,A-4,の4教室  
・特別研究は、空いている教室、または各研究室

基礎となる学部との関係を示した図



入学者選抜とアドミッション・ポリシー



〔出願資格〕

出願資格は、国家資格「看護師」を有し、あるいは取得見込みである、以下の①から⑩のいずれかに該当する者とする。

- ①大学を卒業した者、または当該年度に卒業見込みの者 (学校教育法 (昭和22年法律第26号。以下「法」という。) 第102条)
- ②独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または当該年度までに授与される見込みの者 (施行規則第155条第1項第1号)
- ③外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者 (施行規則第155条第1項第2号)
- ④外国の学校が行う通信教育をわが国において履修することにより当該国の16年の課程を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者 (施行規則第155条第1項第3号)
- ⑤わが国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程 (文部科学大臣指定外国大学日本校) を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者 (施行規則第155条第1項第4号)
- ⑥外国の大学等において、修了年限が3年以上 (医学、歯学、薬学または獣医学を履修する博士課程への入学については5年) の課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または当該年度までに修了見込みの者 (施行規則第155条第1項第4号の2)
- ⑦指定された専修学校の専門課程 (修業年限が4年修業) を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者 (施行規則第155条第1項第5号)
- ⑧旧制学校等で修了した者 (昭和28年文部省告示第5号第1号~第4号、昭和30年文部省告示第39合第2号)
- ⑨防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、または当該年度までに修了見込みの者 (昭和28年文部省告示第5号第1号~第4号、昭和30年文部省告示第39号第2号)
- ⑩本大学院において個別の入学者資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、当該年度に22歳に達する者 (施行規則第155条第1項第81号)

# 入学者選抜方法等

名古屋学芸大学大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）

入学定員	募集人数	試験種別	主な受験資格と選抜方法	選抜時期	事前相談の時期	試験の時期	受験科目	提出書類等
6名	2名	一般選抜試験	<p>出願資格を満たす者(見込みを含む)。ただし、入学する当該年の4月1日時点で保健師助産師看護師法による看護師資格を有しない場合は入学を認めない。</p> <p>※「事前相談」を願書等を提出する前に実施します。この事前相談は、入学願書等提出の前提条件となります。事前相談を受けない場合は、受験資格はありません。</p> <p>事前相談は連絡のうえ志願する専門看護学教員と行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期履修制度の適用希望の有無</li> <li>・研究テーマ(課題としていること)について</li> <li>・受験資格等に関する事項 …等</li> </ul>	第1次	【初年度】 10月中旬 【2年度目～】 7月中旬	【初年度】 11月下旬 【2年度目～】 9月初旬	1. 専攻専門科目(90分/筆記) [配点 100点] 2. 小論文(90分) [配点 100点] 3. 面接(志望理由書) [配点 100点]	1. 入学願書 2. 志望理由書 3. 成績証明書 4. 写真票及び受験票 5. 卒業(見込)証明書 6. 本人の有する国家資格免許状(看護師・助産師・保健師)の写し(コピー) 7. 看護実践報告書(社会人特別選抜出願者)
				第2次	【初年度】 12月中旬 【2年度目～】 11月中旬	【初年度】 1月下旬 【2年度目～】 1月初旬		
	2名	2名	社会人特別選抜試験	<p>出願時までに「看護職としての実地経験」が3年以上ある者で、出願資格を満たす者。</p> <p>※「事前相談」を願書等を提出する前に実施します。この事前相談は、入学願書等提出の前提条件となります。事前相談を受けない場合は、受験資格はありません。</p> <p>事前相談は連絡のうえ志願する専門看護学教員と行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期履修制度の適用希望の有無</li> <li>・研究テーマ(課題としていること)について</li> <li>・受験資格等に関する事項 …等</li> </ul>	第1次	【初年度】 10月中旬 【2年度目～】 7月中旬	【初年度】 11月下旬 【2年度目～】 9月初旬	1. 小論文(90分) [配点 100点] 2. 面接(志望理由書、看護実践報告書) [配点 100点]
第2次					【初年度】 12月中旬 【2年度目～】 11月中旬	【初年度】 1月下旬 【2年度目～】 1月初旬		
2名	2名	名古屋学芸大学看護学部特別選抜試験	<p>出願時までに本学看護学部を卒業した者(卒業見込みを含む)で、卒業後3年以内(入学時)の者。ただし、入学する当該年の4月1日時点で保健師助産師看護師法による看護師資格を有しない場合は入学を認めない。</p> <p>※「事前相談」を願書等を提出する前に実施します。この事前相談は、入学願書等提出の前提条件となります。事前相談を受けない場合は、受験資格はありません。</p> <p>事前相談は、連絡のうえ志願する専門看護学教員と行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期履修制度の適用希望の有無</li> <li>・研究テーマ(課題としていること)について …等</li> </ul>	第1次	【初年度】 10月中旬 【2年度目～】 7月中旬	【初年度】 11月下旬 【2年度目～】 9月初旬	1. 小論文(90分) [配点 100点] 2. 面接(志望理由書) [配点 100点] ※ 推薦書 ※ 在籍時の成績 (f GPA)	1. 入学願書 2. 志望理由書 3. 成績証明書 4. 写真票及び受験票 5. 卒業(見込)証明書 6. 本人の有する国家資格免許状(看護師・助産師・保健師)の写し(コピー) (既卒者)

## 資料 2 2

### 学校法人中西学園(法人・名古屋外国語大学・名古屋学芸大学)定年規程

#### 【目的】

第1条 この規程は、学校法人中西学園（以下、「学園」という）の設置する大学の専任教職員及び法人の専任職員の定年に関する事項について定める。

#### 【専任教職員及び専任職員】

第2条 専任教職員及び専任職員とは、次の各号に該当する者をいう。

- ① 法人の事務職員・技術職員
- ② 名古屋外国語大学（以下、「名外大」という）の教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・技術職員
- ③ 名古屋学芸大学（以下、「名芸大」という）の教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員・技術職員

#### 【定年年齢】

第3条 定年年齢は次の通りとする。

##### (1) 法人

- ① 事務職員・技術職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65歳

##### (2) 名外大

- ① 教授・准教授・講師・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65歳

ただし、設置認可時等の教授で50才以上の者の定年、契約期間は原則として次の通りとする。

50歳～60歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70歳

61歳～63歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10年間

64歳～69歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73歳

70歳以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4年間

- ② 助教・助手・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原則4年契約

- ③ 事務職員・技術職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65歳

##### (3) 名芸大

- ① 教授・准教授・講師・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65歳

ただし、設置認可時等の教授で50才以上の者の定年、契約期間は原則としては次の通りとする。

50歳～60歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70歳

61歳～63歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10年間で定年

64歳～69歳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73歳

70歳以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4年間で定年

- ② 助教・助手・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原則4年契約



- ③ 事務職員・技術職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65歳
- ④ 助教・助手・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 原則4年契約
- ⑤ 事務職員・技術職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65歳

(4) 前号(1)から(3)にかかわらず、採用時に本人との協議により、契約制を導入する場合があります。

**【定年延長】**

第4条 学園の運営上、余人に替え難く必要であると理事長が認定した者は、理事会の議を経て1年度を単位に、5年を限度として定年を延長することができる。

2 名外大・学芸大の副学長・学長補佐・研究科長・学部長・学科長・図書館長・副図書館長及び国際交流部長については、任期途中で定年年齢に達した場合、第3条の規程にかかわらず、理事会の議を経て、その任期終了まで定年を延長することができる。

**【嘱託】**

第5条 事務職員の定年退職者の内、本人が希望し、かつ理事長が必要と認定した者は、1年度更新により、3年間に限り、嘱託を委嘱することができる。

2 教育職員の定年退職者の内、理事長が必要と認定した者は、1年度更新により、嘱託教員を委嘱することができる。

**【定年後の再雇用】**

第6条 第4条、第5条にかかわらず、第3条で定める年齢を定年とし、その後の再雇用期間については、無期転換申込権が発生することなく、契約更新は、契約満了時の業務量、勤務成績、学園の経営状況等勘案し、理事長が判断する。

**【規程の変更】**

第7条 この規程は、理事長が理事会の議を経て変更することができる。

2 変更については、各校の教職員の過半数を代表する者の意見を聴取して変更するものとする。

附 則 この規程は昭和57年4月1日より施行する。

附 則 この規程は昭和63年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成9年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成10年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成11年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成12年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成14年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成15年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成16年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は平成17年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は2006年4月1日より変更、施行する。

附 則 この規程は2007年4月1日より変更、施行する。

- 附 則 この規程は2008年4月1日より変更、施行する。
- 附 則 この規程は2010年4月1日より変更、施行する。
- 附 則 この規程は2015年4月1日より変更、施行する。
- 附 則 この規程は2016年4月1日より変更、施行する。
- 附 則 この規程は2017年4月1日より変更、施行する。

開設後5年間の人事計画【改訂版】

資料23

の塗り潰しは定年に伴う最終年度を示す

領域		開設年度		完成年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度		2027(令和9)年度		具体的な人事計画の説明
		2023(令和5)年度		2024(令和6)年度		教授	准教授	教授	准教授	教授	准教授	
		教授	准教授	教授	准教授							
看護基礎科目分野	定年72歳	8青山 69歳 (国際保健)		8青山 70歳		8青山 71歳		8青山 72歳 最終年度		8青山 73歳		教員調書番号8の青山については、定年規程の但し書条項により72歳が定年となる。まず、国際保健分野に実績を持つ学准教授MKに今後2年間で同分野の業績を積み上げさせる。同時に、MKは2025年度に博士号取得見込であり、教授に昇任させる。完成年度後、青山と合同授業形式で担当させ、青山が定年後、MK単独で担当させる人事計画とする。
基礎発展看護学領域	定年74歳	2白鳥 71歳 (基礎看護)		2白鳥 72歳		2白鳥 73歳		2白鳥 74歳定年 最終年度		2白鳥 75歳		教員調書番号2の白鳥については、定年規程の但し書条項により74歳が定年となる。担当する基礎看護分野を専門とする本学准教授IM52歳に、今後2年間研究業績を積み上げさせる。2025年度に教授昇任を予定し、白鳥の研究指導補助として2年間の経験を重ね、白鳥が定年後、HM単独で担当させる人事計画とする。
		2白鳥 71歳 (看護管理)		2白鳥 72歳		2白鳥 73歳		2白鳥 74歳定年 最終年度		2白鳥 75歳		教員調書番号2の白鳥については、定年規程の但し書条項により74歳が定年となる。担当する巣籠管理分野を専門とする本学教授HM60歳に、今後2年間研究業績を積み上げさせる。HMは2025年度に博士号取得予定であり、白鳥の研究指導補助として2年間の経験を重ね、白鳥が定年後、IM単独で担当させる人事計画とする。
	1白井 72歳		1白井 73歳		1白井 74歳		1白井 75歳定年 最終年度		1白井 76歳		教員調書番号1の白井については、定年規程の但し書条項により定年が75歳となる。担当する災害看護分野に実績を持つ本学准教授MK56に2年間、同分野の業績を積み上げさせ、完成年度後に白井の研究指導補助を担当させる。同准教授は2025年に教授に昇任予定で、白井が定年後はMK単独で担当させる人事計画とする。	
	1清水 68歳 (母性・助産看護)		1清水 69歳		1清水 70歳		1清水 71歳		1清水 72歳		教員調書番号1の清水については、定年規程の但し書条項により73歳が定年となる。母性・助産看護学分野にある程度の実績を持つ本学准教授SK60歳に今後3年間、同分野の業績を積み上げさせ、2025年度からは清水の研究指導補助として経験を積む。また、清水は研究科長、別科助産学専攻長併任であることから2026年度からは清水に代わってSK単独で担当することも可能な人事計画とする。	
生涯発達看護学領域	定年73歳	4金城 73歳		4金城 74歳		4金城 75歳		4金城 76歳定年 最終年度		4金城 77歳		教員調書番号4の金城については、定年規程の但し書条項により76歳が定年となる。担当する小児看護分野ある程度の実績を持つ本学准教授HS56歳について、3年間で同分野の研究業績を重ねるとともに、博士号取得後、教授に昇格させる。その後、2025年度から金城の研究指導補助を担当させ、金城が定年後、HS単独で担当させる人事計画とする。
	定年74歳	2安藤 68歳		2安藤 67歳		2安藤 68歳		2安藤 69歳		2安藤 70歳		教員調書番号2の安藤については、定年規程の但し書条項により73歳が定年となる。担当する成人・老年看護分野にある程度の実績を持つ本学准教授MK42歳に3年間で同分野の研究業績を重ねさせるとともに、博士号取得後の2026年度から安藤の定年まで研究指導補助を担当させ、安藤が定年後、MK単独で担当させる人事計画とする。
	定年73歳	2安藤 68歳		2安藤 67歳		2安藤 68歳		2安藤 69歳		2安藤 70歳		教員調書番号2の安藤については、定年規程の但し書条項により73歳が定年となる。担当する成人・老年看護分野にある程度の実績を持つ本学准教授MK42歳に3年間で同分野の研究業績を重ねさせるとともに、博士号取得後の2026年度から安藤の定年まで研究指導補助を担当させ、安藤が定年後、MK単独で担当させる人事計画とする。

領域		開設年度		完成年度		2025(令和7)年度		2026(令和8)年度		2027(令和9)年度		具体的な人事計画の説明	
		2023(令和5)年度		2024(令和6)年度		教授	准教授	教授	准教授	教授	准教授		
		教授	准教授	教授	准教授								
広域発達看護学領域	定年 74歳	6岩瀬 73歳		6岩瀬 74歳		6岩瀬 75歳		6岩瀬 76歳定年 最終年度		調査番号6 の補充人事 学部教授 博士号取得済 61歳	調査番号6 の補充人事 今回申請可 業績追加 62歳	教員調査番号6の岩瀬については、定年規程の但し書条項により76歳定年となるが、担当する精神看護分野に業績のある教授NK56歳について、今後3年間研究業績を積み上げ、2026年度から岩瀬の研究指導補助として1年間の経験を重ね、岩瀬が定年後、NK単独で担当させる人事計画とする。	
	定年 76歳	7佐久間 73歳		7佐久間 74歳		7佐久間 75歳		7佐久間 76歳定年 最終年度		調査番号9 補充人事 学部教授 博士号取得済 60歳	調査番号9 補充人事 学部教授 博士号取得済 61歳	調査番号9 補充人事 学部教授 博士号取得済 62歳	教員調査番号7の佐久間については、定年規程の但し書条項により76歳定年となるが、担当する地域・在宅分野ともに専門とする教授AMに今後3年間研究業績を積み上げさせ、佐久間が定年後、AM単独で担当させる人事計画とする。
	定年 73歳	10藤丸 68歳		10藤丸 69歳		10藤丸 70歳		10藤丸 71歳				調査番号14 補充人事 学部准教授 博士取得見込 56歳	教員調査番号10の藤丸については、定年規程の但し書条項により73歳定年となるが、担当する地域・在宅と公衆衛生の2分野ともに専門とする准教授KT53歳について4年間研究業績を積み上げ、博士号取得後の2027年度から藤丸の研究指導補助として経験を重ね、その間も業績等を積み上げて藤丸が定年後、KT単独で担当させる人事計画とする。
	定年 73歳	11西出 66歳		11西出 67歳		11西出 68歳		11西出 69歳		調査番号11 補充人事 学部准教授 博士取得予定 57歳	調査番号11 補充人事 学部准教授 博士取得予定 58歳	調査番号11 補充人事 学部准教授 博士取得予定 59歳	教員調査番号11の西出については、定年規程の但し書条項により73歳定年となるが、担当する地域・在宅と公衆衛生の2分野ともに専門とする本学准教授KM55歳について、4年間研究業績を積み上げ、2025年度の博士号取得後に西出の研究指導補助として研究指導経験を積ませ西出が定年後、KM単独で担当させる人事計画とする。
	定年 74歳	12五十里 71歳		12五十里 72歳		12五十里 73歳		12五十里 74歳定年 最終年度		調査番号12 新規人事 新規採用 医師医学博士 50歳(予定)	調査番号12 新規人事 新規採用 医師医学博士 51歳(予定)	調査番号16 新規人事 新規採用 医師医学博士 52歳(予定)	教員調査番号12の五十里については、定年規程の但し書条項により74歳定年となるが、担当する保健医療行政分野の専門で且つ医師・医学博士の補充となることから、現状の本学教員では適任者がいない。2025年度新規採用の新たな人事計画とし、1若手年間五十里の研究指導補助を行う若手教員を採用する。

定年に達していない教員

59	穴井 美恵	60歳	61歳	62歳	63歳
58	永井 邦芳	59歳	60歳	61歳	62歳
61	平賀 元美	62歳	63歳	64歳	65歳
50	石井健一郎	51歳	52歳	53歳	54歳
平均年齢	<b>66.93歳</b>	<b>67.93歳</b>	<b>65.25歳</b>	<b>64.96歳</b>	<b>61.65歳</b>
	1071歳÷16人	1071歳÷16人	1566歳÷24人	1754歳÷27人	1233歳÷20人
65歳超の割合	<b>75%</b>	<b>75%</b>	<b>50%</b>	<b>44%</b>	<b>20%</b>
	12人÷16人	12人÷16人	12人÷24人	12人÷27人	4人÷20人

平均年齢は科目担当のべ数で算定

65歳超の教員の割合は、補充教員を含めた総数から算出

# 資料 2 4 - 1

## 1（書類等の題名）

看護学研究科全体平面図及び学生共同研究室見取り図

（【資料 2 4 - 1】全 2 ページ）

## 2（その他の説明）

当該図面は、校舎内の 4 階及び 5 階の平面図であるため、安全上の観点から添付を控えさせていただく。

資料 2 4 - 2

## 看護学研究科購入の図書、学術雑誌等一覧

# 【看護学研究科購入の図書一覧】

# 資料 2 4 - 2

## 1 (書類等の題名)

看護学研究科購入の図書、学術雑誌等一覧

(【資料 2 4 - 2】全 2 ページ)

## 2 (出典)

丸善雄松堂株式会社

## 3 (引用範囲)

看護学研究科購入の図書の見積書 (1~2 ページ)

## 2 (その他の説明)

- ・業者の見積書であるため、添付を控えさせていただく。
- ・内容は、数量 1, 293 点、金額 (税込み) 10, 000, 000 円。



# 【學術雜誌等一覽】

## 【既存の医学・看護系学術雑誌】

No.	形態	和洋	出版元	タイトル	配架場所
1	電子	洋	Lippincott Williams &Wilkins, a Wolters Kluwer Co	AJN: American Journal of Nursing	online
2	電子	洋	Oxford University Press	American Journal of Epidemiology (including Epidemiologic Reviews)	online
3	電子	洋	American Public Health Association	American Journal of Public Health	online
4	電子	洋	Annual Reviews	Annual Review of Biochemistry	online
5	電子	洋	Oxford University Press	Bioscience, Biotechnology and Biochemistry	online
6	電子	洋	oxford university press	Journal of Biochemistry	online
7	電子	洋	John Wile	Journal of School Health	online
8	電子	洋	AMERICAN SOC. FOR MICROBIOLOGY	Molecular and Cellular Biology	online
9	電子	洋	National Academy of Sciences	Proceedings of the National Academy of Sciences of the USA	online
10	電子	洋	Biochemical Society	The Biochemical Journal	online
11	電子	洋	Journal of Immunology	The Journal of Immunology	online
12	電子	和	日本小児保健協会	小児保健研究	online
13	冊子	和	メディカ出版	with NEO : 赤ちゃんを守る医療者の専門誌	看護図書室
14	冊子	和	メディカ出版	オペナーシング : 周手術期の専門看護誌	看護図書室
15	冊子	和	南江堂	がん看護	看護図書室
16	冊子	和	日本看護協会出版会	看護	看護図書室
17	冊子	和	医学書院	看護管理	看護図書室
18	冊子	和	メヂカルフレンド社	看護技術	看護図書室
19	冊子	和	医学書院	看護教育	看護図書室
20	冊子	和	医学書院	看護研究	看護図書室
21	冊子	和	メヂカルフレンド社	看護展望	看護図書室
22	冊子	和	青海社	緩和ケア	看護図書室
23	冊子	和	慶應義塾大学出版会	教育と医学	看護図書室
24	冊子	和	東山書房	健康教室	看護図書室
25	冊子	和	医学書院	公衆衛生	看護図書室
26	冊子	和	厚生統計協会	厚生指標	看護図書室
27	冊子	和	日本評論社	こころの科学	看護図書室
28	冊子	和	日本看護協会出版会	コミュニティケア	看護図書室
29	冊子	和	診断と治療社	産科と婦人科	看護図書室
30	冊子	和	東京医学社	周産期医学	看護図書室
31	冊子	和	日総研出版	重症集中ケア	看護図書室
32	冊子	和	メディカ出版	消化器ナーシング	看護図書室
33	冊子	和	へるす出版	小児看護	看護図書室
34	冊子	和	医学書院	助産雑誌	看護図書室
35	冊子	和	日本助産師会出版部	助産師	看護図書室
36	冊子	和	メディカ出版	整形外科看護	看護図書室
37	冊子	和	医学書院	精神看護	看護図書室
38	冊子	和	メディカ出版	糖尿病ケア	看護図書室
39	冊子	和	日総研出版	認知症ケア	看護図書室
40	冊子	和	メディカ出版	ハートナーシング(Heart nursing)	看護図書室
41	冊子	和	照林社	ブチナース	看護図書室
42	冊子	和	メディカ出版	ブレインナーシング(Brain nursing)	看護図書室
43	冊子	和	メディカ出版	ペリネイタルケア	看護図書室
44	冊子	和	医学書院	訪問看護と介護	看護図書室
45	冊子	和	日本母性衛生学会	母性衛生	看護図書室
46	冊子	和	メディカ出版	リハビリナース	看護図書室
47	冊子	和	日本看護科学会	日本看護科学会誌	看護図書室
48	冊子	和	日本看護学教育学会	日本看護学教育学会誌(講演集含む)	看護図書室
49	冊子	和	医学書院	病院	看護図書室
50	冊子	和	日総研出版	臨床老年看護	看護図書室

【新規に購入予定の医学・看護系学術雑誌】

No.	形態	和洋	出版元	タイトル	配架場所
1	冊子	洋	W.B. SAUNDERS COMPANY	Journal of Pediatric Nursing	大学院図書館
2	冊子	洋	ELSEVIER SCIENCE.	Public Health	大学院図書館
3	冊子	洋	ELSEVIER	Midwifery	大学院図書館
4	冊子	洋	JOHN WILEY & SONS LIMITED	Birth	大学院図書館
5	冊子	洋	ELSEVIER	Journal of obstetric gynecology & neonatal nursing	大学院図書館
6	冊子	洋	SAGE	Clinical Nursing Research	大学院図書館
7	冊子	洋	SAGE	Journal of Holistic Nursing	大学院図書館

名古屋学芸大学学位規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省第9号)第13条、名古屋学芸大学学則(以下「学則」という。)及び名古屋学芸大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)に基づき、名古屋学芸大学(以下「本学」という。)及び名古屋学芸大学大学院(以下「本学大学院」という。)において授与する学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学位を授与する者に、次の各号に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

一 学士の学位

- (1) 管理栄養学部 学士（管理栄養）
- (2) メディア造形学部 学士（映像メディア、デザイン、ファッション造形）
- (3) ヒューマンケア学部 学士（子ども学）
- (4) 看護学部 学士（看護学）

二 修士の学位（修士課程又は博士課程前期2年の課程）

- (1) 栄養科学研究科 修士（栄養科学）
- (2) メディア造形研究科 修士（メディア造形）
- (3) 子どもケア研究科 修士（子ども学）
- (4) 看護学研究科 修士（看護学）

三 博士の学位（博士課程後期3年の課程）

- (1) 栄養科学研究科 博士（栄養科学）

（学位の授与）

第3条 本学を卒業した者は、学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 本学大学院において所定の課程を修了した者には、大学院学則の定めるところによ

り、修士又は博士の学位を授与する。

## 第2章 博士前期課程及び修士課程

(修士論文の提出)

第4条 博士前期課程及び修士課程の学位論文又は作品（以下「修士論文」という。）

は、2年次の1月の指定した期日までに提出しなければならない。

- 2 修士論文は、研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 3 受理した論文は返還しない。

(修士論文の審査)

第5条 提出された修士論文については、研究科委員会が定める審査委員によって審査を行う。

(最終試験)

第6条 大学院学則第37条に定める最終試験は、所定の単位を修得し、かつ修士論文を提出した者について行う。

- 2 試験は、論文の内容及びこれに関連がある専攻分野の科目について、設問の方法によって行う。
- 3 前項の設問は、口頭による。但し、筆答試験を併せて行うことができる。

(審査期間)

第7条 審査委員は、論文提出後から研究科委員会が適当と定めた日時までに、論文の審査及び最終試験を行わなければならない。

(審査結果の報告)

第8条 審査委員は、修士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第9条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与することの可否を決議する。

- 2 前項の決議は、研究科委員会の構成員総数の3分の2以上が出席し、出席者の過半数

の賛否がなければならない。但し、長期出張中、休職中及び研究科委員会に出席を要しない構成員は、構成員の総数に参入しないものとする。

- 3 研究科長は、第1項の決議の結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。  
(修士の学位記の授与)

第10条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、学位の授与が可となった者には修士の学位を授与する。

### 第3章 博士後期課程

(論文の提出)

第11条 博士の学位論文(以下「博士論文」という。)は、博士後期課程に2年以上在学し、必要な研究指導を受け、研究指導の単位を修得しなければ、これを提出することはできない。但し、研究科委員会において特に優れた研究業績をあげたと認められた者については、この期間を短縮することができる。

- 2 博士論文は、在学期間中に提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、博士後期課程において所定の年限在学し、必要な研究指導を受け、又は研究指導の単位を修得した者は、退学後5年以内に博士論文を提出することができる。
- 4 博士論文を提出しようとする者は、指導教員の承認を得るものとする。ただし、提出者の指導教員が退任した場合は、研究科委員会の議を経て、最も近い専攻分野を担当する専任教員をこれにあてることができる。
- 5 博士論文は、研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 6 学長は審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文の提出を求めることができる。
- 7 受理した論文は返還しない。

(博士論文の審査)

第12条 学長は、博士論文を受理したときは、研究科委員会にその審査を付託するものとする。

(博士論文の審査委員)

第13条 博士論文の審査及び最終試験は、研究科委員会から選出された研究指導教員3名からなる審査委員がこれを行う。

- 2 審査委員は、主査1名、副査3名を選出するが、指導教員は副査とする。なお、副査のうち1名は他大学院又は研究所等の教員とする。

3 審査委員は、審査の結果を研究科委員会に文書で報告するものとする。

(博士論文の審査基準)

第14条 博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務への従事に必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すものを持って合格とする。

(最終試験)

第15条 最終試験は、博士論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、第13条に規定する審査委員が博士論文を中心とし、これに関連ある科目について口頭又は筆答によるものとする。

(審査期間)

第16条 博士論文の審査及び最終試験は、博士論文を受理した後、1年以内に修了するものとする。

(審査結果の報告)

第17条 審査委員は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第18条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与することの可否を決議する。

2 前項の決議は、研究科委員会の構成員総数の3分の2以上が出席し、出席者の過半数の賛否がなければならない。但し、長期出張中、休職中及び研究科委員会に出席を要しない構成員は、構成員の総数に参入しないものとする。

3 研究科長は、第1項の決議の結果を、文書をもって学長に報告しなければならない。

(博士の学位記の授与)

第19条 学長は、前条第3項の報告に基づいて、学位の授与が可となった者には博士の学位を授与する。

#### 第4章 学位論文の公表、その他

(学位簿への登録及び審査要旨の公表)

第20条 学長は、前条により博士の学位を授与したときは、所定の学位授与報告書を文部科学省に提出して学位簿への登録を求めるとともに、学位を授与した日から3ヶ月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果要旨を大学のウェブサイトにて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその論文を大学のウェブサイトにて公表しなければならない。但し、やむを得ない事情がある場合に限り、本大学の承認を受けて、その論文の全文に代えて、その内容を要約したものを大学のウェブサイトで公表すれば足りるものとする。

2 前項ただし書きの場合においては、大学はその論文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

(学位の名称)

第22条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「名古屋学芸大学」と付記するものとする。

(学位授与の取り消し)

第23条 学長は、学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会もしくは研究科委員会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記様式)

第24条 学位記の様式は別表に定める。

(規程の改正)

第25条 この規程の改正は、学長が、評議会の議を経て行うものとする。

(その他)

第26条 その他必要な事項は、別に定める。



附則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 名古屋学芸大学大学院看護学研究科内規（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、名古屋学芸大学大学院学則の規定に基づき、名古屋学芸大学大学院看護学研究科（以下、「本研究科」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（課程）

第2条 看護学研究科に修士課程を置く。

（専攻及び定員）

第3条 看護学研究科に看護学専攻を置く。

2 学生の定員は、次の表のとおりとする。

課 程	入学定員	総定員
修士課程	6名	12名

（修業年限及び在学年限）

第4条 修士課程の修業年限（標準修業年限）は、2年とする。

2 学生の在学年限は、修士課程において4年とする。

（教員）

第5条 大学院の教員は、名古屋学芸大学の教授、准教授をもってこれに充てる。

（研究科委員会）

第6条 看護学研究科に研究科委員会を置き、研究科長及び看護学研究科を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科長が必要であると認めるときは、看護学研究科を担当する准教授を研究科委員会の組織に加えることができる。

2 研究科委員会は、看護学研究科に関する次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 学則その他の規定の制定又は改廃に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 教育研究施設の設置又は改廃に関すること。
- (4) 教育課程及びその履修に関すること。
- (5) 学生の入学、退学、留学、休学及び修了に関すること。
- (6) 学生の補導及び厚生並びにその身分に関する重要なこと。
- (7) その他看護学研究科の管理運営に関すること。

3 研究科委員会の運営に関し、必要な事項は、研究科委員会の審議を経て研究科長が定める。

（授業及び研究指導）

第7条 大学院における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導により行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第8条 授業科目及び各授業科目別の単位数は、修士課程においては別表第1のとおりとする。

(履修)

第9条 修士課程の学生は、学則に規定する授業科目を30単位以上履修しなければならない。

- 2 大学院設置第14条特例の適用を受ける学生は、専攻する研究指導教員から履修に関する指導を受け、修業年限に応じた計画的履修に努めなければならない。

(入学資格)

第10条 修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、大学院が行う入学審査に合格し、かつ、学長が許可したものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条に規定する大学を卒業した者
- 二 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が指定した者
- 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了した者で、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 六 本学大学院において個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

ただし、第10条に掲げた各号のいずれかに該当する者であっても、本研究科は入学を認められた当該年の3月末時点で、保健師助産師看護師法の規定による看護師資格を有しない者は、入学を認めない。

(修了)

第11条 学長は、修士課程に2年以上在学し、修了要件である30単位及び修士論文の作成等に関する必要な指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格した者に対し、修了を認定して修了証書及び修士の学位を授与する。

(研究生)

第12条 研究生として入学することのできる者は、大学院が行う入学試験に合格し、かつ、研究科長が許可した者でなければならない。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生として入学することのできる者は、大学院が行う入学試験に合格し、かつ、研究科長が許可した者でなければならない。

(休学)

第14条 学生が休学するときは、その理由を添えて研究科長に願い出て、その承認を受けなければならない。

- 2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。
- 3 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年を超えることができない。
- 4 休学期間は、大学院学則第4条第2項に規定する在学年限には算入しない。
- 5 学生が休学期間内に復学しようとするときは、研究科長に願い出て、その承認を受けなければならない。

(退学)

第15条 学生が退学しようとするときは、その理由を添えて研究科長に願い出て、その承認を受けなければならない。

(除籍)

第16条 研究科長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 休学期間を超えてなお復学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

(懲戒)

第17条 研究科長は、学生、研究生、科目等履修生（以下「学生等」という。）が、大学院学則若しくは学長の定める規定に違反し、又は学生等としての本分に反する行為があると認めるときは、懲戒を学長に諮問することができる。

- 2 前項の懲戒は、訓戒、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生等に対して行うことができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由なく出席が常でない者
  - (4) 大学の秩序を乱し、その他学生等として本分に著しく反した者

附則

1. この規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料 27

### 名古屋学芸大学大学院看護学研究科委員会内規（案）

#### （趣旨）

第1条 この規定は、名古屋学芸大学大学院学則第7条第6項の規定に基づき、名古屋学芸大学大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （議長）

第2条 委員会に議長をおき、研究科長をもって充てる。ただし、議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

2 議長は、委員会を招集し、会議を総括する。

#### （会議）

第3条 委員会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、第3木曜日に開催する。

3 臨時会は、議長が必要と認めるとき開催するほか、構成員の3分の1以上の者の署名により請求があったとき開催しなければならない。

4 委員会は、非公開とする。

#### （成立）

第4条 委員会は、構成員（休職者及び海外出張者を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

2 議長及び他の構成員は、自己の一身上の利害に関係のある事項について、その議事に参与できない。ただし、委員会の要請があるときは、委員会において発言することができる。

3 前項の事由により出席できない構成員は、第1項に規定する構成員に算入しない。

#### （議案）

第5条 議長は、委員会の議案とする事項を取りまとめ、事前に構成員に通知しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合はこの限りではない。

2 構成員は、議案とすべき事項があるときは、構成員3名の連署による書面であらかじめ議長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない場合は口頭によることができる。

(表決)

第6条 議長は、討議が終局したときは表決に付さなければならない。

- 2 議事は、出席者の過半数で決する。
- 3 議長は、表決に加わることができない。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(構成員以外の者の出席者)

第7条 議長は、審議に関し必要と認めるときは、委員会の承認により、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(部会)

第8条 委員会に、次の各号に掲げる部会を設け、調査又は審議をこれに付託することができる。

- (1) 教務部会
- (2) 入試部会

- 2 前項各号に定めるもののほか、委員会に臨時の部会を設け、調査又は審議をこれに付託することができる。
- 3 部会の組織及び運営については、別に定める。

(委員会の書記)

第9条 委員会に、書記2名を置く。

- 2 書記は、事務職にある者をもって充てる。
- 3 書記は、議長の指揮を受け事務に従事する。

(議事録)

第10条 委員会の議事録は、会議終了後直ちに書記が調整し、議長の査閲を受けなければならない。

- 2 議長が会議に出席してないときは、あらかじめ議長が指名した者が前項に規定する職務を代行する。

(補則)

第11条 この規定の運用、解釈等に関し、疑義が生じたときは、委員会に諮って決するものとする。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 資料 28

### 名古屋学芸大学大学院看護学研究科教務部会内規（案）

#### （趣旨）

第1条 この規定は、名古屋学芸大学大学院研究科委員会規程第8条第1項の規定に基づき、名古屋学芸大学大学院看護学研究科教務部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （任務）

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1）学年暦に関する事
- （2）オリエンテーション及び新入生ガイダンスに関する事
- （3）大学院のカリキュラムに関する事
- （4）履修に関する事
- （5）シラバスに関する事
- （6）実習に関する事
- （7）実験に関する事
- （8）非常勤講師の任用に関する事
- （9）単位認定に関する事
- （10）科目等履修に関する事

#### （組織）

第3条 部会は、名古屋学芸大学大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）において選出された部会員5名以内をもって構成する。

#### （任期）

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

#### （部会長等）

第5条 部会に部会長を置き、研究科長代行をもって充てる。

2 部会長は、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、部会を招集しなければならない。

- (1) 委員会から要求があったとき
- (2) 学長から要求があったとき
- (3) 部会員の過半数の者から要求があったとき
- (4) 部会長が必要と認めたとき

(会議)

第7条 部会は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 部会長は、会議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部会の書記)

第9条 部会に、書記2名を置く。

- 2 書記は、事務職にある者をもって充てる。
- 3 書記は、議長の指揮を受け事務に従事する。

(議事録)

第10条 部会の議事録は、会議終了後直ちに書記が調整し、議長の査閲を受けなければならない。

2 議長が会議に出席していないときは、あらかじめ議長が指名した者が前項に規定する職務を代行する。

(補則)

第11条 この規定の運用、解釈等について、疑義が生じたときは、委員会において決する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。



### 名古屋学芸大学大学院看護学研究科入試部会内規（案）

#### （趣旨）

第1条 この規定は、名古屋学芸大学大学院研究科委員会規程第8条第1項の規定に基づき、名古屋学芸大学大学院看護学研究科入試部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （任務）

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査及び審議する。

- （1）入試科目及び期日の選定に関する事
- （2）合否判定の基礎資料に関する事
- （3）入試の追跡調査に関する事
- （4）入試のあり方に関する事
- （5）その他入試に関する事

#### （組織）

第3条 部会は、名古屋学芸大学大学院看護学研究科委員会（以下「委員会」という。）において選出された部会員5名以内をもって構成する。

#### （任期）

第4条 部会員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 部会員に欠員が生じたときは、速やかに補充し、補充された者の任期は前任者の残任期間とする。

#### （部会長等）

第5条 部会に部会長を置き、委員会において選出する。

2 部会長は、会務を総括する。

3 副部会長は、部会長が指名し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

#### （招集）

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、部会を招集しなければならない。

- （1）委員会から要求があったとき
- （2）学長から要求があったとき

- (3) 部会員の過半数の者から要求があったとき
- (4) 部会長が必要と認めたとき

(会議)

第7条 部会は、部会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 3 部会長は、会議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 部会の会議にかかる審議資料及び会議録は公開しない。

(部会員以外の者の出席)

第8条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部会の書記)

第9条 部会に、書記2名を置く。

- 2 書記は、事務職にある者をもって充てる。
- 3 書記は、議長の指揮を受け事務に従事する。

(議事録)

第10条 部会の議事録は、会議終了後直ちに書記が調整し、議長の査閲を受けなければならない。

- 2 議長が会議に出席していないときは、あらかじめ議長が指名した者が前項に規定する職務を代行する。

(補則)

第11条 この規定の運用、解釈等について、疑義が生じたときは、委員会において決する。

附則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

## 名古屋学芸大学自己点検・評価委員会規程

### (目的)

第1条 名古屋学芸大学学則第2条及び名古屋学芸大学大学院学則第2条の規定に基づく名古屋学芸大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、この規程の定めるところによる。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 自己点検・評価（以下「自己評価」という。）に関すること。
- 二 認証評価に関すること。
- 三 その他自己評価、認証評価以外の評価に関すること。

### (委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 学部長及び副学部長
- 四 研究科長
- 五 図書館長（副図書館長）
- 六 教務部長
- 七 学生部長
- 八 学科長
- 九 教養教育機構長
- 十 地域連携推進研究機構長
- 十一 教職課程主任
- 十二 法人事務局長
- 十三 財務部長
- 十四 大学事務局長
- 十五 その他学長が必要と認める者

### (招集)

第4条 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

### (議決)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(実施部会)

第6条 委員会に実施部会を置く。

- 2 実施部会は、自己評価の実施項目、実施方法及び自己評価の結果の公表、改善策を検討するとともに、認証評価、第三者による検証に係る実務を担当する。
- 3 実施部会は、第3条第1項第二号から第十四号までの委員に、各研究科、各学科及び教養教育機構運営委員会等（以下「各学科」という。）から推薦された教員（助手を除く。以下同じ。）1名以上及び全学委員会等の委員長等を加えて構成する。
- 4 実施部会長は、学長が任命する。
- 5 「自己点検・評価報告書」は、教授会及び全学委員会等で点検・評価した結果を実施部会が集約するものとする。

(事務担当部署)

第7条 委員会の事務は、法人事務局各課、大学事務局各課及び学部事務室の協力を得て総務課が担当する。

(施行細則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、委員会の議を経て学長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、2007年4月1日から施行する。
- 2 第6条第4項の規定に関わらず、最初に各学科から推薦された教員の任期は、2010年3月31日までとする。

附 則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、2019年2月5日から施行する。

## 名古屋学芸大学ファカルティ・デベロップメント（FD）推進委員会規程

### （設置）

第1条 名古屋学芸大学学則第4条第2項及び名古屋学芸大学大学院学則第2条の2の規定により、大学及びに大学院（以下「大学等」という。）の教育方法の向上及び改善を図るため、名古屋学芸大学ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### （目的）

第2条 委員会は、大学及び大学院の教員が相互に連携して教育方法の向上及び改善を図るための組織的な取り組みを行うことを目的とする。

### （事業）

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 教育の質向上に関する企画・提案・事業の実施
- 二 学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックの実施
- 三 教育方法などの改善に関する研究会、講演会、授業相互参観等の実施
- 四 授業改善に関する研究、および活動の推進・助成
- 五 その他、教育方法等の改善に必要な業務

### （組織）

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 一 学科から推薦された教員 1名
  - 二 教養教育機構運営委員会から推薦された教員 1名
  - 三 教職課程委員会から推薦された教員 1名
  - 四 大学院研究科委員会から推薦された教員 1名
  - 五 教務部長
  - 六 事務局長
  - 七 事務局部長
  - 八 教務課長
  - 九 その他委員長が必要と認めた者
- 2 委員長の選考は、名古屋学芸大学部館科長等選考規程による。
- 3 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は第1項の委員の中から委員長が任命する。なお、任期は委員の任期末までとする。
- 4 第1項第1号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員が途中で辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項第1号から第4号までの委員は、相互に兼務することができる。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会は、その目的を遂行するために必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務課において行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、2017年4月1日から施行する。
- 2 本規程の制定に伴い、従前の「名古屋学芸大学・名古屋学芸大学短期大学部ファカルティ・ディベロップメント（FD）推進委員会規程」は廃止する。

## 名古屋学芸大学SD推進委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部におけるSD推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 事務局長
- 二 事務局部長
- 三 総務課長
- 四 教務課長
- 五 学生課長
- 六 その他学長が必要と認める者

### (任期)

第3条 前条各号に掲げる委員のうち、第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。

2 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

### (副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置くことができる。

2 副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

3 前条第3項の規定にかかわらず、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (定足数及び議決)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (審議事項)

第7条 委員会は、次の事項について審議する。

- 一 大学におけるSDの推進計画に関すること。
- 二 大学におけるSDの実施に関すること。



### 三 その他SD推進に必要な事項で、学長から諮問された事項

(報告)

第8条 委員長は、前条に規定する審議事項の審議結果を学長に報告するものとする。

(構成員以外の出席)

第9条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務課が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2017年4月1日から施行する。

2 本規程の施行に伴い「名古屋学芸大学及び名古屋学芸大学短期大学部SD推進委員会規程」を廃止する。

## 名古屋学芸大学FD・SD活動実績

【2020年度～2022年度】

開催日	時間	場所	名称	テーマ・内容	対象
通年 (前・後期)		全学	授業評価アンケート	毎年度「授業評価アンケート」を実施し、その結果を各授業担当者へフィードバックすることにより教育方法の改善を図っている。	教員全員 (非常勤含む)
通年 (前・後期)		全学	学習状況調査	FD活動の一環として全学で組織的に実施し、学生の「授業への取り組み」、「授業並びに授業外における「学習時間の把握」、「入学後の能力や知識の変化」等に関する項目についての調査	教員全員
通年 (前・後期)		全学	卒業時満足度調査	卒業生の率直な意見を求め、学部・学科の総合的評価を把握。その結果を評議会、学部教授会、関係の学内委員会で公開し、改革・改善に関する資料として用いることを目的としたもの	学生全員
2020年 10月12日	17:30～18:30	インターネット ズーム利用	SD研修会	新型コロナウイルスへの理解と その対応について 独法 国立病院機構 理事 名古屋医療センター院長 長谷川好規氏	教職員全員
2020年 10月16日	17:30～18:30	インターネット ズーム利用	SD研修会	SNSに関する諸問題 一般社団法人 安全安心インターネット塾 代表理事 勝野祐子氏	教職員全員
2020年 10月21日	17:30～18:30	インターネット ズーム利用	FD研修会	がんはここまでわかった ～その仕組みと予防、治療法の開発～ 藤田医科大学統括学術プログラム ディレクター・特命教授 藤田医科大学国際再生医療センター長 高橋雅英氏	教職員
2020年 12月4日	13:30～15:10		教職FD	テーマ:学校教育の新たな課題への対応 ・ICT活用(zoom、デジタル教科書) ・プログラミング教育への対応 教職課程副主任 石井鈴一	教職員
2021年 3月3日	13:30～15:30	インターネット ズーム利用	教育シンポジウム	NUASにおける遠隔授業の課題とこれから ・遠隔授業導入に係る教育功労者の表彰 ・学部発表 ①管理栄養学部における遠隔授業の基本スタイルの確立 早戸亮太郎 ②チーム・ヒューマンにおける遠隔授業の取り組みと学生の評価 浜田 恵 ③メディア造形学部の新型コロナ対応授業ケーススタディから見えるもの 佐近田展康	教職員全員
2021年 8月5日	13:10～14:10	看護学部	看護学部FD研修会	テーマ:自己学習能力を向上させるための ルーブリック評価の活用とは 講師:看護学部看護学科・学科長 金城やす子 目的:ルーブリック評価について、科目の中で実践されている教員にご教授いただき、交流を通して若手教員の看護学教育者として授業への取り組みの促進と教育評価に関する資質の向上を目指す。	看護学部教職員

開催日	時間	場所	名称	テーマ・内容	対象
2021年 9月16日	16:30~17:30	看護学部	看護学部FD研修会	<p>テーマ:看護学部の養成する人材像と3つのポリシーについて  講師:看護学部看護学科・学科長 金城やす子  目的:看護学部の養成する人材像と3つのポリシー(DP、CP、AP)について理解する。</p>	看護学部教職員
2022年 3月3日	13:00~15:30	全学	教育シンポジウム	<p>テーマ:多様な学びの時代における大学教育～DPから学修者本位の学び～  講師:愛媛大学教育・学生支援機構教育企画室長・教授 中井俊樹  演題:学修者本位の教育実現のために</p> <p>学部発表:  [発表者]管理栄養学部管理栄養学科 講師 安友祐子  [テーマ]リーダーとなる能力の育成</p> <p>[発表者]メディア造形学部デザイン学科 准教授 谷口友帆  [テーマ]デザイン教育が内包する非認知能力の涵養</p> <p>[発表者]看護学部看護学科 准教授 八田早恵子 助教 鈴木 孝  [テーマ]「学生の主体的な学びを支える教授法」を取り入れて</p>	教職員全員



## Faculty of Nursing

Chiang Mai University



คณะพยาบาลศาสตร์  
มหาวิทยาลัยเชียงใหม่

January 11, 2022

Professor Yoshiko Shimizu  
Advisor to the President,  
Professor at Faculty of Nursing,  
Director at Special Course for Midwifery,  
Nagoya University of Arts and Sciences  
4-1-1, Sannomaru,  
Naka-ku, Nagoya-shi,  
Aichi 460-0001 JAPAN

Dear Professor Yoshiko Shimizu,

It is our pleasure to receive your request to visit the Faculty of Nursing, Chiang Mai University in 2024. We would be honored to host you and kindly accept your request to visit. We look forward to building our collaboration with you.

We are delighted and await the opportunity to welcome you to Chiang Mai, Thailand. If you have any questions regarding this visit, please contact Assistant Professor Dr. Jutarat Mesukko, Associate Dean for Research, Innovation, and International Relations at [jutarat.m@cmu.ac.th](mailto:jutarat.m@cmu.ac.th).

Sincerely,

Thanee Kaewthummanukul, PhD, RN  
Dean, Faculty of Nursing  
Chiang Mai University  
Thailand



### Address

110 Inthavaroros Road, Sriphum, Muang, Chiang Mai, 50200, Thailand  
110 ถนนอินทวารโรส ตำบลศรีภูมิ อำเภอเมือง จังหวัดเชียงใหม่ 50200

### Telephone

+66 53 945 012

### Fax

+66 53 217 145

### Website

[www.nurse.cmu.ac.th](http://www.nurse.cmu.ac.th)



## Objectives of Observation Visit

Nagoya University of Arts and Sciences – Department of Nursing

Prepared by: SHIMIZU, Yoshiko, Advisor to the President,  
Professor at Faculty of Nursing, Director at Special Course for Midwifery

Faculty of Nursing, Nagoya University of Arts and Sciences  
Address: 4-1-1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya-shi, AICHI 460-0001 JAPAN  
TEL&FAX: +81-52-212-9424

Special Course for Midwifery, Nagoya University of Arts and Sciences  
Address: 1-9-6, Shinsakae, Naka-ku, Nagoya-shi, AICHI 460-0007 JAPAN  
TEL&FAX: +81-52-265-6174

### 【BACKGROUND OF OBSERVATION VISIT / PRESENT SITUATION AND ISSUES IN JAPAN】

We have numbers of foreign residents in Japan, and it is required to understand their culture and their values in order to offer proper nursing care and support.

We have overseas training for nursing as an elective subject in the graduate course at our university, and we give opportunities to the students who participated in the overseas training to discuss on their interests or on their research theme with the aim to acquire a global viewpoint and start to study the present issues diligently.

### 【OBJECTIVES】

Thailand was among the first to adopt the NP system in Asia with the king's support for medical nursing care system.

One of the objectives of this observation visit is to study the medical care system of an Asian people who place importance on family ties in Bangkok and Chiang Mai.

The other objective is to visit a university and a local hospital and understand the home-visiting nursing in Thailand, where they have adopted the US nursing care system at an early stage and have well developed home nursing system while we participate in the projects or lectures there.

We intend to deepen our understanding on their educational policies as well as their educational strategies, the discretionary powers of the NP and the home nursing care in Thailand and broaden our international horizons.

#### 【PLACES WE WISH TO VISIT / ACTIVITIES TO PARTICIPATE】

- A visit to a university: we would like to have a chance to understand the educational system in Thailand while we see the actual situation of education at a university of nursing.

We would like to have a chance to interact with the students there and exchange opinions.

- To learn the principle and actual situation of home-visit nursing in Thailand in order to deepen our understanding on the actual situation of family nursing
- To understand the medical care system in Thailand and learn their system for health promotion of the local people living in the area as well as their medical care system at an outbreak of epidemic

We would like to learn particularly how nurses cooperate with doctors or with other professionals.

- To learn the traditional complementary medical care in Thailand

#### 【COURSE OF ACTION AFTER VISIT】

We consider this observation visit will be a good opportunity to verify with our own eyes the nursing education, medical care, policies for nursing and the actual situation of nursing care in a country other than Japan to understand the similarities and differences.

After this observation visit, we intend to use our findings to broaden our international horizons and use the knowledge for our future activities as a nurse.

We especially intend to cultivate the skill to communicate with foreign residents in Japan sympathetically.

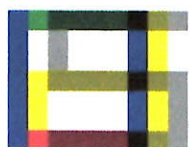
Nagoya University of Arts and Sciences

Signature:

Name: SHIMIZU Yoshiko

Title: Professor

Date: Jul.3, 2021



**NUAS**  
名古屋学芸大学  
NAGOYA UNIVERSITY OF ARTS AND SCIENCES

January/ 25/ 2022

To Chiang Mai University

Dear Dr Thanee Kaewthummanukul Dean, Faculty of Nursing and  
Dr Jutarat Mesukko Associate Dean, Faculty of Nursing,

My name is Yoshiko Shimizu from the Faculty of Nursing, Nagoya University of Arts and Sciences.

I am a professor of maternal midwifery nursing, and I am involved in undergraduate basic education, midwifery education, and graduate (master's) school establishment work at our university.

We have received a letter of consent to accept the overseas nursing training for our students at Graduate School of Nursing in 2024.

We also received the e-mail address of the Associate Dean with the message that they would accept the overseas nursing training for our students and we could consult with them at any time.

We would like to express our sincere gratitude to Dr. Thanee Kaewthummanukul, Dean, Faculty of Nursing for sending the letter during his busy time.

We understand that Atlas Tours has requested Ms. Akiko Dewa to provide



mediation.

We would like to thank them for their support as well.

For the overseas nursing training in 2024, our university is now working on the challenges, such as the approval for our new graduate school.

We would like to contact you again in 2023 and proceed with the preparation. Through the overseas nursing training, we would like to deepen the cultural exchanges with your university's Faculty of Nursing, and we hope to conclude an agreement, which will allow us to promote further exchanges from various perspectives.

Though we are not sure what will happen next year under the current situation with the Omicron variant, please stay safe and healthy during these unusual times.

We are really looking forward to seeing you.

Yours sincerely,

Yoshiko Shimizu



Assistant to the President of Nagoya University of Arts and Sciences

Professor of Maternal Nursing, Faculty of Nursing

Major of the Department of Midwifery

Faculty of Nursing, Nagoya University of Arts and Sciences

Address: 4-1-1, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya-shi, AICHI 460-0001 JAPAN

TEL&FAX: +81-52-212-9424

Special Course for Midwifery, Nagoya University of Arts and Sciences

Address: 1-9-6, Shinsakae, Naka-ku, Nagoya-shi, AICHI 460-0007 JAPAN

TEL&FAX: +81-52-265-6174

令和4年6月14日

学校法人中西学園  
名古屋学芸大学学長 殿

独立行政法人国立病院機構  
名古屋医療センター  
院長 長谷川 好規



名古屋学芸大学大学院看護学研究科看護学専攻の授業に係る  
学生の演習について

貴学から申し出のあった名古屋学芸大学大学院看護学研究科看護学専攻の授業に係る学生の演習の実施について、令和5年4月1日より、本センターが協力することを承諾します。